

平成24年

第7回飯舘村議会定例会会議録

自 平成24年9月11日  
至 平成24年9月24日

飯 舘 村 議 会

平成24年第7回飯館村議会定例会会期日程（案）

（会期14日間）

日次	月日	曜	区分	開議時刻	日 程
第1日	9. 11	火	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明 4. 決算審査特別委員会の設置 及び付託 5. 決算審査特別委員の選任
第2日	9. 12	水	休 会		議案調査
第3日	9. 13	木	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順1～4番）
第4日	9. 14	金	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順5～6番）
第5日	9. 15	土	休 会		議案調査
第6日	9. 16	日	休 会		議案調査
第7日	9. 17	月	休 会		議案調査
第8日	9. 18	火	決算審査 特別委員会	午前9時	平成23年度飯館村一般会計及び 各特別会計決算審査
第9日	9. 19	水	決算審査 特別委員会	午前9時	平成23年度飯館村一般会計及び 各特別会計決算審査
第10日	9. 20	木	決算審査 特別委員会	午前9時	平成23年度飯館村一般会計及び 各特別会計決算審査
第11日	9. 21	金	休 会		議案調査
第12日	9. 22	土	休 会		議案調査
第13日	9. 23	日	休 会		議案調査
第14日	9. 24	月	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名

					2. 決算審査特別委員会審査報告 3. 議案審議 閉 会
--	--	--	--	--	------------------------------------

平成24年9月11日

平成24年第7回飯館村議会定例会会議録（第1号）

平成24年第7回飯館村議会定例会会議録（第1号）						
招集年月日	平成24年9月11日（火曜日）					
招集場所	飯館村役場飯野出張所					
開閉会の日 時及び宣告	開会	平成24年9月11日 午前10時00分				
	閉議	平成24年9月11日 午前11時37分				
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席12名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不応招 △○公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	松下義喜	○	2	飯樋善二郎	○
	3	北原経	○	4	伊東利	○
	5	北山文子	○	6	佐野幸正	○
	7	菅野義人	○	8	大和田和夫	○
	9	大谷友孝	○	10	佐藤八郎	○
	11	志賀毅	○	12	佐藤長平	○
署名議員	4番 伊東利		5番 北山文子		6番 佐野幸正	
職務出席者	事務局長 但野誠		書記 山田郁子		書記 松下義光	
地方自治法の 第121条によ り規定した 者の氏名 ○出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	中井田榮	○	復興対策課長	中川喜昭	○
	生活支援対策課長	佐藤周一	○	住民課長	濱名光男	○
	会計管理者	齊藤修一	○	健康福祉課長	藤井一彦	○
	教育委員長	佐藤眞弘	○	教育長	廣瀬要人	○
	教育課長	愛澤伸一	○	代表監査委員	渡邊守男	○
	農業委員会会長	菅野宗夫	○	農業委員会局長	齊藤修一	○
選挙管理委員会 委員長	齊藤次男	○	選挙管理委員会 書記長	中井田榮	○	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成24年9月11日(火)・午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 決算審査特別委員会の設置及び付託
- 日程第 5 決算審査特別委員の選任

C

C

## 会 議 の 経 過

### ◎開会の宣告

議長（佐藤長平君） ただいまの出席議員12名、定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第7回飯館村議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

### ◎開議の宣告

議長（佐藤長平君） これから本日の会議を開きます。

### ◎諸般の報告

議長（佐藤長平君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（但野 誠君） 報告します。

本定例会に村長から送付ありました議案は、予算案件4件、決算認定6件、条例案件6件、その他案件1件であり、計17件であります。

次に、9月7日に議会運営委員会が本定例会の会期及び日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として、村長ほか関係者の出席を求めています。

次に、監査委員から8月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤長平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、4番 伊東 利君、5番 北山文子さん、6番 佐野幸正君を指名します。

### ◎日程第2、会期決定の件

議長（佐藤長平君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月24日までの14日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月24日までの14日間に決定しました。

### ◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（佐藤長平君） 日程第3、村長提出の議案第49号から議案第65号までを一括上程し、村長の提案理由の説明を求めます。村長菅野典雄君。

村長（菅野典雄君） 本日ここに、平成24年第7回飯館村議会定例会を招集いたしましたところ

ろ、議員の皆様には何かとご多用のところをご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

それでは、提出議案の説明に先立ちまして、6月の定例議会以降の村の主な動きを申し上げます。

さて、「計画的避難区域」に指定され全村避難を余儀なくされて以来、はや1年5カ月目を迎えました。この間、村民の皆様には先行き不透明な中で、しかも長くつらい避難生活をお願いしていること、村の責任者として大変申しわけなく思っているところであります。また、一日も早い復興再生を目指し、議会の皆様と連携をし、諸課題の解決に努力をしまいたいと考えているところであります。

報告に当たり、まず避難区域の見直しでございますが、議会、住民懇談会、行政区への説明会、行政区長会など広く村民の意見を聞いたところであります。その結果、最終的には議会の皆様のご承認を得て、去る7月17日付をもって国から示されました3つの区域に再編することになったところであります。

具体的には、「帰還困難区域」に長泥行政区、「避難指示解除準備区域」に二枚橋・須萱行政区と大倉行政区、佐須行政区、そして八木沢・芦原行政区の4行政区であります。残りの15行政区については「居住制限区域」に再編されたところであります。特に長泥行政区についてはバリケードの設置をお願いすることとなり、今まで自由に出入りできたにもかかわらず、今回不自由な思いをお願いすることとなり、大変申しわけない思いでいっぱいであります。

今回の避難区域の見直しは、損害賠償もかかわるため決定までに時間を要しましたが、村としては村民の立場での区域見直しを念頭に精力的に国と協議をしまりました。村民の皆様方からは不十分な点もあったかとは思いますが、村としては最大限の交渉をしてきたつもりであり、ある程度評価できる内容ではないかと考えているところであります。今後は、賠償にかかわる帰還時期の設定など最終的な判断を求められますが、関係機関、議会とも十分協議をしながら、後顧の憂いがないよう決定してまいりたいと考えております。

次に、「除染」であります。村は平成24年と25年の2カ年間で全行政区を除染する計画を進めてまいりました。24年度に計画している村の西半分の12行政区については、説明会を開催し、各世帯の立入調査を終え、調査した世帯ごとの現地説明に入り、同意のための手続を進めているところであります。ただ、前田行政区については、世帯ごとの立入調査までは実施したものの、区長から調査後の説明会は役員会で受けないことと今のところ決定した旨の申し出がありましたので、同意のための説明会と手続が進められない状況になっているところであります。

また、除染の障害となっているのが、小宮沼平地区国有林の「仮置き場」建設のおくれであります。25年度の秋には搬入できる見込みでありましたが、山が急傾斜など切り盛り工事が難航することが予想され、完成が平成26年秋ごろになる見込みとのことで、しかも確保できる面積は約20ヘクタールと必要面積の15%程度ということで、この1カ所だけではどうしようもないということでございまして、新たな仮置き場の確保が課題となっているところであります。

村としては、現在新たに3カ所の仮置き場予定地を選定し、所有者に現状を説明しながら同意のための手続を進めておりますが、所有者の同意だけでは進めることはできません。つまり、予定地内行政区を初め周辺の皆様方の理解がなければ設置することはできませんので、皆様に理解が得られるよう、誠意を持って対応してまいりたいと思っております。

また、仮置き場ができるまでの間、除染物を一時保管するための「仮仮置き場」についても各行政区ごとに適切な場所に保管していただくよう要請しているところであり、今までのところ一定程度行政区の理解をいただきながら検討をいただいているところがあります。

いずれにいたしましても、仮置き場の建設については、国の責任で必要面積の確保と早期完成を目指していただくよう、これからも強く要請してまいりたいと思っております。

次に、「ままでの復興計画（第2版）」でございます。素案については、住民懇談会等で説明をし、意見の集約を行い、一部修正をいたしました。さらには議会の意見なども加えながら、このほど議会の承認をいただいたところでもあります。今後は、具体的な事業実施計画、いわゆる第3版であります。この制定に向かって「新ままでの村（仮称）構想推進準備委員会」を設置し、検討してまいりたいと思っております。この準備委員会では、主に整備に当たっての基本構想、帰村のための村内拠点整備や、村外での子育て拠点整備、復興住宅などなど、「戻る人」「戻らない人」「今は戻れない人」それぞれに寄り添った重要プロジェクトの検討を進めてまいる予定でございます。

また、この重要プロジェクトを円滑に進めるため、去る8月31日でしたが、「飯館村における復興事業への協力に関する協定書」ということで、村と株式会社東芝、それから株式会社スマートコミュニケーションズの3者で正副議長立ち会いのもと、締結をしたところでございます。この協定によって、両社の持っているノウハウを受けることによって、復興計画の推進に弾みがつくのではないかと考えております。また、今後復興に当たっての指導助言もいただく予定でございます。

このほか、財物の賠償、産業振興、避難所の避難者の生活支援、健康づくり、教育問題など課題が山積しているところでもありますので、一つ一つ丁寧に誠意を持って、しかも迅速に職員ともども事に当たってまいりますので、議員各位のさらなるご支援、ご協力をお願いするものであります。

それでは、各課の諸般の報告であります。

初めに、叙勲の報告ですが、白石行政区の庄司勝蔵氏が瑞寶單光章の荣誉に浴することができました。伝達式に臨みまして、宮中の参内の後、天皇陛下の拝謁の荣誉とお言葉を賜ったということでありまして、「36年間の防火、防災への奉仕ができたこと、深く感謝申し上げます」との言葉があったところでもあります。

総務関係であります。今申しました「ままでの復興計画第2版」、ことし3月から7回にわたって精力的に議論を進めてきたところでもあります。6月30日に赤坂委員長よりこの第2版の答申をいただいたところでありまして、本計画の主な内容としては、「避難解除されれば村に戻りたい人」と、「すぐには戻れないがいずれは村に戻る人」「村には戻らない人」などなど、村民一人一人に寄り添う村の基本方針を具体的に示し、避難生活へ

の継続的支援と村内インフラの復旧・復興とあわせて、「復興のための村内拠点」「子育て支援のための村外拠点」などをそれぞれ整備するものでございます。

この計画の案であります。村民の意見を把握するため、方部懇談会を7回開催し、国の避難区分見直しに伴う賠償関係とあわせて説明会を行ってきたところであります。これまで556人に参加していただいて熱心に議論をいただきました。意見をもとに一部修正を行い、8月22日の村議会原発災害復興対策特別委員会においてご承認をいただいたというところでございます。今後は、本計画をもとに国において策定する避難解除等区域復興再生計画において具体化される予定になっているところでございます。

次に、「避難生活の実態並びに帰村意向のアンケート」でございます。

このアンケート、昨年の10月に続きまして2回目のアンケートでございます。全世帯2,914件に対し回答率が1,788件で61.4%でございました。

主な回答結果を見ますと、これまでもお話を申し上げましたが、「帰村の意向」を尋ねた質問に対して「解除されればすぐに帰りたい」というのが12%、「解除されてもすぐには帰らないが、いずれは村に帰る」が45.5%、「村に帰るつもりはない」が33.1%で、約6割の方が帰村を希望しているということがわかったところでございます。

また、それらに対応した支援策として、「東電の賠償の継続」「借り上げ住宅制度の期間延長」あるいは「徹底した除染の継続」などが挙げられていたというところでございまして、村としてはこれらの意見を踏まえて、今後さらに復興・復旧につなげてまいるための努力をしていきたいと思っております。

次に、この見直しに伴う賠償についてでございます。

計画的避難区域から復旧・復興への取り組みが可能となる3区分に再編を行うため、3月に国から案を出されたところでございます。いわゆる20ミリ以下、20から50、50ミリ以上、こういうことでの区分けでございます。4月から方部懇談会を行いまして意見や要望の集約に努めるとともに、国との協議をこれまで何回も重ねてきたところであります。

本村では、長泥行政区の全域そして比叢、蕨平、前田・八和木行政区の一部が帰還困難区域に該当するため、それぞれの該当の行政区と協議を重ね、国に対し立ち入りの要件緩和やそれに伴う賠償基準の改善に向けて協議を重ねてきたところでございます。その結果、当初予定されていたバリエーションは閉鎖式の簡易なものに変更されましたし、賠償についても帰還時期をあらかじめ行政区の設定をすればこの行政区であります。3年一括、4年一括で賠償を受けることも可能になったところでございます。

これらの協議を経て、7月17日午前0時をもって区域が3つに改められたところでございます。既に居住制限区域に事業所を持つ7事業所から復興のための事業再開の申請が出され、国から許可を得ているところであります。

また、区域の見直しに伴い、財物の賠償を含む新たな賠償基準も示されました。一応この賠償の基準、4種類でございます。

1つ目が精神的賠償、これまでの月10万円の賠償額を避難区域により一定期間一括で受けることができるということでもあります。

2つ目が、土地、宅地であります。それと建物、母屋ほか全てであります。これ

らの財物補償で、土地については評価額の1.43倍の金額、建物の賠償額の算定に当たっては3種類の算定方法から有利な方法が選択できるようにということになったところであります。

3つ目は家財の賠償で、これはなかなか難しいということで、家族の人数によっての一定額が支払われる。

4つ目は、農林業やその他の事業に対する営業損害であります。農林業は5年分、その他の事業は3年分、給与については2年分を一括で受けることができるということでありあります。

これらはいずれも標準的な賠償基準を示すものであって、納得のいかない場合は個別に協議することも可能となっているところであります。

村といたしましては、これらの基準が示された以前から、区域によって賠償額にできるだけ差が生じないようにという要望を行うとともに、被災者に寄り添うような配慮を国に対し強く要望してまいったところであります。精神的賠償の3年一括、4年一括とか、リフォーム代の一部先行払いなど、村の提案により改善された点であると考えているところでございます。

今後も被災者である村民の声を国に届けながら賠償の改善に向けて働きかけていきたいと思っております。

次に、村民の声ネットワークシステムについてであります。

約9割の村民が福島市、伊達市、川俣町そして相馬市や南相馬市など村から約1時間程度の距離に避難をしておるところであります。被災前、約1,700世帯であった村の戸数は、8月1日現在ですが、約3,100世帯にまで増加をしているということであります。

村では広範囲に散らばった村民の孤立化を防ぐため、避難先での自治会の設立を支援する一方、公報の充実や方部別懇談会などで対応してまいったところであります。しかしながらいち早く情報を伝達する仕組みを望む声も多く寄せられていたところでありまして、村では総務省の補助金を受け、「村民の声ネットワークシステム」を導入し、避難前の全世帯を対象としてタブレット端末の配布を行ったところであります。8月末現在で2,483台、約90%の配布を終えているところでございます。

このシステムはタブレット端末を使い、村の情報を即時に発信できるのに加えまして、村民が好きなきに必要な情報を引き出すことができる、また、双方向通信も可能、さらにインターネット、テレビ電話機能もあるということで、今のところ村民からおおむねよい評価を得ているようで、今後も情報の更新や内容の充実に力を入れていきたいと、このように思っているところであります。

次に、住民課関係でございますが、防犯であります。

7月17日、つまりいわゆる区域の見直しのスタートのときであります。県警南相馬警察署と「いいたて全村見守り隊」との合同の防犯パトロールを実施をしました。今後もより効果的なパトロールに努めてまいりたいと考えています。

税関係であります。個人村県民税については6月15日、それから国民健康保険税と介護保険料及び後期高齢者医療保険料は7月の17日に納税・納入通知書並びに減免決定通知

書を発送したところでございます。減免を除いた課税額は、個人村民税が4,153万円、国保税が25万円、介護保険料が31万円、後期高齢者医療保険料は全県減免で課税額なしでございます。

また、東日本大震災に伴う減免の状況であります。さきに減免申請を受け付けした償却資産税が67件の483万円、個人村民税が2,205件の1億1,731万円、国保税が1,191件の2億2,253万円、介護保険料が1,820件の1億1,832万円、後期高齢者医療保険料が1,191件の2,822万円となっているところであります。

次に、健康福祉課関係であります。7月1日と8日に村の子育て支援の一環として子育てプリペイドカードなどの交付を行いました。当日184世帯、357人のプリペイドカードと図書カードを交付したところであります。また、この機会に小児科医などによる放射線と子供の発達などテーマにした講演会も開催したところであります。

次に、仮設住宅集会所などを会場に集団検診の結果説明会を13回実施をしました。

7月中旬からは、60歳以上の高齢者等を対象に仮設住宅の集会所やいやしの宿いいたてを会場に、運動を中心とした健康教室も開始をしています。避難生活における健康管理の一環として、運動不足の解消と体力の維持・向上を目的に、高性能歩数計を配布し、一人一人の体の状況に合わせた運動プログラムによる健康づくりも行っているところであります。

また、県立医科大学、国立病院機構災害医療センターの協力によって、月1回のよろず健康相談も行っているところでございます。

6月17日にはリスクコミュニケーションの一環で子供の健やかな成長と子育ての不安解消を目的として、小児科医や精神科医の医師らが立ち上げた「こころ・ケア・フォー・チルドレン」の協力により、「子どもの遊びと心の相談会」を開催いたしました。当日は親子41人の参加があり、それぞれ育児の悩みなどの相談を受けていたところでございます。

6月26日から、乳幼児とその親を対象とした「子育てサロン」をやりまして、やまゆり保育所内で、9月から草野・飯樋幼稚園内で毎週火曜日実施をして若いお母さんの貴重な情報交換の場になっているところであります。

8月1日から、村独自で購入いたしましたホールボディーカウンタによる内部被ばく検査と甲状腺検査をあづま脳神経外科病院で開始をいたしました。各自が予約制となっています。また、足の確保が難しい相馬方部については、患者バスを活用して送迎を行っているところであります。

次に、「健康リスクコミュニケーションの推進委員会」であります。3つの部会に分かれて開催をしました。

一方、7月30、31日には幼稚園、小学校、中学校の教員を対象に、あるいは8月22日は保健師、訪問看護師、栄養士、生活支援相談員などを対象にそれぞれリスクコミュニケーションの養成研修会を実施したところでございます。

今後、さまざまな場面でこのリスクコミュニケーションを実施するとともに、これからリスコミの新聞を発行したり、タブレット端末のところで放射能の知識や対処法などをわかりやすく学べるようにしていきたいと思っているところであります。

民生児童委員、生活指導相談員、仮設住宅管理人などを対象に「高齢者を支えあう仮設住宅の仕組みづくり講演会」も開催していたところでございます。

次に、復興対策関係でございます。

除染であります、大師堂の東半分の工区が10月20日工期で現在除染を実施しているところでございます。約9割以上が完成しております、今度客土が主な仕事となっており、除染結果については11月の中旬に公表される予定でございます。

村内8事業所及び「きこり」「まごころ」の公共施設、長泥地区のコミュニティセンターと民家2戸については、8月末までに除染計画が完了しております、現在モニタリング調査中で、除染結果は9月中旬に環境省より公表される予定でございます。

村内の向押・小宮・長泥の農地のモデル実証であります、9月末までの工期で現在進めています。東北農政局より、表層から15センチメートルまでの土の中の放射性セシウム濃度の平均の結果であります、向押で93.0%、小宮で87.0%、長泥で92.0%の低減という中間報告がありました。このように除染をすれば確実に線量が下がることが証明されたものと考えているところであります。

3カ所のうち、向押地区及び小宮地区の2カ所において農水省が除染後の水田にそれぞれ30アールの水稲の試験の作付実施をしております。さらに、向押であります、水稲の試験栽培とあわせて露地及びパイプハウスによるキュウリ、ミニトマト、ブロッコリー、ホウレンソウ、コマツナなどの野菜を作付し、放射性セシウムの移行の実証事業も行っているところでございます。

次に、携帯型線量計の貸与であります、現在1,479世帯に対して1,105件となっており、貸与率75%であります。

次に、本格的除染についてであります、平成24年度の西半分12行政区の除染作業同意取り付けに向けて現在住民説明会を開催し、それから同意取り付けというところに進んでいるところでございます。

また、平成25年度の東半分の9行政区でございます、来年3月までに同意取り付けを完了して、春から除染作業ができるようにしたいと、このようなことでこれからの9月末から10月にかけて説明会を開催していきたいというふうに考えております。

次に、農政関係ですが、村外での営農再開支援について、村の復興計画に基づきまして、国の復興交付金事業や県の補助事業、あるいは複数の事業により複合的に支援を実施しておるところでございます。

まず、ハード事業ですが、議会の臨時会において議決をいただきまして、早速福島市内の4カ所での農業用パイプハウス等、21棟の整備工事について8月14日に着工したところでございます。

次に、ソフト事業ですが、営農再開初年度のみ補助でございます、6月末までに県内での営農再開希望者15名の方について交付決定しているところでございます。

また、国の「園芸産地等復興支援事業」ですが、再開希望者2人の方について決定しております。

また、生きがづくり支援であります、国のモデル事業6月末までに相馬仮設、伊達

東、松川、国見、信夫雇用促進住宅などで交付決定しておりまして、随時打ち合わせなどを今進めているところであります。

また、村単独の「農業生きがいつくり支援事業」は、家庭菜園などに要した費用について原則5万円以内で補助するというところでありますが、8月末までに49件の申し込みをいただいているところでございます。

そのほかに、福島市内に1件及び相馬市内に1件、耕作放棄地再生利用交付金事業を実施する方向で、今事務的に進めているところであります。

村内における農地の保安全管理でございますが、中山間の事業及び農地・水環境の事業などを利用して7月から9月末をめぐりに水田を初め対象農地の草刈りを実施しているところでございます。

建設関係、村道・林道・農道の維持管理ですが、平成23年度同様、村内4業者に委託し、道路パトロールで点検しながら、側溝、舗装などの補修及び路肩の草刈りなどを実施し、安心して通行できる安全確保に努めているところでございます。

繰り越し工事ですが、23年度の繰り越し工事といたしましては4路線、いわゆる白石大火線、大西東線、柏塚線、沢道線の現道舗装工事が8月末に完了しているところでございます。

公営住宅の管理であります。入居者の避難や退去により、村営住宅や教員住宅の管理が十分にできないため、村内業者をお願いをいたしまして、敷地内の草刈りを実施し、維持管理に努めているところでございます。

次に、屋根瓦の補修事業でございます。

平成23年度に引き続き、壊れた屋根瓦の補修についてであります。瓦のほうも円滑に流通がなるようになったようでありまして、着々と補修が進んでいるところであります。屋根瓦の補修事業につきましては、今年度で事業が一応完了ということでございますので、取り落ちが出ないよう住民への周知に努めてまいりたいと思っております。

次に、生活支援対策関係でございます。

9月1日現在の県内避難者は6,141人で約92%、県外避難者は529人で約8%の避難状況でございます。県内の避難状況を市町村別に見ますと、一番多いのが福島市で3,826人、伊達市が580人、相馬市が423人、南相馬市が329人、川俣町は511人、二本松市は76人、国見町は65人などが主な避難先でございます。

次に、住まい方、県内の借り上げ状況でございますが、民間の借り上げが3,974人で約60%、応急仮設住宅が1,186人で18%、公的宿舎などが533人で8%、県外へ自主避難している村民が529人で約8%、村内の親戚宅や老健施設、病院に339人で約5%の方が避難している状況であります。

なお、村内に残る未避難者は8世帯13人でございます。また、いいたてホームには92人が入所していると、こういう状況でございます。

次に、避難生活の支援ですが、緊急雇用事業により、仮設住宅管理人7人、タブレット活用要員8人、仮設直売所要員5人などを配置し、きずな事業による自治会役員を雇用するなど、村社会福祉協議会の生活支援相談員11人が巡回相談に、または保健師や看護師が

高齢者や要介護者を巡回するなど、日常生活の支援に重点を置いて活動しているところでございます。いやしの宿の利用者は延べ9,000人を超え、多くの村民の交流拠点となっているところでございます。

次に、仮設住宅の住環境は、宅内の非常ベルの設置がほぼ完了をいたしまして、現在追いたきと物置きの設置を行っているところであります。一部床下にカビ発生などで、これからも改善を進めていきたいと思っています。

この仮設住宅であります、民間借り上げ住宅も入居期間は3年、平成26年3月末までとされているところでありますが、避難中の村民からはより安全・安心して住める中期的な住宅の提供を求める声が上がっているところでございます。

7月17日の区域見直し以降、金融機関、ガソリンスタンド、自動車整備工場、建具製造業者など7事業所が国の許可を得ており、村内で事業を再開しております。ほかに4件が申請しております、今後もふえることが予想されているところであります。

それから、懸案でありましたふくしま産業復興企業立地補助金、継続操業2社の雇用拡大計画が認められまして、申請どおり補助金の内示を受けたところでございます。

次に、教育委員会関係でございます。仮設中学校につきましては、8月に完成し、2学期より運用を開始したところでございます。9月6日に多くの関係者を招いて開校式を行わせていただきました。幼稚園の増設工事も完了し、2学期より使用開始をしています。それぞれ議員各位、関係者の協力を改めて感謝を申し上げます。今後とも子供たちの教育環境整備にご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

この子供たちであります、夏休み中、体験授業、招待授業などなど、15の企画、述べ360人余が参加しております。ことしで3回目になる「沖縄までの旅」であります、45名の6年生が参加をし、いろいろ学んでまいりました。同じく3回目の「未来への翼」、今回はイタリア研修事業ですが、中学生22名がイタリア、シチリア島の美しい村づくりを研修してまいったところであります。

また、招待事業として行われた中学生のオーストラリア研修には、中学生16名が参加し、西オーストラリアを訪問し、現地の子供たちとの交流やホームステイなど貴重な体験を積んでまいったところであります。いずれの研修にも転校生にも呼びかけているところでございます。

そのほかにも、全国各地から子供たちに対するご支援が寄せられており、改めて感謝を申し上げます。子供たちには、今回の貴重な体験と全国の皆様からのご支援を胸に、大きく成長してほしいと願っているところでございます。

それでは、議案第49号でございますが、平成24年度飯館村一般会計補正予算（第6号）でございます。

既定予算の総額に5億6,385万5,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を73億4,138万2,000円といたしました。

歳出の主な内訳は、総務費として総務管理費が2,425万6,000円、選挙費588万6,000円などでございます。民生費は、社会福祉費が1,094万3,000円、衛生費として保険衛生費208万9,000円、清掃費133万8,000円などです。農林水産業費としては農業費が1億

9,325万3,000円であります。商工費としては、商工費が166万1,000円、土木費は道路の橋梁費であります。3,800万2,000円あります。教育費として教育総務費1,100万円、中学校費335万円、幼稚園費197万3,000円、保健体育費2億6,758万8,000円を計上いたしたところでございます。

なお、これらを賄う財源として、地方交付税、国庫支出金、県支出金、村債などを充当しているものでございます。

議案第50号は、平成24年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)であります。

既定予算の総額に76万9,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を1億4,085万円といたしました。

歳出の内訳は、田尻浄水場のろ過池の凍結防止工事をすることです。

議案第51号は、平成24年度飯館村介護保険特別会計補正予算(第2号)であります。

既定予算の総額に2,964万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を8億2,169万4,000円とするものであります。

歳出の主な内訳は、平成23年度の国庫支出金の確定による返還金を計上いたしました。

議案第52号は、平成24年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)であります。

既定予算の総額から2,239万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3,153万6,000円とするものであります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金が減額されたものであります。

議案第53号から議案第58号までは、平成23年度飯館村一般会計及び各特別会計の歳入歳出の決算認定です。

一般会計の決算額は、歳入総額69億1,509万7,000円、歳出総額が57億7,109万2,000円で、歳入歳出の差し引き11億4,400万5,000円の黒字決算です。

このうち、繰越明許費の財源繰越額が2億8,421万2,000円を差し引いた実質収支は8億5,979万3,000円あります。その中から財政調整基金に5億円を積み立てしているところでございます。

以下、各特別会計を含めた決算について、監査委員の決算審査の意見書並びに決算にかかわる主要な施策の成果報告書を付しているところでございます。

議案第59号は、飯館村東日本大震災復興交付金基金条例です。

この基金の設置は、東日本大震災復興特別区域法に基づき復興交付金事業等に要する経費の財源に充てるため、「飯館村東日本大震災復興交付金基金」を設置するものです。

議案第60号は、復興産業集積区域における村税の特例に関する条例です。

これは、復興推進計画の認定の日から平成28年3月31日までの間に一定の対象施設を新設または増設した事業所に対して、固定資産税の課税免除をするものです。

議案第61号は、飯館村税特別措置条例の一部を改正する条例です。

これは、村税の課税免除または不均一課税に関しては飯館村税特別措置条例のみ規定されていましたが、新たに復興産業集積区域における村税の特例に関する条例でも、村税の

課税免除に関する規定が設けられたことに伴う語句の改正でございます。

議案第62号は、飯舘村介護保険給付費準備基金設置条例の一部を改正する条例でございます。

これは、福島県より介護保険財政安定化基金特例交付金が各市町村の基金財源として交付されまして、保険料率の増加分の抑制を図るための財源に充てるものでございます。

議案第63号は、飯舘村災害対策本部条例の一部を改正する条例であります。

これは、災害対策基本法の一部を改正する法律の一部が改正されたことに伴いまして、飯舘村災害対策本部条例の一部の語句を改正するものでございます。

議案第64号は、飯舘村防災会議条例の一部を改正する条例であります。

これは、災害対策基本法の一部を改正する法律の一部が改正されたことに伴いまして、飯舘村防災開議条例の一部の語句を改正するものでございます。

議案第65号は、飯舘村過疎地域自立促進計画の変更についてでございます。

主な計画の変更は、1つは、産業振興「1 産業振興」に「農地・水・環境保全向上対策事業」増加分の事業費を計上しております。2つは、「3 生活環境の整備」に「高機能消防指令施設整備事業」を加え、あわせて事業費も計上しているところでございます。

以上が、提出いたしました議案の概要であります。よろしくご審議の上、御議決を賜りますよう、お願いを申し上げます。

#### ◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時50分）

#### ◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時34分）

#### ◎日程第4、決算審査特別委員会の設置及び付託

議長（佐藤長平君） 日程第4、決算審査特別委員会の設置及び付託の件を議題とします。  
お諮りします。

議案第53号「平成23年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について」、議案第54号「平成23年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第55号「平成23年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第56号「平成23年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第57号「平成23年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第58号「平成23年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、以上の6議案については、10人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第53号から議案第58号までの6議案については、10人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎日程第5、決算審査特別委員の選任

議長（佐藤長平君） 日程第5、決算審査特別委員の選任を行います。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、飯舘村議会委員会条例第6条第1項の規定によって、1番 松下義喜君、2番 飯樋善二郎君、3番 北原 経君、5番 北山文子さん、6番 佐野幸正君、7番 菅野義人君、8番 大和田和夫君、9番 大谷友孝君、10番 佐藤八郎君、11番 志賀 毅君、以上10人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した10人の諸君を決算審査特別委員に選任することに決定しました。

なお、本日散会後に決算審査特別委員会を議場に招集しますから、委員長、副委員長を選任の上、議長に報告を願います。

◎散会の宣告

議長（佐藤長平君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前11時37分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年9月11日

飯 館 村 議 会 議 長	佐藤長平
” 会議録署名議員	伊東 利
” 会議録署名議員	北山文子
” 会議録署名議員	佐野幸正

平成24年9月13日

平成24年第7回飯舘村議会定例会会議録（第2号）

平成24年第7回飯館村議会定例会会議録(第2号)						
招集年月日	平成24年9月11日(火曜日)					
招集場所	飯館村役場					
開閉会の日時及び宣告	開議	平成24年9月13日 午前10時01分				
	閉議	平成24年9月13日 午後 3時10分				
応(不応)び 招議員及 出席議員並 びに欠席議 員  出席12名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 招公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	松下 義喜	○	2	飯樋 善二郎	○
	3	北原 経	○	4	伊東 利	○
	5	北山 文子	○	6	佐野 幸正	○
	7	菅野 義人	○	8	大和田 和夫	○
	9	大谷 友孝	○	10	佐藤 八郎	○
	11	志賀 毅	○	12	佐藤 長平	○
署名議員	7番 菅野 義人		8番 大和田 和夫		9番 大谷 友孝	
職務出席者	事務局長 但野 誠		書記 山田 郁子		書記 佐藤 修	
地方自治法の 第121条より 規定によつて 説明した者 の氏名  ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野 典雄	○	副村長	門馬 伸市	○
	総務課長	中井田 榮	○	復興対策課長	中川 喜昭	○
	生活支援対策課長	佐藤 周一	○	住民課長	濱名 光男	○
	会計管理者	齊藤 修一	○	健康福祉課長	藤井 一彦	○
	教育委員長	佐藤 眞弘	○	教育長	廣瀬 要人	○
	教育課長	愛澤 伸一	○	代表監査委員	渡邊 守男	
	農委会長	菅野 宗夫	○	農委局長	齊藤 修一	○
選挙管理委員会 委員長	齊藤 次男		選挙管理委員会 書記長	中井田 榮	○	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成24年9月13日(木)・午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問(通告順 1～4番)

## 会 議 の 経 過

### ◎開議の宣告

議長（佐藤長平君） 本日の出席議員12名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時01分）

### ◎諸般の報告

議長（佐藤長平君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（但野 誠君） 報告します。

9月11日に決算審査特別委員会が開かれ、委員長に大和田和夫委員、副委員長に北原 経委員を選任した旨の報告が議長にありました。

次に、会期中の常任委員会の活動状況であります。9月11日、総務文教常任委員会並びに産業厚生常任委員会が所管事務調査事項協議のため、それぞれ委員会が開かれております。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤長平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、7番 菅野義人君、8番 大和田和夫君、9番 大谷友孝君を指名します。

### ◎日程第2、一般質問

議長（佐藤長平君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。7番 菅野義人君の発言を許します。

7番（菅野義人君） 9月定例議会一般質問に当たり一言申し述べさせていただきます。早くも東日本大震災とあの思いもよらぬ東京電力第一原子力発電所の事故から1年半が過ぎようとしております。この間、どのような取り組みを行ってきたのか、時々整理するために記録をつくって目を通しております。ちょうど1年前、地区としましては、全村避難も一段落となり、避難後初の地区の顔合わせを行ったり、瀬戸内寂聴さんの法話会を開くなどして、ばらばらになった中でもつながりを持ち続けるための活動が始まった時期でありました。

村においては、飯野出張所での業務も本格的に稼働が始まり、学校建設のための臨時議会が開催されるようになってきました。議会活動も災害対策特別委員会から復興対策特別委員会へ移行し、除染や賠償の問題、バイオマスやバイオエタノールなどの新しい産業の可能性に向けて模索が始められました。多くの村民から「議会の活動が見えない」、「村民の要望・要求がかなえられていない」などと批判をちょうだいしておりますが、何とか進むべき道を見つけるようにと各議員がそれぞれの努力を重ねてきた。このことは事実であり、この努力の延長の末に将来の道が切り開けるものだと確信をいたしております。

それらの中、先ごろ、報道で福島県の試算によります人口流出の問題が伝えられました。

このままの人口流出が長期間続いた場合、最悪を想定すると、県の人口が現在の196万人から2040年には123万人になり、73万人の減少となる可能性がある。このように伝えられました。最悪シナリオを防ぐためには、当然のことながら、さまざまな施策の展開が必要であり、それは私たち飯舘村においては、県の抱える問題のレベル以上の重要課題であると認識をしております。全村避難を余儀なくされた自治体として、より一層、村民の要求・要望に応えられるような的確な政策立案と展開が求められるものと改めて覚悟をすべきものと思います。

ことし6月に村で行った避難生活実態と帰村意向に関するアンケートの調査結果は既に伝えられています。その結果、「避難解除されれば帰る」と答えた12%の回答と、「線量の下がりぐあいを見て、いずれ帰る」と答えた45%の方を足して、全体の約6割の方が帰村意識を持っておられると報告されております。しかし、冷静に分析し考えてみますと、今後の避難年数の長さや除染を含めた放射線量の軽減程度、帰村後の生活のあり方、収入の確保方策、それぞれの賠償額の程度など、お一人お一人の判断には極めて複雑な要素が絡んでくるはずで、6割の村民が帰る意識を持っているという固定した概念で復興策を考えるのではなく、帰村に対して中間的な考えをお持ちの方の中で一人でも多くの方が帰れるように努力することが重要と思います。

飯舘村の復興を登山に例えるならば、多くの人数でパーティーを組んで困難な頂上を目指す集団登山のようなものであります。頂上に立ちたいという思いはあっても、途中の道は極めて険しい道が待っております。登山は集団の中で体力の最も落ちるメンバーが先頭を進みます。リーダーは中間の位置にいて、その集団が漏れなく頂上に立つことを常に考えながら、先頭や後ろについてくるメンバーの様子を配慮しながら登っていきます。早く登りたい方と早く登れない方との間に立って、その集団のペースを決定します。

一人でも多くの方が帰村できるようにするための条件は何かと考え、すぐ帰りたいと希望されている思いだけではなくて、迷っておられる方がどうすれば帰村が可能になるのか、そのような視点で検討する必要があると思います。特に行政側での復興策と村民にとって必要な復興策とがかけ離れることのなきよう十分に気をつけていく必要があると思います。

前置きが長くなりましたが、今回の私の質問の前半は、早く帰村したいと考える方が抱えている疑問点を取り上げ、後半は帰村を慎重に考える方々が抱く問題点を取り上げました。議論を深めながら、村の進むべき道を見定めていきたいと考えております。通告順に従って質問に入ります。

まず、1番目として、復興計画についてお尋ねをします。

復興計画の1番目として、再生可能エネルギー利用施設の整備を進めるためには、今から具体的な検討を開始すべきでないか。また、再生可能エネルギーについて民間企業などのさまざまな提案をどのように生かすのかということであります。新産業への取り組みについては、原発事故以来、追い風もあり、制度の改正や社会的な背景も徐々に整備、認識されておると思います。6月議会でも議論させていただきました。新産業であるゆえに、将来の見通しなど、それらについては不明瞭な点もあり、村単独の取り組みだけでは極め

て難しい点もある。しかし、さまざまな民間企業からの提案もありますが、それを一括して検討を加え、本当に飯舘村の雇用の確保につながり将来の産業に結びつくか、何なのか、検討を加え方向を打ち出す、そのような必要があると思います。帰村意識を高めるためにも、今から検討を始める必要があるし、その体制をつくるべきと考えますが、所見を伺うものであります。

次に、復興計画の2番目としまして、このほど締結しました株式会社東芝やスマートコミュニケーションズとの復興事業への協力に関する協定によって、具体的に何を目指しどのように具現化を図るのか、お伺いをするものであります。今回の協定によって、ノウハウ提供、具体的な提案、人的支援を送ると、そのような報告がありました。飯舘村の復興に関してどのような可能性を求めていくものなのか、お伺いをいたします。

次に、1の3としまして、農業の再生に対しては特段の配慮をすべきであり、特に土地利用型の作物については、まず農地の再生策を講ずるべきである。除染農地の地力回復、維持管理等を行い、それを当面の間、農業者の収入確保策とする政策を導入すべきであると考えますが、所見を伺うものであります。

9月4日に出されました国の避難地域に係る帰宅支援と農業再生プランを見てみますと、営農再開に向けた条件整備として、農家の機関及び通常の作業が可能となった段階で除草、地力増進作物の作付、土壌改良資材の投入、水路・農道の補修など、地域の取り組みを推進するとありますが、私はそれだけでは不十分と考えます。農地の除染は、モデル事業を見ますと、比較的除染効果が期待できそうではありますが、実際に風評被害を克服するためにはかなりの時間がかかることが予想されます。その間の収入確保策を除染農地の地力回復、維持管理方策を今から検討し実現することは多くの方が戻るための方策にもつながるものと考えます。

次に、2番目としまして、財物保障に関しましての村の取り組みについて伺います。

このほど示されました東京電力の財物保障は、家屋や宅地については固定資産評価額、事業用償却資産については残存価格を基準とするなど、総体的に農村の暮らしや農家の資産について評価が低いように感じます。生活再建に向けて不十分な方も多く避難設定期間後の賠償のあり方も不透明であります。村として、この財物賠償に関して、どのように村、村民に向き合うのか、所見を伺います。

次に、質問の3番目としまして、除染について伺います。

まず、除染の最初に、特に帰還困難区域などの高線量区域や居住制限地域であっても帰還困難地域に匹敵する高い線量を計測される地域があります。それらの地域に対しては、建物の解体除染の基準、今回の示された除染範囲以外での、いわゆるホットエリアの除染、生活用水としての引き水の水源地除染など、線量を下げることの方策を示すべきだと、そのように思われますが、所見を伺います。

次に、除染に関する2番目としまして、国から示された新たな方針としまして、居住環境に隣接する農地の除染の方法は、関係機関や村の関係者からなる農用地除染に関する協議の場での検討というふうにされておりました。村としてこれに対してどのように対応するのか、伺うものであります。また、森林の除染について、多くの村民が生活森林は、生

活環境の一部との認識を持っております。その点に関し、今後の対応について所見をあわせて伺うものであります。

最後に、リスクコミュニケーションの進め方について伺います。

リスクコミュニケーションの基本は、事故発生時もしくは発生後の国の対応や専門家に対する不信感の払拭を基本に据え、被災者の立場に立ちながら相互信頼関係を築くことにあると思います。その上で正しい理解を深めるための事業を進めるべきであると思います。村として所見を伺うものであります。

以上、4項目7点の件に関して議論を深め、村の進むべき道を求めるため、答弁を求めます。

村長（菅野典雄君） 7番 菅野義人議員のご質問にお答えをさせていただきます。

4点ございますが、復興計画についてお答えをさせていただきます。

復興計画の第1点、再生可能エネルギーの導入でございます。

これにつきましては、原子力災害により大きく転換を余儀なくされた農業を初めとする村の産業にとって重要な事業であるというふうに考えております。村では、先般、議会に承認をいただきましたまでいな復興計画第2版の中でも、産業の再生と雇用の確保が復興のためには不可欠であり、従来の飯館村の産業再生に加えまして、風力、太陽光、バイオマスエネルギーなど再生可能なエネルギーを活用した新しい産業の導入について掲げているところでございます。

村では、これらの推進のため、村に協力をいただける民間の方々を委員とした新までの村構想準備委員会を昨日設置をし、具体的な検討事業に着手をしたところでございます。この準備委員会では、復興のための村内拠点や村外の子育て拠点、再生可能エネルギーの導入について専門的見地から実現に向けた調査研究を進めることとしておりまして、具体的な見通しがついたものから順次、国の復興交付金等を活用して事業化を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

太陽光発電につきましては、国の再生可能エネルギーの固定価格買取制度の設定価格が高額であるため、各地で民間企業の電力産業参入が計画されておりまして、本村にも幾つかの企業から立地について打診があるところであります。また、バイオマス発電については、森林の除染を進めていく上で欠かすことのできない施設と考えておりまして、他の被災自治体等の動向も視野に入れながら導入を前提に進めてまいりたいというふうに考えております。事業の導入に当たりまして、村といたしましては、事業を導入した後の運営について、経営計画や過去の実績などから判断するとともに、村の将来を見据えた土地利用などについても総合的に判断しながら、後々、村民の、あるいは村の負担となることがないように判断していかなければならないというふうに考えているところであります。

なお、再生可能エネルギーの導入に当たっては、何らかの形で村が運用することによりまして、雇用につなげたり、そこから得られた収益を村民に還元する仕組みが構築できないものかというふうに考えておりまして、いずれにいたしましても、村の将来にかかわる重要な判断を迫られることになると考えておりますので、議会並びに関係団体とも十分に協議をして進めていきたいというふうに考えているところであります。

二つ目の、企業との協力協定についてでございます。

去る8月31日、株式会社東芝と、もう一つ、株式会社スマートコミュニケーションズと村の3者で飯舘村の復興事業への協力に関する協定書を結んだところであります。村は村民や有識者らで組織する委員会での議論を経まして、6月末に飯舘までいな復興計画第2版の案を策定しましたが、この計画の策定過程で村の復興や振興策について賛同いただき協力をいただいたのが、今述べました二つの会社であります。

村の復興計画は「村民一人一人の復興を目指す」と、こういうふううたっておりまして、戻りたい人、戻りたくとも戻れない人、今現在すぐには戻れない人、そして、戻らない人など、それぞれ事情が異なっても同じ村民でありますから、一人一人に寄り添うことを目標としておりまして、とりわけ重点プロジェクトとして、村外の子育て拠点と帰村のための村内拠点のようなものを整備を掲げているところでございますし、2社には主に村内拠点での再生可能エネルギー導入を柱とするスマートコミュニティ化や村内外をつなぐ情報発信などについて、ノウハウの提供や人材の派遣、具体的な提案を受ける予定になっているところであります。さらに、再生可能エネルギーの発電や利用制御などの運営、事業化を行う「いいたて復興公社」、これはあくまでも仮称でございますが、これらの設立の検討についても協力を得るとともに、帰村に不可欠な雇用の確保に向けても関連企業の誘致も含めて協議をしてみたいというふうに考えております。

この2社の協力を得まして、早速、昨日、新までの構想推進準備委員会を設立いたしました。委員会では、村のアドバイザーである佐川氏を委員長として、今後、どう構想の具体化に向けたマスタープランづくりに2社を初め、JAそうま飯舘総合支店、村商工会、村森林組合ほか、村の復興に協力をいただける民間企業も委員に委嘱をしているところでございます。今後、専門的見地から、具体的な提案などを受けていく予定であります。必要に応じて村内外の民間企業にも参加をいただき、村の復興を進めていただきたいというふうに考えております。具体的な事業実施につきましては、事業性などの調査を行いまして、可能なものから国の復興事業などを活用して実現化を図ってまいりたいというふうに思っております。今回の民間企業との協力書の締結を通じて、重点プロジェクトをより充実させた上で実現をし、可能な限り早期に村民一人一人の復興を目指してまいりたいというふうに考えているところであります。

3点目の農業の再生についてのご質問でございます。

村の農地は、放射能物質に広く汚染をされまして、これら汚染物の除去はもとより、その後の風評被害に対しても息の長い戦いを強いられることが予想され、農業の再生は大きな課題になると考えているところであります。村では、除染や放射性物質に対応した農業技術研究を進めるとともに、農地の新たな利用法として、再生可能エネルギーの導入や花卉の施設栽培、水耕栽培など、土壌汚染と隔離した農業の導入などを検討しておりますが、村の広大な面積をカバーし切れるものでは全くありませんので、したがって、農地を除染し、再生させるとともに、作物が栽培可能となるまでの期間、維持管理する仕組みが必要になってくるわけであります。これまで村の農業を支えてきた高齢者層は、この避難によって営農意欲や体力を奪われ、これまでのような営農体系では村の農地を維持できないと

いうふうにも予想されるところでございます。

村といたしましては、まず、表土剥ぎ取りにより徹底した除染を行うということ。さらに除染の終わったところから、客土にしる、その他いろいろな方法で地力の再生を担っていく。そして、農地の維持管理、会社が地力増進作物を耕作をして維持するといった流れを一連のパッケージで進めなければならないというふうに考えているところであります。そして、これらを取り組むことによって、所得保障制度に位置づけられて、農業者の収入に結びつくような制度化を図られることが必要であるというふうに思っております。全村避難を強いられ、数年間耕作を禁じられた代償は余りにも大きいわけではあります。これらの仕組みが確実に進められるよう、実行されるよう、国に強く、強く要望をしていかなければならないと、このように思っているところであります。

他の質問はそれぞれ担当のほうからお答えをさせていただきます。以上でございます。  
生活支援対策課長（佐藤周一君） 菅野義人議員の財物賠償に関しての村の取り組みというご質問にご答弁いたします。

賠償基準は、原子力損害賠償紛争審査会が示した指針を踏まえ、国の考えのもとで東京電力が定めたものであります。議員お質しのように、村としても農村の暮らしや農家の資産についてその評価が低いと受けとめております。国の説明では、賠償基準の建物とは、原則として固定資産課税台帳に固定資産評価額が記載されている建物であって、賠償額の算定は固定資産評価額あるいは建築着工統計に基づく平均新築単価による算定、もしくは個別のさまざまな事情による個別評価による賠償を選択できるとされております。国と東京電力が村民の不動産情報の入手方法についての協議中であるため、具体的な数値が出てくるのはもう少し先ということになるようですが、個別評価でない評価額については、算定した数値があらかじめ示され、有利なほうの評価を選択できるとされております。しかし、古い農家住宅などは資産の評価が低いと予想されますので、今後、国に評価方式の改善を求める必要があると認識しております。避難期間の設定後の賠償のあり方についても、まだ具体的な提示がございませんので、村としても、暮らしや資産評価制度、そして、請求方式の早期確立を求め、村民生活の再建に意を尽くすよう強く要望していきたいと考えております。

復興対策課長（中川喜昭君） 私からは3の除染について、ご質問の1点目、2点目について関連がございますので、一括でお答えさせていただきます。

まず、1点目の帰還困難区域や居住制限区域の高線量地域での除染方法についてでございますが、まず、国の除染解体の基準は、空間線量低減のために所有者の判断で解体除染を希望した場合は解体できることになっており、その解体費用の全額または一部を東京電力に賠償できるよう、現在、関係機関において調整をいただいております。また、生活用水の引き水の水源の除染は、水源を生活空間と見なし、除染することになっており、同様に、除染範囲以外で人が行き交う神社や墓地等のほっとエリアについても生活空間と見なし、除染をすることになっております。

お質しの高線量地域でさらに空間線量を下げることの方策でございますが、国は、空間線量の高低で除染方法を明示している対象物は舗装と芝生だけで、その他の対象物で空間線

量の高低による具体的な除染方法は明示されておりません。したがって、高線量地域での除染については、国に対し、帰還困難区域の長泥地区で実施した農地除染実証で得た知見や双葉地方等の警戒区域で実証した除染方法を参考にし、何らかの方策を講じるよう要望してまいります。安心して帰村するには、徹底した除染が不可欠でありますので、村の空間線量目標値、当面5ミリシーベルトを目指すよう国に要請してまいります。

次に、2点目についてお答えします。

まず、農地の除染方法であります。農地の除染について、村としては営農再開に向け徹底した除染が必要と考えております。また、村民からは土の中にある放射性物質を全て取り除いてほしいとの声を聞いておりますので、農地の除染方法は、村内の農地すべてを表土剥ぎ取りで実施するよう国に要請してまいりました。しかしながら、環境省は、昨年の農林水産省の実証事業の報告を参考に、土中の放射性物質濃度が5,000ベクレル・パー・キログラム以下は反転耕の方針で進めようとしていました。村は再三、村内の農地すべてを表土剥ぎ取りで要望してきたところ、環境省から8月12日付の課題の対応方針の中で、農地の除染方法については関係機関や村の関係者による協議の場で検討するとの回答がありました。8月中に環境省と開催に向けて事務レベルで打ち合わせをしてきましたが、8月31日に農林水産省から飯舘村、川俣町で実施した農地除染実証事業の中間結果と一緒に農地除染対策のマニュアルが公表されました。マニュアルの内容では、5,000ベクレル・パー・キログラム以下については反転耕を選定することになっておりますが、マニュアルの解説文に、5,000ベクレル・パー・キログラム未満の農地で、削土層の厚さ、下層のれきの有無、地下水位などで反転耕の適用が困難な農地については個別に検討すると記載されております。現在、事務レベルではありますが、国の担当者と5,000ベクレル・パー・キログラム未満の農地であっても表土剥ぎ取りを適用させるため、協議の場を今月中にできるよう準備を進めているところであります。村としましては、今後も安心して営農再開ができる農地除染方法を求めてまいりたいと考えております。

次に、森林除染であります。現在までの住民懇談会等で森林除染の必要性についての意見を村民から多く出されております。8月1日に、環境省は、森林全体の除染は不要との新聞報道がありましたので、早速、8月8日に、村、議会が上京し、環境大臣に除染に係る緊急要望書を提出し森林の徹底した除染を強く求めてきました。そのほか、双葉町村会、市長会、町村会でも要望活動を実施しております。また、8月29日に開催しました環境回復検討委員会では、県及び自治体首長、林業関係者などからの意見を述べる検討会も実施しており、森林除染の必要性を十分理解していただいたものと考えております。村としましては、これまで以上に森林除染の必要性について訴え、当面、里山周辺の除染を要望してまいります。さらに、県及び各自治体と連携をとり、徹底した森林除染を要望してまいりたいと考えております。

以上であります。

健康福祉課長（藤井一彦君） 引き続きまして、私からリスクコミュニケーションの進め方についてのご質問にお答えさせていただきます。

議員お質しのとおり、リスクコミュニケーションを進めていく上で、国や専門家に対す

る不信感の払拭や村民の立場に立った相互関係を気づいていくことは最も重要なことであると考えております。この基本的な信頼関係を築いていくことができなければ、幾ら正しい知識を提供しても村民に受け入れられることは難しいのかもしれない。

被災当初は、テレビ放送で、今の線量であれば直ちに健康に影響はないと言われ、その後、県の放射線リスクアドバイザーになった長崎大学の山下先生や高村先生からは、100ミリシーベルト以下であればがんになることはほとんどないとの話も聞きました。しかし、昨年4月11日には、年間被ばく線量が20ミリシーベルトを超える地域は計画的避難に設定するとの方針が国から出され、飯館村は全村避難となりました。これらの情報は、それぞれには正しい情報だとは思いますが、政府や県が丁寧に説明を行ってこなかったため、村民の間に情報の混乱を招き、ひいては国や専門家への不信感につながっていったものと思います。

被災当初、村は放射線についての知識は全く無知でありましたので、そのとき、そのときにできる精いっぱいのことをやってきたわけですが、村民の側からすれば何を信じてよいかわからないといった状況だったと思います。村の復興計画では、村に戻りたい人、戻らない人、戻りたくても戻れない人、それぞれに寄り添った対応や支援を行っていくこととしております。村に戻る、戻らないは、村民一人一人の判断に委ねることを基本としております。この村の姿勢こそが被災者である村民の立場に立った復興であり、相互の信頼関係を再構築していく鍵であると考えております。

したがって、リスクコミュニケーションの目的は、将来村に帰るのか、帰らないのかを判断をしていただくために正しい放射線に関する知識を学んでいただくことだと思っております。現在、アドバイザー、議会の代表、村民、教員、職員などからなるいたって健康リスクコミュニケーション推進委員会を2回開催いたしまして、リスクコミュニケーションを進めているところであります。具体的には、住民目線で編集した放射線のリスクや対処方法を学べる新聞の作成、それから、一人一人の疑問や不安にお答えするよろず相談会、少人数で専門家とお話ししながら放射線のことを学ぶリスクコミュニケーションの三つの事業を中心に据えて、正しい理解を深めるための事業を進めていくこととしております。

以上であります。

7番（菅野義人君） それでは、いただきました答弁を確認しながら、これから一問一答で議論を深めていきたいというふうに思います。

まず、最初の質問の中ですが、この再生可能エネルギーの利用施設の整備等について、民間企業などの提案をどのように検討していくのかというふうな質問の内容でした。それにつきまして、昨日、新までの村構想推進準備委員会の会を立ち上げて、そこでいろいろ検討をしていく、答弁の中に、専門的見地の中から実現に向けた調査研究もするということがありますので、これはじゃあ、具体的にどのような技術が可能なのか、導入可能なのかということまで、この新までの村構想推進準備会議の中で検討されていくと、そのように私はとったのですが、そのような考え方でよろしいのか、まず確認をいたします。

村長（菅野典雄君） こういうときですから、どちらかというと、いろいろなものに飛びつき

たいわけでありませぬけれども、いずれにしても、そんな簡単なものではないはずですし、まして、飯館村の人口が6,000人保てる話でもない可能性は十分あるわけですから、しっかりとその辺を見据えてやっていかなければならない。そのときに、やはり後々のことも考えながら、いろいろ、運営なり、あるいはシステムなり、あるいは村のかかわりなり、そういうものが、我々も一生懸命考えなければなりませんけれども、やはり民間のノウハウといいますか、そういうものも見ていかないと、後でやはり役所の商法みたいな形にならないようにしていかなければならない。このようなこともありまして、できるだけその辺のところをご指導いただく、あるいは支援をいただく、あるいは民間会社などなどの持っているノウハウをもってやっていきたい。このように思っているところであります。

7番（菅野義人君） 今まで議会のほうでもさまざまな先進地の研修をしたり、あるいは提案を受けたりしまして、過日の全員協議会等では、森林資源を利用しましたバイオマス、それから、太陽光等については具体的に組み込んでいきたいというような、そのような方向が確認されております。問題は、震災の中で、特に農地を使ったエネルギー作物の利用の可能性はあるかどうか。これは非常に、今、提案は受けていますが、国のエネルギーの政策あるいは採算性も含めて、非常に難しい検討をしなくてはならないのだなというふうに思っています。難しい課題だなというふうに思っていますが。そういう点も、このままでの村復興推進準備会議の中で十分検討できるというふうに理解してよろしいのか、お伺いをいたします。

村長（菅野典雄君） 世界的には農産物を使ってバイオエタノール、いわゆる燃料に変えるとかその他のことがあるわけですがけれども、それも多分、我々も考えてはいますが、飯館村の中でそれだけで事が進むのかどうか、あるいは今までのいわゆる村のスタイルでもなかなか大変だろうけれども、これから高齢者がなかなか農業ができない。若い人たちがなかなか戻らない可能性もある。そういう中で、農作物の農地からのエネルギーをどうするかというのはなかなかそう簡単ではないだろうというふうに思っています。ですから、可能性なども、あるいは収支なども検討をしていただくことになっているところであります。

7番（菅野義人君） 先に進めさせていただきます。

質問の1の2としまして、スマートコミュニケーションあるいは株式会社東芝との提携の具体的な方策についてお伺いをいたしました。一番、私が懸念いたすのは、それぞれどちらの会社も民間企業としては日本の国を代表する優秀な、それこそ大手の業界産業でありますし、実績もございます。いわゆる村の復興という部分に力をおかしいただけるという点で、これほど大きな会社が村の課題あるいは問題を克服しながら、しかも、村の主体性を確保しながらその支援を受けられると、そのようなことが今必要なのだろうなど。だけれども、これほどの大きな会社になりますと、会社としてのいわゆる戦術、戦略が必ずございます。その意向と村のほうの主体性とどのような兼ね合いで進めていけるのかなど。その辺が私にとってはまだよくつかめていないし、わからないという。恐らく、村民の方々も、いわゆる村の主体性よりは会社の利益というものを優先されるのではないかと。そのような不安をお持ちになっているのではないかと。その辺について、どのような見解をお持ちか、お伺いをいたします。

村長（菅野典雄君） 飯舘村はいわゆる他力本願ではなくて、自力本願で自主自立の村づくりをしてきた村であります。それがいわゆる今回の災害でどういうふうに復興していくかという中で、確かに民間の企業の力を借りることは絶対的に必要だろうというふうに思いますが、今ご質問のありましたように、会社とて、やっぱり会社でありますから、利益のところで我々がそこにうまく乗せられてしまうという、こういうことがあっては何ら私たちの復興との考え方とは全く違っていきわけでありますから、当然、そこに対するしっかりとした考え方が必要だと、このように思っているところであります。

幸いに、第一、第二の復興の委員長なり委員をやっていたいただいた赤坂という学習院の教授であり、あるいは福島県の博物館の館長でもある方、非常にここを取りつけるのに物すごく心配をしてくれました。飯舘村にとって、この会社あるいはその他とつながるのが果たしていいのかどうかということでもあります。その根拠は、今話がありました会社の利益誘導ということでもあります。

かなりお話し合いをした中で、間違いなくこれからは今回のこういう災害に遭って、自社の利益誘導ではなくて、社会貢献という立場で飯舘村に協力をしていただく会社だけに絞らせていただきたいということで、かなりの話し合いなり、付き合いなり、あるいは、実はきのうの準備委員会でもはっきりと大勢の前でその話をしたところでもあります。これはあくまでもそれぞれの社会貢献の中で飯舘村とお付き合いを願いたいという話であります。したがって、当然注意はしなければならないというふうに思います。主体性をきちんと持たなければならないというのはもちろんでありますけれども、そういう考え方を常に持ちながら、あるいは委員の皆さん方が考えながらやっていくということでもありますので、これから何社か入ってくる可能性もありますが、そのどこをしっかりとやっていきたいというふうに思っています。

確かに復興事業の金額が大きくなる可能性もありますが、いかんせん、飯舘村はごらんのような小さな村でありますから、そこからどれだけの利益誘導が上がるかという、なかなか難しいところもあるのだろうなど。あくまでも、やっぱり、全く原子力とも関係なく、追い出されたところを助けようという気持ちの中での企業に絞っていききたい、このように思っています。

7番（菅野義人君） 私も全くそういう点では、飯舘村がこれから険しい山を登らなくてはいけないそのときに、じゃあ、今までどおり、自分たちの力だけで乗り切れるかといったならば、恐らくそれは不可能なのだろうと。そういう点では、やはり、今まで培ってきた民間のノウハウというものはかなり力をおかりしなくてはならないし、また、私たちもそれに対して理解をしていかななくてはならない。そのように考えております。ただ、いわゆるどちらも非常な大手の企業でございます。特に株式会社東芝さんに至っては、スマートグリッドに対してはかなり明確な、私は戦略をお持ちになっているのではないのかなど。いわゆるスマートグリッドを新しい会社の戦略とするために、例えばプラスの会社と提供を図ったり、あるいは推進のスマートグリッドの得意分野を持っている会社を買収したりということも一方では、描いて、実施に至っております。当然、これはこのスマートグリッド関連に対して大きな売上をねらうというふうに一部の新聞の中では報道されておしま

す。それは会社の戦略としてそういうことであったとしても、やはり、今村長が言ったように、原発の恩恵の何もない村の復興に向けて純粋に社会貢献という立場の中で協力を示されているということであれば、それはそれでいいのですが。やはり、私はその一方では、会社はそういう戦略をきちんと持っているということをもまず認識するべきなのだろうと。その上で、村が必要なもの、あるいは支援を受けるもの、あるいは場合によっては協力のできないものというものをきちんと意思として抱えてお付き合いをしていくというようなことではないかというふうに思いますが、再度、見解を求めます。

村長（菅野典雄君） 全くそのとおりだと思います。信頼することも大切ですし、また、しっかりと言うべきことを言って、断るということも大切だと、このように思っておるところでありますので、今、お話をいただいたことをしっかりと村全体として肝に銘じて頑張っていきたい、復興に向けて頑張っていきたいと、このように思っています。

以上であります。

7番（菅野義人君） 次の質問に移ります。

1の3で質問させていただきました農業再生についての土地利用型の作物について、非常に難しいので、維持管理等の方策をつくるべきだという質問をさせていただきました。答弁は、私の尋ねた内容について、ほぼ意図を酌んでもらっているというふうに理解をいたしました。そのようなことを所得保障制度に位置づけられて農業者の収入に結びつくような、そういうことが図られるような、そういうことが必要だと。この仕組みを確実に実行されるように国に求めていきたいというふうなお話でございました。

土地利用上、農地の利用上からはそういう必要性があるということは理解いただいていると思いますが、ここであえて、24年6月に、ことしの6月に村がとりました村民帰村意識等に関するアンケートの調査の結果をちょっと私なりに分析してみたいというふうに思ったのですが、いわゆる今回のアンケート、職業と年齢という構成が発表になっておりました。その中に、最初の集計の中に書いてありましたが、60代から70代以上では農業が半数近くを占めていたということに対して、20代から50代は会社役員の占める割合が比較的多かったと、そのような分析が出されております。そして、これらの方々の帰村意識、いわゆる村に帰るか、帰られないのか。あるいは線量が下がったら帰るのかというふうな、そういうことで分析してみますと、比較のお若い方、いわゆる20代から50代前半、50代前の方々というのは、村に帰るつもりはないというふうに答えた人数が20代で72%、30代で55%、40代で44%と、若ければ若いほうが帰るつもりがないと答えている。それから、60代から70代、もちろん、これは皆さんおわかりのことだと思いますが、村には帰りたい、それから、いずれは帰りたいという割合が非常に高いのは、当然のことながら、70代の72%、60代の70%、50代の58%、いわゆる中高年から老年の方々が非常に帰りたいという意思が多い。これはその職業を見ますと、年齢の高い世代の半分が一応農業という職業になっていきます。

ということは、村が段階的に復興を目指して帰村していくときに、まず真っ先に帰る第一陣が恐らく農業を主としてやってきた高齢の世帯の方が帰ることが予想されます。ある意味では、この第一弾の、第1班の人たちがきちんと村に帰り、年代も高いです

が、生活をできるという道を開かないと、私は復興の第一歩がくじかれることになるのではないかと。そういう点からして、その方々が生きるすべとして、農地の維持管理、あるいは地力の回復等、これも当然、村のほうで答弁があったように、年代が高いですから、従来の生産はできないにしても、その活動をしていく、その道を開いていかないと、復興の第一歩が実現できない、そのように考えるわけでありまして。そういう点で、農地の維持管理という部分と、その帰村を思っている年代、要求、そういう点から、この政策は必要だというふうに私は思っているのですが、いかがでしょうか。どのような所見をお持ちか、お伺いをいたします。

村長（菅野典雄君） 今回のアンケート調査、少しでもやっぱり実態を細かくしたいなど、このようなつもりを持ってしまして、専門の会社をお願いして、年齢のところでの区分までした結果が今のようなご質問をいただいたというふうに思っているところであります。つまり、当然と言えば当然でありますけれども、若い方の帰る率が、帰村率が少なく、高い年齢層の方が帰る率が高い、帰りたい率が高いということが、このアンケートからもはっきりと出ているところでございます。したがって、残念ながら、一本の政策で事が済むという話ではないのだろうというふうに思っています。

つまり、高齢者といいますか、年齢の高い方たちが戻ったときに、広い面積の飯舘村の農地をどういうふうに考えていくか、あるいはその人たちの生活をどう守っていくかということに関わってくるわけでありまして。ですから、単純に、植物工場だというふうな話でもない。それはそれで大切なことでありますけれども。ですから、今のところ、年配の方ができるような仕事というものも幾つか見つけていかなければならないのではないかと。あるいは誘致をしていかなければならないのではないかと。それはごくごく少数でございますから、基本的には、やっぱり、農地とかかわった中でどういう生活の糧ができるかということではないかと。一つは、ある程度、農地を耕作していただいて、その生活保障をきちんとやっぱりもらうという国の対応と、それから、私たちは少しでも除染をしていかなければならないわけでありましてから、一応、国直轄の除染は1回するわけでありまして、それで済むという話でもないだろうと思っておりますから、いろいろ難しいところはありますが、そういうところでの生活の糧なり何なりというものも考えていかなければならないのではないかと、このように考えているところであります。

一方で、若い人たちの帰らないところをどうするかということでありまして、人それぞれですから、一概にこちらは言えませんが、少なくとも飯舘村は企業、特者を残したことによって、現在、若い人たちの職場として、村の中にもありますし、村の外にも当然いろいろところで考えていかなければならないだろうと、こういうふうに思っています。

きのう、二つの会社の事業の補助の内諾を、通知を県のほうからもらいました。かなり、これによってまた若い人たちの雇用もふえるだろうと、このように思っていますから。それは戻る形での雇用になるか、あるいは村外からの通勤の雇用になるか、それぞれまた判断していただいて、少しでもやはり村の雇用が進むような形、あるいは生活がある程度、保障まではいかなくても、生きがいの中、あるいは生活の中が保たれるような形にしていかなければならない。このように思っているところであります。

7番（菅野義人君） それでは、次の財物賠償についての村の取り組みについて確認をいたしながら再質問をさせていただきます。

いただいた答弁にはかなり私が質問いたしたように、農村の暮らしとか農業の資産等についての賠償が非常に少ない、そのような認識を持っていると、そのような答弁をいただきました。答弁の中に、今後、国に評価方式の改善を求める必要があると認識していると、そのような答弁がありました。私どもも復興対策特別委員会の中で、この賠償についていろいろ議論させていただいてきました。なかなか、評価方式の改善というのが、国としては非常にハードルが高い、いわゆる一たん決めたものを、なかなか、現場の状況に応じて改善を図っていくというのが非常に私はガードが固いなというふうに認識をしたわけですが、具体的にどのような評価方式の改善を求めるというふうなお考えがあるのか、もしそれがおありでしたならば、答えをいただきたいと思います。

○ 村長（菅野典雄君） 今、私たちは、大方はお金はいいから、もとに戻してくれという話だと思います。ところが、残念ながら、それはかなわないということになれば、当然、それを補う方法としては賠償という形になるのではないかというふうに思います。ですから、幾ら積まれても全くそれで済むということではありませんが、いつまでも、賠償、賠償という話であってはいけないのではないかと。つまり、私たちが、やっぱり、もとの生活に近づけながら、残念ながら、幾ら頑張ってもそれに戻れないというところの生活の保障という制度をしっかりとつくってもらわないといけないのではないかという話で、実はきのうも県のほうにその旨、我々一つの町や村が言っているだけではだめなので、県としてきちんと、やっぱり全体としてそういう声を届けていただきたいという話をしました。考えて、そのとおりですという話なのですが、それが、またやっぱり金なのか、それとも別な方向で何かないのかということでも県も必死に考えているようであります。もちろん、別な方法があれば、それもあわせてというお話をしてきたところであります。

○ また、きのうのうちに、今度は国のほうから、まだ誰にも話していませんが、戻った人たちが事業をやる。これは農業ではございませんが、中小企業からでございますから、戻った人たちがやはり戻ったことによって、ほかのところではできないような支援をつくりましたと。ぜひ意見を聞かせてください。あるいは実証してきますので、そのときは手を挙げてくださいと、こういうふうなお話もありました。

ですから、確かに国のガードはきつい、強いけれども、一つ一つ、やっぱり、我々の大変な思いをしっかりと伝えて、それに合うような施策をやっていく、こういうことが大切ではないかと、このように思っているところであります。

7番（菅野義人君） 今回、財物の賠償というものが、私は一番懸念していたのは、いわゆる所得の一括払い、それから、精神的被害の一括払いも含めて、国の考え方は、それをもとにして生活の再建を図りなさいというふうな方針を出してきた。被災者の立場で考えますと、一括賠償あるいは財物の保障等を含めて自分たちの将来の身の振り方を考えなくてはいけない。しかも、除染がうまくいくかどうか、わからない中でそれを受け入れなくてはならない。このような中で財物保障が出てきたという背景があるのです。当然、復興策についてのいろいろ支援策あるいは会社も含めてさまざまな施策の誘導策は私は国のほう

では考えているのだろうと。ただ、現実的に、今、国が出してきた、特に家屋の賠償については、いわゆる古いものは古いものなりの価値しか見ない。ですから、それをもとにして、例えば向こう5年間、あるいは場合によってはそれ以上、自分がどこかで生活をしようとするときに、その範囲の中でしか組み立てができないという方は私はかなりいるのではないのかなど。もちろん、それは所得保障なり、精神的被害というものもそこに加わってきますが、基本的にはそれは生活のためにその補償金は使っていくのであって、居住先を変えていくということに対しては家屋の賠償と宅地の賠償が基本だろうと。それが私は十分に受け取れない村民の方がいわゆる選択肢が狭まるという状況が作り出されるのではないのかなど。それはそれで村としては復興住宅をつくって住む場所を与えますよという政策、国もそのように言っていますが、それはそれで、そういうふうな受け皿があるとは思いますが、決定的に家屋については賠償額が一人一人違っている。その辺についての寄り添い方が何かないのかなど、そのようなことで質問させていただきました。

再度、答弁を求めたいと思います。

村長（菅野典雄君） 国はあくまでも机の上で公平、公正だけを旨に数字等をいじって出してきた賠償額、このように私は思っています。ある意味では仕方がないかもしれませんが。しかし、我々のことを考えると、とても納得いくわけではないということで、出された時点で、かなり私たちも、あるいは他の地方も話した結果、家財について、家の建物についての賠償が、ある程度、選択性が導入された、三つの方法ということで。しかし、これが試算してみても、やっぱり農家の実情には合っていない。つまり、農家の建物は30年や20年のづくりではない。50年、100年のづくりをしている農家の家が多いわけでありますから、それが全く評価がない、あるいは低いという話ではとても満足できるものではないなという気がしています。今のところ、我々もそこをもうちょっとげたを履かせる方法はないのかという話をしているところと、今ちょっと考えているのは、この三つの選択は、特に二つの選択は母屋らしいです。そうしますと、母屋以外は全くの古い建物はゼロだという話になる可能性があるのかなど。実は、私も建物が六つ、七つありますから、そこに期待をしていたのですが、残念ながら、今のような母屋だけという話になりますと、全くそれは考えられないという話になるのではないのかなど。何とか、母屋だけでないこともできないのかという話をこれからしていければなど。これも何度も言いますように、私たち一つの村や町の話ではなくて、県がそういうことをきちんと吸い上げて、全体としてやっけないと、やはり国を動かすという形にはならないだろうと、このように思っているところでありまして、何とか県を動かしたいと、このような思いを今いたしているところであります。

7番（菅野義人君） 飯舘村については避難地区の見直しも、除染の計画も、この賠償についても、ほかの双葉郡の町村から見ると、一歩先に来たわけですから。そして、恐らく、特に財物賠償については、国のほうではいろいろ具体的な詰めを双葉郡の町村でやってきておおむね了解が得られたということで、私は、発表してこういう結果になっているのかなど。ただ、しかしながら、現実的に双葉郡の町村の中でもこれは十分だとは言えない、個別のケースにとってはかなりいろいろな問題も含んでいると、そのように言われていますので、

県を通しながら、また双葉郡の町村等の情報も入れながら、ともにお互いに共通するものを国に訴えていくと、そういう手法も必要なのだろうなというふうに考えております。

なかなか、国のハードルが高いということがありますけれども、一つは、古い建物の評価というものについて、やはり飯館村は古い建物についての固定資産の評価というのは、私は意図的に低く抑えてきたのではないかというふうに考えております。私個人のうちを見ても、固定資産の評価額というのは個人情報ですからあれなのですが、うちは古いけれども、非常に低い、だけれども、牛舎は新しければ非常に高いという。母屋と付随施設が全く逆転しているというやり方を飯館村はとってきた。それを基準として使うということ自体が私は大きな問題ではないかなと。今言ったように、げたを履かせるということがありますが、そういうことも含めて、やはり具体的なもので私はずひ村には被災者の立場に立って働きかけていただきたいなというふうに思っています。特に、古いうちの建物について、個別評価方法あります。東京電力の中では、個別評価をしたものについては、あとの前の二つの方法は選択させない。私はこれもおかしな話なのだろうと。やはり、全て評価をきちんとした上で、その中で高いものを選択できるという方法を私はずひ村としては要望すべきだろうというふうに思いますが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 一つのやはりこれからの要求の仕方ということでヒントをいただきましたので、頭に入れておきたいと思えます。

以上です。

7番（菅野義人君） 除染について質問をいたしておりました。再度質問をさせていただきます。

いわゆる私がお伺いしたのは、特に帰還困難区域とか居住制限区域であっても、非常に線量が高いところについての除染の仕方について質問をさせていただきました。いただいた答弁、ちょっと確認、今、しましたが、答弁の中には、いわゆる建物の解体除染の基準については、空間線量低減のために所有者の判断で解体除染を希望した場合には解体できているという答弁がありました。それから、いわゆる除染範囲以外で人が行き交う神社とか墓地等のホットエリアについても生活空間と見なして除染することになっておりますというお話でございました。たしか、建物の解体除染の基準というのは、環境庁が除染にとって必要と認めた場合に解体除染を取り行うという基準が私があったと思うのです。この基準がいわゆる所有者の希望だけではない何かの判断材料が加わるのだろうと。ですから、所有者が希望すれば全て解体除染が実施できるということではないのではないかとこのように私は思っているのですが、いかがでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 除染の解体の部分、今お話しいただいた内容というふうに私も理解をしております。8月12日付の国からの部分でありますと、答弁でさせていただいたように、国のほうでは、除染困難な解体する建物については、平成24年度と25年度は除染はしないという一つの答えは出しております。ただし、このような建物にあって、空間線量率低減のために解体以外の方法しかとり得ないと判断される工作物を所有者の判断によって解体することも可能ですというようなお答えをいただいております。今お話しいただきましたように、本人が希望すれば何でも壊せるという部分ではないかと思えます。こ

ここにありますように、空間線量低減のためということがありますので、ですから、これも今後、環境省と詰めなければならないのですが、東電に請求する際に、環境省なりの何か証明書とか、この建物を壊すことが低減を図るためですよというふうな何らかの証明書等が必要になってくるのかなというふうに思っております。この辺については、まだ詰めていないところ、今、説明会等の内容で今詰めておりますので、今後、低減率のためという部分の解釈については証明書とか何かを用いないと東電のほうには請求できないのかなというふうに私の判断しておるところでございます。今後詰めなければならない項目というふうに思っております。

以上であります。

7番(菅野義人君) 私は例えば国の方針をもう一回確認しますと、居住制限地域と除染方法は基本的に同じなのです。アスファルトのプラスト、そのぐらいのものであとは基本的に同じ。ただ、懸念いたしますのは、今回の避難地区の見直しに当たって、高線量地区を持っている地区からは、高いところの除染をしっかりとやってくれと、このような要望が出ております。それに対して、国の方針は基本的に同じ。そうしますと、もちろん、高いところほどそういう除染の効果が高いという考え方もありますが、やはり高いところは高いまま残っていく。それは絶対線量は下がると思いますが、そういう状況が続いていく。それは、私は、不幸にも高線量地区になってしまった方々に対して、やっぱり、村として向き合わなくてはならない。もちろん、国にも向き合ってもらわなくてはいけない。そのために、解体の基準を緩めたり、あるいは調査しますと、必ずうちの周囲で高いところがあります。そういう範囲を原則的に20メートル以内も今やるというふうに国は言っていましたけれども、今、今回示された除染地区以外で高いところがあれば、比較的近いところで高いところがあれば、それをきちんとやっぱり範囲の中に認めてもらう。あるいは当然、水道なんかも通っておりませんので、引き水等の管理なんかもしていただく、除染もしていただく。そういうことで、不幸にも高線量地区となってしまった方々に対しての除染としての向き合い方があるのではないかと。そのような内容でお話をしたのです。

ですから、私は、もちろん国は国で基準をつけておりますが、そういうふうな高い線量の除染ということで、そのことの交渉を村としてするつもりがあるか、ないか、それをちょっとお伺いをしたいと思います。

村長(菅野典雄君) 今の質問を聞いて、また、これから国とどう向き合ったらいいのかというのが、今頭をよぎったところでもあります。今までの国との話し合いは、まず、一般的な除染を一律にしていく。その上で、当然、高いところは下がる率が多いとしても、やっぱり、下がった数値は多分高いだろうと思いますから、そこでまた次の段階で、24年、25年の後に何らかの方法でやる。こういうような考え方だったわけですが、最初から、やり方なり、あるいは緩やかな制度をつくるということができるとかどうか。多分、じゃあ、高いところほどこなのだというのが、結果的には、また線量の問題で長泥行政区だけはどういう話になるのかどうか、その辺がなかなか難しいなど。ただ、これは言ってみる価値はあるし、要求していくことも大切なことだろうというふうに思っています。

ちょっと私も、細かいところはわかりませんが、多分、今回、10ヘクタールの三つの農

地の除染は、長泥は少し田んぼのとる量が多かったのではないかなという気がします。ですから、ちょっと詳しくはまた担当のほうから、もし間違っていましたならば、お答えいただかなければならないのですが、多分、そういう考え方は、幾らかなりとは持っているのだらうと思いますが、もっと、もっと、何か違ったところでそういう発想ができるのかどうか、これからも、モデルですからやったわけですが、普通、本除染はそれはないよという話になるのか。いや、違うようにしてくれとかという話を考えていきたいというふうに思っています。

7番（菅野義人君） 恐らく、国のほうは除染についてはなかなか先行きがわからない中でやってきましたから、今回、居住制限区域が一律の除染の方法でやっていく。これが今の現状の中では精いっぱいなのだろうと。ただ、今お話あったように、それ以外の追加的除染、いわゆる24年度、25年度以降の除染のあり方について、一つの参考になるというのでしょうか、一つの道を切り開くためにも、私は国に今この除染をしていくことが大事なのではないのかなと。もし、どうしても、今、短期間に居住地域の除染をしていかななくてはいけないということで、高線量地区の特別な除染ができないといったときに、次の除染の方法に私は結びついていくのではないかなと、この提案が。そのように私考えますので、ぜひ、やっぱり国に対して交渉はすべきだろうというふうに思いますが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 課題がいっぱいありますので、環境省と直ちにこれは向き合わなければならぬことが幾らでもありますので、その中に入れさせていただきたいと思えます。

7番（菅野義人君） 農地除染について確認をいたしておきます。再質問で確認をいたします。

そうしますと、弾力的運用の中で、ある程度、反転耕だけでなく、所有者が希望すれば剥ぎ取りは実施できるように、私は答弁を理解したのですが。これからまた協議をしていくということなのですが、そういうふうな可能性が今ありつつあるというふうに理解してよろしいでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 農地除染については、答弁でお話したように、最初、8月12日付で国と、それから、村の関係者との協議の場というようなことでの回答はございましたが、今回、農水省のほう、飯舘村、川俣町がやった部分のマニュアルの解説文の中で、削土層なり下層のれき、石が入って、そういう、それから、地下水の関係ということで、いわゆる反転耕が難しい場所があるだろうというのが農水省の意見でありまして、それらについてやっぱり個別検討すべきではないかという部分がありましたので、村としましては、関係機関ではなくて、国と村とでの話の中でできるような形で、実際に反転耕もやった部分もありますので、実際にどういう状況なのだという部分を出していきながら表土剥ぎ取りのほうに進めていきたいということで、これについては、環境省と村との間の中で話を今進めてはということで事務レベルの話をしているという状況であります。

7番（菅野義人君） そうしますと、国が方針を出したときに、国と村の関係機関と村と協議する組織をつくって検討する。それは別にそういう組織をつくって検討しなくても可能だというふうに理解してよろしいでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） そのような形で進めるということで、今、事務レベルでは協議しているところでございます。以上です。

議長（佐藤長平君） 菅野議員、時間があと5分と迫ってまいりました。スピード上げてください。

7番（菅野義人君） わかりました。

最後のリスクコミュニケーションについて、再質問してお伺いしたいと思います。

答弁の中にも、私が質問いたしましたように、不信を取り除くためだと、これが必要だというふうなお話をいただきました。そういう点から申しまして、リスクコミュニケーションを図るための前提としまして、いわゆる双葉郡のほうでは、放射線健康被ばく手帳を発行、今、しようとしている。飯館村では18歳未満については対応をしている。だけれども、18歳以上については今のところ県の健康管理調査に委ねていると、そのように私は今理解しております。基本的に、今回の原発事故、当初皆さんが、私たちも含めてよくわからなかった。でも、結果としては、健康に被害があるかどうかについてはまだまだわからないが、恐らく健康に被害はないというふうに専門家は言っているが、ある程度被ばくはしている。しかも、飯館村においては、例えば県の健康管理調査の中で先行して調査をした浪江町、飯館村、山木屋、この3カ所の中で、私は、実行線量は比較的高い、一番高い、恐らく人数的には、被ばくをしている。これが私は村民の不信感の基本の中にあるのかなと。その不信感をやはり取り除くためには、村として、県に健康調査を委ねるだけではなくて、いわゆる被ばくの実態というものを非常に一人一人明確にして、それを記録にとどめておく。万が一、健康に被害があったときにはそのデータを有効に活用する。このような方針を示すことが、私はこのリスクコミュニケーションの一番前提である不信感を幾らかでも取り除くことに結びつくのではないかと、そのように考えていますが、いかがでしょうか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 今、お質しがありましたとおり、県の県民健康管理調査のデータをまだ全部いただいておらないというところがございますので、それは県のほうと共有化をさせていただいて、できれば一人一人のデータというものも村でしっかりいただいて、村で行っている健康診断であるとかそういったものもあわせて個人データをちゃんと整理をしていくということが多分必要なのだと思います。そういったことを順次進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

7番（菅野義人君） 私がまとめてきたデータが今紛失しまして、あれなのですが、飯館においては、たしか、実効線量10ミリ以上の被ばくをされたというふうに一応県のほうで認定されている方が数人出ている。それから、5ミリ以上になりますとかなりの割合で出ている。ほかの町村から見ますと、山木屋あたりでは恐らく10ミリとか5ミリという数字はない。その割合が浪江町からすると非常に飯館は高い。そういうデータが今のところ公表されております。それは国・県のほうでは、直ちに健康に被害がある数値ではないというふうには報告されておりますが、そういう実態を踏まえると、私は村民の健康管理について、やはり、きちんと将来の不安を取り除くための手法をやる必要があるのではないかと、それがリスクコミュニケーションの最も前提ではないかというふうなことなのですが、再度、答弁を求めます。

村長（菅野典雄君） 今の数値は、多分、積算推定ではないかなというふうに思っています。ですから、それが確実だというふうに、どうも動いているというところがまず問題だろうというふうに思います。ただ、だからといって、全く違うという話ではございませんので、もし、できるとすれば、今のどちらの健康手帳も現実にはその当時のことは全く、あの殺伐とした中では忘れてしまっているという状況だと思えますから、結果的には、飯舘村の人たちがいつ避難先に移ったかあたりを一人一人ある程度しながら、その方がどこの行政区であったか程度のことをきちんとやるというぐらいが、精いっぱい、村のできることではないのかなと。このように、今のところ、今のご質問の中で考えたところであります。以上であります。（「終わります」の声あり）

議長（佐藤長平君） 1番 松下義喜君の発言を許します。

1番（松下義喜君） 平成24年9月定例会において、私は2点について一般質問を行うものであります。千年に一度と言われるあの東日本大震災から1年6カ月が過ぎ、さらには東電の原発事故によって、いまだ全村民が避難を強いられています。そのような中、依然として進まない放射能除染と村の復興に向けてどのような対策を講ずれば、避難中の村民が健康で安心・安全な生活ができ、さらには、今後どう生活設計を立てていけばよいのかについて、提案を含め質問するものであります。

1点目は、村民の健康保障と被ばく保障についてであります。

国・県では、被ばく調査と言って、本人の行動調査書の提出での被ばく量の調査を行いました。また、村ではホールボディカウンターによる被ばく調査を行っていますが、その結果については、村はどのように把握し、今後どのように村民の健康を守っていくのかを伺うものであります。

また、つい先日の新聞で、ある協会の会長が、差別の意味ではないと言いながらも、福島の人とは結婚しないほうがいいという不適切な発言をされています。このようなことから、村民の安心・安全を保つためにも、きちんと村民の放射能被ばく管理をしておかなければ、今後においても村民の健康に対する不安がますます増大するものと思われれます。そこで伺うものでありますが、村は昨年4月に18歳未満を対象として「まδειな体健康手帳」を発行していますが、その経過と活用方法について伺うものであります。

2点目は避難に苦しむ村民の相談窓口の設置についてであります。

国の全村避難指示から約1年半が過ぎようとしていますが、思うに放射能除染作業も進まない状況にあって、本当に飯舘村に戻れるのでしょうかという村民の声が日に日に多くなっており、「村は何をしているのか」とか「議会は何をしているのか」という励ましと非難の声が多く聞かれます。そこで、ことし7月に避難区域の見直し設定が行われ、長泥は6年、比叢、蕨平が5年、その他の行政区が3年とそれぞれに長引くとなった以上は、戻りたい人、戻りたくても戻れない人、戻らない人のための相談窓口を早急に設け、避難で悩んでいる村民の相談に乗り適切なアドバイスを与えることが必要ではないかと考えますので、伺うものであります。

以上2点について伺います。

村長（菅野典雄君） 1番 松下義喜議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず1点は、村民の健康と被ばく保障についてでございます。

村民の健康をどのように守っていくかでございますが、このように長引く避難生活や放射線への不安などによって健康にさまざまな影響を及ぼすことが懸念されていますので、全村民を対象とした継続的な健康の検査体制がまず必要不可欠だというふうに考えているところであります。ということで、現在、村では皆さん方のご理解をいただいて、ホールボディカウンターを村独自で買い、そして、甲状腺の検査もあわせて、村民に今毎日のように検査を受けていただいているところでございます。それから、この検査の実施については、ご質問にありましたように、県民健康管理調査というものも含めて定期的に健診をしていかなければならない。そして、早期発見や自分の健康状態を知って、生活習慣の見直しとか改善するための総合健診を実施していかなければならないし、現在進めているところであります。

避難生活が続く中、避難生活を少しでも健やかに過ごしていただくために、定期的な医師による健康相談会、それから、保健師、看護師による個別訪問で状況の把握に努めて健康相談とか指導を行っているところでございます。さらに、村民の放射能への不安を取り除くために、放射線の内部被ばく検査、先ほど言いました甲状腺検査を実施しているところであります。今後もこのようなことをしっかりと努めてまいりたいというふうに思っています。

さて、今年度から初めております60歳以上の健康教室や健診結果説明、高齢者への訪問、心のケア事業、あるいはよろず健康相談、あるいは教育課で行っていますスポーツジムの活用とか、趣味などの生きがいつくりも村民の心と体の健康を守っていく上で重要だというふうに考えております。

次に、健康に対する保障についてですが、現在、診療にかかわる一部負担金の免除、国保税の免除措置がとられております。村としてはこれらの措置が平成25年度以降も継続するように要望してまいりたいと思っております。また、福島復興再生特別措置法の基本方針にもありますとおり、低線量長期被ばくの人体に対する影響は明確ではないことから、県立医大を中核の実施機関として県民健康管理調査本部、データセンターなどの整備を行うことになっておりますので、県が実施している県民健康管理調査に協力するとともに、村といたしましても健診などのデータを整理をし、必要なデータは県との共有化を図っていききたいというふうに思っているところであります。そして、万が一、今回の原発事故に伴う被ばくによって健康被害が生じた場合の責任は原発事故の加害者である国と東京電力にあると考えておりますので、しっかりその辺はこちらのほうから伝えていききたいというふうに思っているところでありますし、確認をしていかなければならないと思っているところでございます。

ご質問にあった「まていな体健康手帳」の活用方法ですが、「まていな体健康手帳」は、村が作成し、放射線の影響が大人よりも高いと言われている18歳以下の村民を対象に配付したものでございます。目的としては、原発事故以来、どこで何をしていたか、どんなものを食べていたかなどについて、できるだけの記録を残すこと目的としているわけですが、なかなかその当時のことが思い出せないなどなどで、今のところどの程度なのか、

まだ担当のほうからもお答えさせていただきたいというふうに思っています。

県は、この基本調査により全県民の健康基本台帳づくりを行い、震災後の行動記録に基づき、個々人の外部被ばく量を推定し、生涯にわたって県民の健康維持・増進につなげていくとしているところであります。また、甲状腺検査、健康検査、こころの健康度・生活習慣に関する調査、妊産婦に関する調査を継続して行うことで、さらに健康状態の把握と今後の健康管理に生かしていきたいと、このように思っているところであります。

次に、村民の相談窓口として、今年度4月に生活支援対策課を設けまして、また、顧問弁護士による定期相談など、避難生活を続ける村民に寄り添い、個別のさまざまな相談に耳を傾け、総力を挙げて課題の解決に努力をしているところでありますが、避難生活が長くなる中で、相談の内容が多岐にわたり複雑化して、相談件数もふえている。このような状況でございます。新しい相談窓口ということではありますが、今後、区域の見直しにより復興計画の細部を具体化していくこととなりますので、復興計画第3版の策定においては、戻りたい人、戻りたくともなかなか戻れない人、戻らない人のために、例えば復興住宅の入居要件整備とか子育て支援施設利活用のあり方など、具体的な支援事業の内容を盛り込みたいというふうに考えているところであります。いずれにいたしましても、帰村の考え方は世代や男女においても意識に差があると認識しておりますので、担当窓口としては、生活支援課を中心に全庁的に村民の声をしっかりと受けとめるという体制づくりをして、復興のための施策に反映してまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

- 1番（松下義喜君） 1点目の村民の健康保障についてであります。一人一人の健康の把握は、村ではできていないのが実態ではないかと思えます。未来ある子供たちに、特に18歳未満を対象にした健康手帳は、ただ配っただけですか。何の管理も把握もしていないのでは何を目的に発行したのかわからないし、もらった家族は、村は子供の将来のことをしっかり考えているのだと、放射能に対する健康の把握を期待している親も多くいると思うのですが、いかがでしょうか。

健康福祉課長（藤井一彦君） ご質問の健康手帳でございますけれども、これは発行の目的といたしましては、被災当時の行動記録、それから、何を食べたかとか、そういったものを詳細に記録していただきたいということを目的に発行させていただいております。ただ、村としては、データの取りまとめということまではできておりませんので、そういった意味では、そこについては、県の健康管理調査が同じような調査をやっているものですから、そこをお願いをしていくと。そして、そのデータを共有していくことで、それぞれの個人データを管理していきたいというふうに考えております。

それから、先ほど、村長の答弁の中でありましたホールボディカウンターによる内部被ばく検査の実績でございますけれども、8月は1カ月行いまして、今、384人の方に検査をいただいております。このうち、結果としましては、1ミリシーベルト未満の方が383人でございまして、1ミリシーベルトの方が1人といった状況になっております。どうしても、当時受けた内部被ばくの被災当時のものはほとんど体の外へ出ているということが多いようで、今、内部被ばくの検査をやってもなかなか値が出てこないというような状況

だと聞いております。

それから、甲状腺検査のエコー検査のほうは、8月実績が105人を検査をさせていただいております。これは一人一人に検査結果を医者の方から説明をさせていただいております。ちょっと今、詳細のデータを取り寄せておりますので、また、それについては後で説明をさせていただきたいと思っております。

以上です。

1番（松下義喜君） 私は、村長はいいたてっ子未来基金まで設置して、将来、飯舘村を背負って立つ子供のためにさまざまな事業に取り組んでいるものと思っていたのでありますが、違うのですか。

国では、放射能の健康被害は直ちに出不いと言っているとおりに、放射線による健康被害は今後20年、30年、50年と過ぎたころに発生するものではないかと、ある専門家は言っています。今すぐ何らかの手を打っておかなければならないし、本当に将来ある子供を守りたいのであれば、この健康手帳を本年も引き続きつづけて、今後、健康管理に生かすべきであると思うし、さらには、18歳未満などといわずに、ある町のように、全村民に配布して健康管理に生かすべきと思いますが、どうでしょうか。

村長（菅野典雄君） 今、担当の方から、ホールボディカウンターあるいは甲状腺の検査がお知らせあったようではありますが、一つは、今までのことをどうするかということでありまして、先ほども質問の中にもありましたが、なかなか人間の記憶というのは難しいところがありまして、そこら辺をどのように把握するか。多分、福島県の県民健康調査も2割とか3割いっているのは、まさに、なかなか思い出せと言われてもわからない、書きようがないということなのだろうと思います。そうすると、そこをカバーする方法を我々はやっぱり考えていかなければならないということかなと。そして、もう一つは、今からしっかりと検査を継続的にしながら、そのデータを蓄積をしていくということかなと、このように思っています。その両にらみ、これからのことは今ご指摘をいただいたことでありますから、しっかりとやっていきたいのですが、前の時点ではなかなかそのほうにいかないかもしれませんが、村としてできる限りのことはやってみたく、このように思っています。せっかく手帳もつくったわけでありまして、もう一度、それが幾らかなりとも生かされるようにしていかなければならないと、このように今思っていますので、さらに、担当の方でその辺の検討をしていただきたいと思います、このように思っているところであります。

1番（松下義喜君） 全村民に対する健康手帳等はどう思われますか。

村長（菅野典雄君） 健康手帳なのですが、考えようかなというふうに、内容かなというふうに思っています。放射能に対してのことになると、いわゆる検査のデータなり、あるいはちょっとした体の変化などを書いていくと、こういうことしかないのかなという気がしますが、避難生活、非常に心身に大きな影響を与えています。一応、かなりの内容あるいは回数で、いろいろ大変なところには保健師なり看護師なりが回らせていただく、あるいはその他の職員が回らせていただいて、そのデータは全部出ていますが、残念ながら、全村民というわけではなくて、常に弱い立場というか、あるいは病気がちの方ということ

になってしまうわけであります。全村民に健康手帳という形は、これからの形ということになりますと、それはできるだろうと思いますが、さかのぼってという話になりますと、県の手帳にしろ、飯舘村の手帳にしろ、なかなか、ああいう非常に大変なときの一日一日のところはなかなかわからないというところですので、また、同じような形になるのではないかと、このように思っています、今ある県民のほうをこれから全村民の健康として活用ができるのかどうか、もう少し県などとの協議を進めさせていただいて、基本的に全村民の健康を守っていかなければならないというのは我々の大切な役目でございますので、その趣旨でどのようなことができるか、もう一度、内部で検討させていただいて、できるものは進めていきたい、このように思っているところであります。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 喫飯のため、暫時休憩します。  
再開は午後1時10分からとします。

（午前11時57分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休議前に引き続き、再開いたします。

（午後1時10分）

健康福祉課長（藤井一彦君） それでは、午前中にお答えできませんでした甲状腺検査、エコー検査ですけれども、その8月の実績をご報告させていただきます。

毎週水曜日の午後に行っておりまして、8月は105人が受診をされて、A1の判定が80人、A2というのは5ミリ以下の結節というものがあった方が25人という結果であります。この方たちは再検査の必要はないということでご報告を受けております。

以上です。

1番（松下義喜君） 健康手帳を見ますと、本当に趣旨目的が明確でない上、また、答弁等では、県と情報を共有しながらやっていくというような形のご答弁をいただきました。県は本当に情報を村に流すのかどうか。そういう観点もあるのじゃないかと思えます。個人的な情報に関しましてもあるでしょうし、そういうもので共有できるのかどうか。たしか、できないのじゃないかと思えます。であるのであれば、村民の健康を守る点から、このような健康手帳を本当に村で管理しながら村民の安全・安心を守るべきだと思いますが、再度、伺いたいと思えます。

村長（菅野典雄君） 健康手帳という言葉になるかどうか、わかりませんが、これからのことは健康手帳という形でできるかと思えますが、以前のことは、先ほども申しましたように、多分ほとんどの人は1年半も前のことはわからないということではないかなという気がしますから、もし我々が、やはり村民のことを考えますと、ちょっと私も今確たる答弁にはなりませんけれども、避難した日というのは調べられるかもしれないという気がしています。村民の、何月何日にどこどこに移った、そこからどこどこに移ったとかというのはデータとしてあるのかもしれませんが、生活支援のほうでやっているのですが、それによって、どここの行政区の方が3月15日以来、どれだけそこにいたかというのはわかる可能性があると思うのですが、食べたものとかというのは、なかなか、やはり難しいのではないかと

などというふうに思っています。したがって、そこだけは何とかこれからの整理はつくのだからというふうに思っていますが、あとは今後の検査体制をしっかりとやっていくということで村民の健康を守っていければなど、このように考えているところであります。

以上であります。

1番（松下義喜君） ぜひ、そういう観点から、村民の健康管理を把握していただきたいと思えます。

被ばくに対する保障の件で伺います。

厚生労働省では、原子爆弾被ばく者対策として各種の施策を実施しています。昭和16年に太平洋戦争が勃発し、昭和20年8月6日に広島へ原爆、ウラン爆弾が投下され、3日後の8月9日には長崎へ同じく原爆、プルトニウム爆弾が投下されました。当時の広島や長崎では、原爆とは知らず、新型爆弾としかわからないままに広島や長崎にとどまったために多くの人々が被ばくをしてしまったということでもあります。多くの人々は何も知らずに市街から身内の安否を気づかって、または救援活動のため市内に入った人々が残っていた放射能の影響を受け放射能に汚染されたということでありました。広島などでは、新型爆弾が原子爆弾であると知ったのは8月11日になってからだと言われています。

まさしくこの状況が我が飯舘村民の状況と同じであると思えます。何も知らない村民が、南相馬市や双葉郡から避難してきた人々にいちばん館や学校、体育館などで炊き出しなどの救援に当たっていた村民そのものであります。私はこの原子爆弾が東電原発事故の放射能と全く同じものであるとは思っておりませんが、いずれにしても放射能でありますから、この健康保障と被ばく保障についてのこのような状況については、被ばく手帳とまでは言いませんが、厚生労働省のしている原子爆弾被ばく者対策制度と同じように取り扱ってもらい取り組みを村は率先して国に働きかけを行うべきと考えますが、村長はどう考えますか。

村長（菅野典雄君） 全く、私たちはこの原発事故によって、ふるさとを追われたり、あるいは放射能を浴びたということでもあります。しかし、飯舘村はあの当時1,200人の避難の方を、今話がありましたように、いちばん館なり、あるいは体育館などで対応させていただいた。こういうことは、ほかの方たちも全くわからずに飯舘村に避難をしたと、こういうことだろうと思えます。そういう意味で、現況を直ちに知らせてくれなかったという国の責任、あるいは東京電力の責任はまさに重いと、このように思っているところであります。

したがって、それに対して、我々の健康不安に対して、全責任をやっぱり持ってもらうというのは当然のことです。それをどういう形で我々が求めていくかというところでもあります。今のようなお話もあろうかというふうには思っていますが、今、広島、長崎の話がありましたように、あの当時と違って、やはり、放射能に対する考え方などもかなり広がっているわけでもあります。つまり、広がっているというのは、危険度の程度は別にあれ、いろいろなところに広がっている。そういう中で、被ばく手帳的なものが果たしていいのかどうか、残念ながら、今、国はなかなか横には振ってくれないようでもあります。そのかわり、福島特措法、特別の法律の中でそれに対する対応は国として全責任を持って万全にやると、こういうような法律をつくっていただきました。もちろん、法律がすべて

ではありませんけれども、そういう中で、福島県民全員で、やっぱり、きちんと国に責任を負えという話が、私は、村としてはいいのではないかと、このように思っているところでもあります。いずれにいたしましても、村民の健康をしっかりとやっぱり守らなければならないというのは、村としての責務でございますので、あらゆる形で自前でできるところはやり、そして、訴えるなり要求するところは要求していきたいと、このように思っているところでもあります。

1 番（松下義喜君） であれば、医療特別手当とか、保健手当とか、ほかには原発事故がもつて亡くなった人には別に葬祭料を支給するとかの制度で、健康被害に対しての安心と保障対策などの支援を行うというような形で国に働きかける考えはあるのかどうか、お尋ねします。

村長（菅野典雄君） 国への働きかけ、村独自でやるのがいいのか、まさに福島県、特に双葉地方、相馬地方の問題が特に深刻でありますから、そういう中で、県をやっぱり筆頭にやるというのが一番いいのか、その辺はそれぞれ考えるところがあるだろうというふうに思いますが、やはり、私は小さな自治体よりは大きな組織の中できちんと国に求めていくというほうが効果はあるのではないかとこのように思っていますので、その点、今、県も医大も中心になって、いろいろなことをやっておりますから、もう少し、その辺は我々も勉強させていただきながら、もし、足りないところがあれば、それはそれで、そこから要求をして、国のほうに向き合っていきたいというふうに思っているところでもあります。

以上であります。

1 番（松下義喜君） そういう言葉が今まで村長の復興計画等々においても、いろいろな話で、健康的な被害の保障的なお話が全然聞かされた覚えが私はないと思っております。その点、村長、先ほども言った福島県の復興特措法では何ら保障というものが出していないと私は見ているのですけれども、どこに福島の説明が書いてあったのか何だか。県の特措法で健康的なものでは対処しますと、そういうようなご発言も出ておりました。本当に基本的なものはありますけれども、本当に保障的なものは何もうたわれていないというのは私見いたしますけれども、再度、ご説明願います。

村長（菅野典雄君） 私も綿密に見ているわけではありませんが、少なくとも福島県のための特別な法律でありますから、これからあらゆる形でそこはやはり我々の不安を取り除くような、あるいは将来にとって対処してもらうような、そういうものを内容を充実させていくというようなことを県を筆頭にやっていきたいと、このように思っているところでもあります。

1 番（松下義喜君） ぜひ、意見をひとつ特措法にも入れて、保障的なものを入れてはつきりうたっておくべきだと私は思います。

そこで、先ほども申し上げましたが、いいたてっ子未来基金等々を積み立てして、今子供たちにいろいろなものをしております。できるのであれば、村独自の子供の保障、これから何年後に発症するかわからない。また、次に若者から生まれてくる子供たちにとれば、遺伝子が破壊されているのではないかと、いろいろな心配をされている中で、独自の基金などをつくれぬものか。そこら辺、私は提案したいのですけれども、お聞きしたいと思

ます。

村長（菅野典雄君） まず、村民のそういう将来の不安あるいは被ばくの症状が出るということになれば、全く村で責任を持たなければなりませんけれども、その責任の責任は国でありますから、どんなことがあってもやっぱりそれを求めていくというのが村の形であって、もし、そのわずかな基金などで村民のこれからの一生なり何なりをできるというものではなくて、それは国の責任だと私はそう思っていますので、そこをやはりしっかりとこれからも求めていきたいというふうに思いますし、求めていくといいますか、いわゆる制度としてやっぱりつくってもらおうということが大切だろうというふうに思っています。

1 番（松下義喜君） 国の責任、東電の責任は、私はしかりだと思えます。ただ、我々がこういう事故に際して、村長である今の自体、我々議会人である議会、その中で、村が基金としてつくられないのですかというのを聞きをしたのであります。国に働きかけ伝えるのは村長の役目であります。それは私は当たり前だと思っています。特別にこれから何年か後に発症するであろうかもしれない対策として村独自の基金をつくられないものかというような提案でございます。再度。

村長（菅野典雄君） 内部で、全く初めての話ですから、検討しなければなりません。今の私の考えとしては、健康のためのといいますか、いわゆる被ばくというか、そういうところでの基金というふうには考えるべきではないのではないかとこのように思っています。子供たちの、これから健康を守るためにいろいろな施策をするための基金は、今のいいたてっ子未来基金にしろ、あるいはその他の基金にしろ、必要でありますけれども、制度として村民の健康をしっかりと守るという制度、あるいは予算措置というものは必要ですが、基金ということでそれが補っていけるとは私は思っておりません。やっぱり、しっかりと国に責任を持ってもらうというほうが正しいのではないかと今時点では思っています。ただ、そういう、いただいた意見でございますので、内部でもうちょっと検討をさせていただければというふうに思っています。

1 番（松下義喜君） ぜひ、ひとつ、進むことは進む、立ちどまるときは立ちどまる。たまには後ろを振り返ってみながら、やっぱりしていただきたいものだと思います。ぜひ検討していただきたいと思います。

では、次、2点目の避難生活に苦しむ村民の相談窓口の設置についてであります。

これまで村はままでの復興計画の中などでは、戻りたい人を第一と考えて計画を作成してきましたが、村民の中には、1年半も避難しているのだ、飯館には戻らないと、半ば決めている方もいるようであります。そういう人のために、村はどのようにしてあげるべきかということを検討し村民へ周知しなければならないと思います。このような考えはままでの復興計画書の中にも入っていますが、そのことを踏まえて、戻りたくても戻れない人や戻らない人がどのような悩みを持っているのかを聞く場所と機会を提供し、親密に相談に乗るべきではないかと思うので、再度、伺います。

副村長（門馬伸市君） 復興計画の第2版にも、明確に載っていますけれども、戻りたい人のための施策だけではありません。ですから、戻りたくても戻れない人、戻らない人、それぞれに具体的な計画はこれからになりますけれども、柱はそれぞれ計画の中に織り込んで

おります。ですから、決して、村は戻りたい人のためだけ考えて計画書をつくっているわけではありませんし、施策を講じているわけでもないということだけはご理解いただきたいというふうに思います。

1 番（松下義喜君） 相談窓口を設置するのか、しないのか。再度、お聞きします。

副村長（門馬伸市君） 答弁書にも書いてありますとおり、ことしの4月から新たに、そういう避難している中でいろいろな面さまざまな問題が生じておりまして、今までは全庁的に専門的な窓口を設けておりませんでした。やはりそれでは対応がだめだと、対応がきちんとできないということで、あえて4月1日に機構改革をして担当課を設けました。そちらに人員、臨時職員まで含めると七、八人おります。その中で、巡回して相談を受けたり、あるいは役場の中で相談を受けたり、あるいは、十分ではありませんけれども、弁護士さんもここに来ていただいて、予約制で相談も受けております。また、東京電力のほうにも村のほうから強く要求をしまして、出前の相談、それも今やっています。それぞれ仮設だけではなくて、借上げのほうも希望に応じてやっていますので、今できる最大限のことはやっているつもりです。ただ、これで満足ということではなくて、先ほど、村長も答弁しましたけれども、課だけではなくて全庁的な体制で、またさらに、村民の悩みに、あるいは相談に応じられるように何とかしたいということも考えておりますので、決して、窓口を設けていないわけでも何でもなくて、今新たに設けてやっていますし、ご理解をいただければというふうに思います。

1 番（松下義喜君） 相談窓口を開設しているのはわかります。はっきりした、アンケートでも示してわかるように、帰りたい人の窓口、帰りたいけれども戻れない人の窓口、帰らない人の窓口をはっきりしたように打ち出していただければ、相談の中身もはっきりわかってこようと思いますし、また、これから第三版の復興計画にも活用できるのでなかるかと思うのであります。そこら辺を踏まえてもう一回。

村長（菅野典雄君） 今そのような話がありましたが、仮に3人が、黒板に戻らない人、あるいはここは戻る人、の話ではないだろうと思います。それぞれ個人のプライバシーでありますし、また、我々これから復興住宅を村以外につくるにしても、多分そこら辺のアンケートをとっていかざるを得ないと思います。それは、あくまでもやっぱり個人のことですから、我々は全体としてとらえながら、どの程度のものをどういうふうにすればいいのかというところから、また一つ一つ、生活支援課のほうで来ていただくなり、あるいはこちらから全体としてのお話をさせていただいて、こういうところに弁護士さんなり、あるいは相談員がいますので、ぜひという形にさせていただく。今の質問の趣旨は全くそのとおりでありますので、そんな形にこれから少しでも充実をしていきたいと、このように思っております。

以上であります。

1 番（松下義喜君） であるならば、そのような形で本当に村民にわかりやすい窓口を開いていただいて、意見等を聞きながら、第3版の復興計画に生かしていただきたいと思います。終わります。

議長（佐藤長平君） 続いて、2 番 飯樋善二郎君の発言を許します。

2番（飯樋善二郎君） 飯館村議会第7回定例会に当たり質問をさせていただきます。

質問に先立ちまして、少しお話をさせていただきます。このほど福島県の公表した人口の推移、経済試算は衝撃的な内容になっています。このまま住民流出が長期化すれば県の人口は大幅な減少が続く見通しで、県土づくりや地域のあり方を左右する大きな問題とされています。定住促進に向けた施策が求められています。私たちの村のアンケートの結果からしても、大幅に人口が少なくなることは避けられない状況にあります。いずれ生活環境が整えば帰りたいと考えている村民が帰村を望んだとしても、現状を考えてみますと、簡単に生活環境をもとどおりにすること容易なこととは思われません。そこで、村が進めていく取り組みは一人でも多くの住民を、今は帰れなくてもいずれは帰りたいと考えている方々をそれぞれの要望に合わせてどう策をしていくかと計画策定している子育て支援の充実を図ることではないでしょうか。村が作成した復興計画ですと、村民一人一人の復興を目指すとしていますが、具体的な施策がなかなか見えてきません。村に一日でも早く帰るとい話題が多く伝わってきます。ますます住民にとっては不安材料が増すばかりになってしまい、帰りたいけれども帰れない人たちのために、同時に飯館村民としてつなぎとめられる施策を進めていく必要があるのではないのでしょうか。さらには、放射能汚染に対する住民の認識の違いは依然として大きく、正しく伝わっていないところもあるように思われます。そうしたことを理解することも求められているのではないかと思います。

そこで質問に入らせていただきますが、除染は復興に欠かすことのできない大きな問題になっております。今までも随分話をしてきましたが、一つ一つ詳しくお尋ねをいたします。

まず、質問の一つ目は、国が示している除染方法にはまだまだ多くの解決されていない課題をどう村としてとらえ、どのように進めていくのか、所見を伺います。

二つ目は、それぞれの行政区にお願いをしている仮置き場の問題。住民から多くの質問があった期間をどう考え答えていくのか、伺うものであります。

次に、除染が困難とされている住居や建物はどう対応するのか。また、解体除染を希望する住民にはどのような解決策があるのか。ご所見を伺います。

次に、解体した後の瓦や壁、木材などの廃棄物はどう処理をするのか。このことも伺います。

2番目は、村民の要望に応えられる復興計画について伺います。

まず一つは、復興計画は住民の意思に反しない長中期的な視点に立って希望に応じた対応を実行すべきと考えるが、ご所見をお伺いいたします。

次には、復興住宅の重要性をどうとらえて、どう対応していく所存か伺います。

次に、実施に当たっては、それぞれの要望を改めて村民に問う必要があると思われませんが、ご所見をお伺いいたします。

最後に、不動産賠償の基準についてお尋ねいたします。新たな不動産賠償の基準については、原発被災者支援弁護団が示した標準賠償基準と同様の取り組みを村は進める考えがあるのかないのか、ご所見を伺います。

以上3項目8点について、質問いたします。

村長（菅野典雄君） 2番 飯樋善二郎議員のご質問にお答えさせていただきます。

今後実施される本格除染の課題について4点ご質問がございますが、いずれも除染についてでございますので、一括してお答えをさせていただきます。

まず、第1点目でございますが、7月上旬から始まりました同意の取得説明会において、村民から「いぐねの伐採範囲はどうなっているのか」と、それから、「壊れそうな建物の除染方法は」、あるいは「仮仮置場での保管年数及び保管必要面積は」、「空間線量の低減目標値はどうなっているのか」などなど、数多くの課題が出されたところでございます。国がその対応策を講じられない状況でありましたので、村としては、これらの課題について、ある程度その解決方法を示していかないと、村民からの除染に対する同意はいただけないというふうに考えまして、同意取得説明会を一時中断をいたしまして、この改題解決について環境省と協議をしてまいったところでございます。その結果、環境省から8月12日付で課題の対応方針が出されました。内容としては、前進した項目もありますが、まだ、協議中、検討中の項目もありますので、早急に対応するよう求めているところでございます。そのほかにも、現地個別説明の中で、いろいろな課題などが出されていると聞いておりますので、その対応についても村民の意向を十分に聞き取り、村民が納得する除染方法で実施をしていただくよう要請をしているところでございます。

二つ目の、仮仮置場でございますが、一時保管の期間についてであります。小宮地区の国有林内の仮置場への搬入が、残念ながら、すぐにできない状況になり、また、保管面積も不足をしているということから、現在、村内の3カ所に仮置場の候補地として探し、所有者などと協議をしているところであります。新たな仮置場の候補地の所有者などとの協議が進み設置の了解をいただきましたならば、すぐさま造成工事に着手していきたいと考えております。仮仮置場の一時保管期間であります。今後の新たな仮置場の所有者などとの協議次第にもよりますが、現在のところ、各行政区での仮仮置場での期間は仮仮置場設置後おおむね1年程度かなと考えているところでございます。この保管期間で進められるよう、新たな仮置場の設置を早急に進めるよう精力的に努力をしてまいりたい、対応してまいりたいと考えているところであります。

3点目の除染困難な建物、住居の対応であります。国は除染困難と明記した住居などにあってもできる限り除染する計画ということでございます。現地説明で個別にきちんと説明をし、村民に寄り添った除染をするよう国に要請をしているところであります。また、解体除染については、空間線量低減のために所有者の判断で解体除染を希望し解体した場合は、その費用の全額または一部を東京電力に賠償請求ができる方向で関係機関において調整をいただいておりますので、早急に対応するよう要請してまいりたいというふうに思っております。

4点目の解体後の木材等の廃棄物の処理です。まだ、国で検討しており、具体的な方向性は我々に示されておられません。当面、解体除染で発生した廃棄物は、所有地の一角での保管をお願いをしているところであります。なお、国に対しても、早急に廃棄物の処理について対応するよう強く求めてまいりたいというふうに思っておりますし、国の問題ではありますが、我々のできる範囲で努力を惜しまないで、皆さん方が少しでも除染が進むよ

うに対応していきたい。このように思っているところであります。

他の質問は副村長などにお答えをさせていただきます。

以上でございます。

副村長（門馬伸市君） 私からは2点目と3点目についてお答えいたします。

まず、2点目の村民の要望に応えられる復興計画についてであります。ここに3項目ありますけれども、関連がございますので、まとめてお答えをさせていただきます。

一つ目の中長期的な視点に立った対応についてでありますけれども、ままでの復興計画第2版につきましては、村民及び有識者らを委員に約4か月間にわたって検討を重ねてきました。去る8月22日に議会の承認をいただきまして、成案となったところであります。第2版の主な柱となっておりますのは、村に戻りたい人、戻りたくても戻れない人、さらには、戻らない人、それぞれに対して寄り添って、ハード、ソフトの各種施策を講じること。また、実施に当たっては、民間の力を最大限活用するというものでございます。村に戻りたい人のための施策としては、復興住宅や再生可能エネルギーを活用した村内の拠点、雇用の場を整備することになっておりますし、戻れない人のための施策としましては、村外に復興住宅、あるいはキッズガーデン、子供たちの遊び場ということになりますけれども、若い親が子育てしやすい環境や子育て支援を考えているところであります。

中長期的な視野に立ち、住民の意思を反映した施策をどう考えているのかということでもありますけれども、ご案内のように、第2版作成中に実施しました避難生活実態及び帰村意向に関するアンケートで確認した内容も施策に組み入れておりますし、時間軸に沿って段階的復興を目指すことも計画をしているところであります。例えば、一時的な拠点としての施設整備をして、役割を終えた後はまた別の目的に活用することができないかどうか。そういうこともあらかじめ想定をして計画をしたり、あるいは村外の子育て拠点施設は地元の自治体と共有することなども検討をしておりますし、それぞれ復興の時間軸に合わせて施設の役割や機能を変更していくことについても検討をしているところであります。村民の意向も時間の経過とともに、あるいは賠償や除染の進みぐあいなどによっても変化していくものと考えているところでありますし、さらに、ままでの復興計画第2版は、喫緊の課題について集中的に検討いただいたこともあり、健康管理とリスクコミュニケーション、コミュニティの再構築、生きがいがづくり、産業の再生と働く場の確保、土地利用計画の策定と応急施設の整備、除染の計画的推進と帰村環境の整備などなどについては、第3版以降で継続して取り組まなければならない課題だろうと認識しているところでございます。今後も、アンケートや懇談会等によって村民の意向をその都度確認をしながら、計画を進めてまいりたいと考えております。

次に、第2点目の復興住宅の考え方についてお答えいたします。

復興住宅につきましては、全村避難を強いられ、なれない土地でこれまでとは異なった環境の中で暮らし方を余儀なくされた村民にとって大変重要な施策であるというふうに認識をしております。とりわけ、2世代、3世代が同居して農村の営みを享受していた暮らしが一転して狭い仮設住宅や借り上げアパートに分かれて暮らさなければならなくなったことは、村民に想像以上の負担をおかけしているものというふうに考えております。

このため、復興住宅につきましては、村に戻りたい人のための施策としての村内拠点、それと村には戻れない人のための施策としての村外子育て拠点として、大きく二通りの施策体系を考えているところでございます。

まず、村内拠点につきましては、復興住宅も含めてですけれども、既存の草野大谷地の住宅、それから、飯樋の桶地内の住宅、村の公営住宅ですけれども、さらに白石の住宅というところの帰村しても住めるようなそういう整備、新たにつくるなり、整備なり、修繕なり、これが必要でありますので、そういう整備と修繕を加えていくこととしております。また、村内の線量の低い地域に、これも新たな整備というふうになると思っておりますけれども、2世代、3世代が一緒に暮らしたり、家庭菜園や庭つきなど、ある程度余裕のある空間を確保した復興公営住宅を整備したいというふうに考えています。対象としましては、新たな整備をすところの対象ということになりますけれども、高線量ですぐには自宅に戻れない、飯館村に住みたいという方や、家族と離れて暮らさざるを得なくなった高齢者、あるいは村内の企業に通うために新たに住居を求める方などを想定しているところであります。機能としては、再生可能エネルギーの活用や、高气密、高断熱の住宅で高齢者がまとまって暮らせるような、グループホーム的機能なども持たせたいと、こんなふうに考えているところであります。これらの復興住宅は、復興の一時期だけの利用にとどまらず、将来的には新たに移住を希望する方々の受け入れの場あるいは交流事業に活用できるよう建設に当たっては、あらかじめ、それらを考慮した機能や配置についても考えてまいります。

次に、村外子育て支援拠点としましては、村の仮設の幼稚園あるいは小学校が建つ福島市や飯野町や川俣町に子育て世帯の負担軽減のための復興公営住宅を建設したいと考えております。こちらも2世帯、3世帯同居に対応した機能を、これは全部にはなりませんと思っておりますけれども、一部、2世帯、3世帯が同居できるような、そういう機能を持たせたものも考えておりますが、建設に当たっては、地元の福島市あるいは川俣町の調整や用地などの制約もありますので、入居者の意向把握に努めながら早急に整備していきたいと考えております。

次に、3点目の実施に当たっての意見聴取でありますけれども、復興計画の実施につきましては、新まidea村構想推進準備委員会を設置しましたので、プロジェクトチームに、さらに分科会プロジェクトチームをつくりながら、事業化の調査や規模の設定などを行っていくことを、きのう、確認したところであります。また、予算化の前には、当然、村民が主人公ということですので、アンケートや住民懇談会を開催しながら、再度、意向の把握に努めるほか、希望者に対しては立地条件や居留意向なども再度確認する必要があるというふうに思います。無駄のない効率的な実施に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の新たな不動産賠償の基準についてお答えをいたします。

不動産の賠償基準については、国の原子力損害賠償紛争審査会による中間指針を踏まえ、国の関与のもとで東京電良が定めたものでありますけれども、内容に納得のできない場合は、和解仲介手続や訴訟などによる解決の請託もあります。しかし、公的な紛争解決機関

であります原子力損害賠償紛争解決センターへの申し立てについては、解決に至った件数  
がかなり少ないというふうに報道されているようであります。しかも、和解成立までに相  
当の時間を要するというのも今までの経過のようでありまして、こちらのほうの手續につ  
いては長期化するというのと、それが解決されるのかどうかという、そういう懸念、い  
ろいろな心配があります。村としては、村民の生活再建、これが最優先かなというふう  
に思っています、このように先の見通しができない形での請求方法は、なかなか今の時点  
でこちらのほうの選択をするというのは難しいのかなと、こんなふうにとまっているとこ  
ろです。したがって、国が示した賠償基準に基づく損害賠償請求の方法が、いろいろ問題  
がないわけでもありませんけれども、被害者の立場、請求の早期化などを考えますと、  
現時点では、今の賠償の請求の方法がよいのではないかと、こんなふうに村としては考  
えておりますので、ご理解をお願いするものであります。

以上であります。

2番（飯樋善二郎君） ここからは一問一答で再質問をさせていただきます。

まず、1点目の除染方法の課題についての答弁をいただきました。この中には、協議中、  
検討中というものがあり、住民が不安視していることは依然として解決されてい  
ない中身が今答弁としてありました。こうした大きな問題を一つ一つ、早い時期に皆さん、  
住民に伝えていかなければ、多分、心配されているように、簡単に同意を得るとい  
うことは難しいと思いますが、この協議中、検討中のことについて、再度質問いたし  
ますけれども、まず、このことの中ではっきりしていない部分、これは傷んでいる作  
業所や獣舎は23年、24年度中には除染は無理ですよと言っていることがあるのです。  
このことについては、村ではどういうふうにお考えになっていますか、再度、お伺  
いたします。

村長（菅野典雄君） 細かいところは担当のほうからなのですが、いわゆる除染の仕  
方で、なかなか決まらないというのは、やっぱり環境省もほかの省庁とのいろいろ、  
あるいは国全体との、財政等のいろいろ絡みがあるのだろうというふうに思いま  
す。したがって、そこをできるだけ我々も答えを出すようにということで、途中  
で中断をしたところありますが、全部が全部、答えが出てきたわけでもない、  
かなり前向きな答えは出てきていますが、さらにまた、説明会を開いてい  
きますと、またいろいろな新たなことも出てきます。つまり、なかなかこちら  
だけで答えだけ、やっぱり、現場の声と向き合って初めてそこに課題  
が出てきて、それをどういう形になってきているなという気がしますので、  
やっぱり、一方で説明させていただきながら、一方で一つ一つ環境省と  
しっかりと向き合っている方向をしっかりとつくっていくと、こういうこと  
にならざるを得ないのではないかと、そうでないと、仮定の話が、どうも  
やっぱり我々が想定するよりは、いざ一人一人に話を持ってきてもらって  
初めて、これはどうなのだという課題を聞かされて、ああなるほど、  
そういう課題もあるなというところが現実の姿なものですから、大変、  
ある意味では、ちょっとこちらの対応の仕方が広範囲に及ばないとい  
うところもあるのですが、やっぱり、現場の声とか、皆様方の声が一番  
の解決の道ではないかと、このように思っているところであります。

2番（飯樋善二郎君） それから、いぐねの問題、これは私たちが何回も  
お願いをして、ようや

く、希望があれば切るよという話になりました。それもうちの周りから10メートル範囲、できれば一通りというような話でしたが、この点については、それぞれ柔軟に対応するというので、今後の個人の説明の中ではそういう方向で進んでいるのかなというふうに思います。しかし、いぐねを切っていただいた場合の保障の問題、これが一部の説明会の中では説明したところも、答えたようなところもありますが、これが多くの村民には正式に伝わっていないところがあるのですね。このことについては、国で示した計画で間違いないのかどうか、再度、伺います。

復興対策課長（中川喜昭君） いぐねの保障、伐採したものについては国が保障するという部分ではありますが、説明会の中では、多分、金額的な提示の部分はなかったかなというふうに思っております。実際に、説明会の中でも、どの程度保障するのだという意見が出ているのも事実ではありますが、実際に国のほうではまた、出せないというのが回答でございます。私も、環境再生事務所のほうとは、やはり村民の方々については、安心をするためにいぐねを伐採してほしい、ある程度、どの程度の保障になるのだかも目安的には聞きたいという部分の声も聞いておまして、何度か金額等を出すようお願いをしているところでもありますけれども、まだ決めていない、まだ出せる状況ではないという部分であります。これに対しても、先ほどの倒壊しそうな建物についても、それらの費用についてもまだ出していないというのは、国が最終的には東京電力のほうに請求をする格好だということで、いわゆるその中のやりとりをやっているという状況でありまして、具体的な数字は出せないというのが今の状況であります。以上でございます。

2番（飯樋善二郎君） そうしますと、多分、今回、個人説明を受けて同意をする運びになるわけですが、これも住民から出されています。このことが明確に示されないでは、やはり、お願いをするにしても心配だと言う声があるのですけれども、今現時点では、そうしたことは金額は示されないということなのですが、これを早いうちに国に求めて、その結果を住民に伝える。これが必要だと思うのですが、この点についてはいかがですか。

復興対策課長（中川喜昭君） お質しのとおり、村としましては、やはり、村民の方々に安心して除染をして、同意をしていただくというのが一番の目的で今やっております、その辺についても早急にということは何度となく話しておりますが、なかなか事が進まないというのが現状でございます。今後、早く答えを出すように、要望、要請をしてみたいと思います。

以上であります。

2番（飯樋善二郎君） 質問を変えさせていただきます。

2番目の仮置き場や仮置場の問題。これは除染をする上で大きな問題となっております。ほかの市町村も場所がなかなか決められないで大変苦慮しています。多くの住民が不安視している部分があるのですね。このことについて、答弁では、1年ぐらいをめぐらという期間の話がありましたけれども、本当に1年以内でこれがほかの場所に運べるようになるのかどうか。これをもう一度伺っておきます。

復興対策課長（中川喜昭君） 大変、仮置場の部分では、議会の皆様方、それから、村民の皆様方にはご心配をいただいているところでございます。答弁でありましたように、小宮地

区の国有林をいち早く仮置場に設定したいということで、昨年12月の議会の中でも決議をいただくということで、村としましては順調に進むのかなという思いはしておりましたが、いろいろな経過の中からはなかなか工事が進まない。それから、実際に除染による廃棄物土壌の量をきちんと計算する中では、小宮地区の国有林内だけでは間に合わないというのがことしになってわかってきたということでありまして、今、先ほども答弁しましたように、新たな場所に仮置場をつくりたいということで、今、協議、折衝をしておるところでございます。3カ所のうち、2カ所については、設置方法について、今月の22日あたりに協議をいただくと、国の臨時総会等で協議いただくということで、その結果次第でございますが、もし了解をいただければ早急に、国のほうも現地も内々では見ていただいておりますので、了解をいただければすぐさま進めていければというふうに思っております。ただ、これも相手次第でございますが、もしだめだというようなことの回答をいただければ、前にもお話ししておりますように、また新たな場所を見つけ出して協議をしていくという部分になります。そういうことでは、1年程度ということでもありますけれども、やはり、村としては、その1年程度内にやっぱり仮置場を設置しないとやはり住民の方々にも安心感が与えられないというふうに思って、その期間を目指して頑張っていきたいという部分での考えでございます。

以上であります。

2番（飯樋善二郎君） 除染をした後の除染物、これは膨大な量になることは予測しておりますから、当然、今の二、三カ所の予定されている場所が確実に決められなければ、これもなかなか簡単に住民の要望に応えることは無理だというような懸念があるのですけれども、まず、双葉地方に予定されている中間貯蔵施設はそんなに簡単に今の状況では決まりそうにありません。仮に決まったとしても、他の市町村の汚染物は受け入れ拒否をするというような話まで出ている。こうした多くの課題が解決されなければ、住民とずっと説明会の中で約束をしてきたことが本当に守られるのかどうか、非常に私は心配をしているのですが、再度、答弁をお願いします。

副村長（門馬伸市君） 私らもそのとおり心配しています。除染もおくれていますし、仮置場もおくれていますし、一番、私らが心配しています中間貯蔵も今の状況ですから、その辺のところを早い機会に方針といいますか、場所の選定をしていただかないと、住民の心配が仮置場が3年程度が5年になったり10年になったりするのじゃないのという心配をしていますから、全く心配することは私らもわかっています。ですので、中間貯蔵施設については、この前も村に県の幹部が来ましたが、村長室に来ましたが、その際に、中間貯蔵施設は双葉だけの問題ではない、まさしく福島県全体として考えなければならぬことなので、県がもっとリーダーシップをとってやらないと事は進まないのじゃないのという話は村長のほうから県の幹部に話しましたし、村長もそれぞれ県の会議の中でもそういう話はしてきています。ですから、早く、中間貯蔵の場所を、国では選定、一応したのですけれども、地元の同意がかなり難しい今の状況なのですよね。ですから、双葉全体のランドデザインを早く示せというこのようでもありますから、その辺も真剣に早く示していただけないのかなというふうに思いますし、中間貯蔵については、

双葉郡だけの問題ではないという、県そのものもそういう認識に立ってもらわないとなかなか進まないのじゃないですかという話はしていますから、その辺、私らは国を信じるしかないのです、もしかしたら、3年では無理かもしれないというのは私らもわかっています。ですから、仮置場の面積だけではなくて、しっかり、ちょっと1年、2年延びた場合でも安心・安全が保たれるような仮置場の設置を、そういう想定をしながらつくってもらわないと、また不安になりますよね。ですから、そういう後々の、ちょっと延びるかもしれないということも想定しながら、きちっと保管場所を、仮置場をつくってもらわないと困るよという話にしています。もちろんトンバックも、フレコンバックも今3年程度しかもないフレコンバックなのです。それは今のように例えば延びた場合は、もう一回袋に入れ直ししないとつり上げられないということが考えられますよね。ですから、今からそういうものを想定して、もっと長期間もつようなトンバックを使わないとだめだよと、こういう話もしています。いずれにしても、勢力的に中間貯蔵のほうは、村だけではどうしようもありませんけれども、県を挙げて、早く国に決めてもらうという努力をしてもらうことなのかなと、こういうふうに思っています。

2番（飯樋善二郎君） まさにそういう心配があるわけですから、このことを住民に丁寧に説明して理解を得るといったことが必要なのだと思います。

次に移らせていただきますが、除染困難とされた住居や建物、この解体を希望する方がかなりいると思うのですが、この場合、まだその中身がはっきりしない部分が多いのですが、検討中としている部分がまだ解決されていません。まず一つは、解体除染を希望した方にはどんな条件があって可能と判断するのか、ただ、一方的に住民が解体除染をしてくださいと言っても、簡単にはそんな形にはならないなというふうに心配しますから、お尋ねするのですが、このことについてはどうお考えですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 国のほうで、8月12日に出しています部分は、住居等の除染についてはできる限りやりますよと。例えばそれぞれの所有者、地権者の方々へ除染計画書というもので出しております中に、いろいろな除染の可否という項目がありまして、その中に、例えば要検討とか、それから、除染困難というようなやり方をしております。そこでの除染困難については、現地を見ながらできる限りやりますというのが、今、国の回答でございまして、いわゆる倒壊寸前、除染で手をかければ倒れてしまうような建物については解体というふうな話が今出ておりまして、これらについては、まず、国の基本的な考えとしましては、環境省の除染という部分では、財物には手をかけないというのが基本的な部分で考えております。ですので、除染に当たっての解体をしますとか、例えば雨樋が壊れかかっている部分をふいても意味がないから、雨樋を取りかえますよとか、そういう部分での除染は環境省のほうの除染としては考えていないということが基本になっております。

それでは、いい除染ができないのではないかとということで、村民の方々から、それから、議会からもありました。村としましても、よりよい除染をしてもらうにはやはり対応していただきたいという話を何度となくしまして、その中で、壊れそうな建物については、周辺の空間線量低減のためであれば除染として見なしましょうというのが国の考えであり

まして、そのために解体しかないということになれば、本人が解体した費用について、東電に賠償請求してくださいというのが、今回の倒壊しそうな解体除染の部分であります。そういうことで、一応、最終的には空間線量低減のためという理由がないと解体はできないというのが基本になっているのかなと思っております。

ただ、この低減のためといった場合に、では、東電の賠償をもらうのにはどうするのだという仕組みについてはまだ検討されていないのが現実であります。大変申しわけなく思っておりますが、この辺については、何らか、低減をするために解体をしたことを証明しますよとか、そういう証明書的なものが出るのか、認定書が出るのか、その辺については今後検討していきたいなというふうに思っております。そういうものがないと請求できないというような形に多分国はとるのかなというふうに思っておりますので、その辺についてはこれから詰めていきたいなというふうに思っております。

検討ということで、大変、村民の方々には申しわけない部分もございますが、何しろ環境省だけが相手であればいろいろな要望も出していけるのですが、先ほど村長からありましたように、賠償請求の部分の兼ね合いがあると、エネルギー庁との兼ね合い、それから、財政との兼ね合い、それから、請求になれば東京電力との兼ね合いというふうに、国としても横の連携をとっていただくという部分での対応になってしまうという部分があって、どうしても時間がかかるというのが今現在の実態でございます。何しろ、早目に回答を出してもらうように要請をしていきたいというふうに思っております。

以上であります。

2番（飯樋善二郎君） 項目が多いので、時間の関係がありますので、先に進みます。

まず、仮に今の解体した場合の除染物、壁、瓦、木材、これなどは、国が示しているのはうちの周りに置くということなのですが、答弁でもありましたように、所有地の一角としているが、うちの周りに例えばそういう除染物を置くというのは非常に住民にとっては不安材料の一つ。ですから、私はこう思うのですが、もし、家より離れた場所に自分の所有地があったならばそこではどうかという考えを持っているのですが、この点についてはどうお考えですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 除染の目的は、やはり、土地に沈着している放射性物質を取り除いて、自分たちの住んでいるところから離しておくというのが除染の考え方でありまして、ですから、今回も宅地にある放射性物質、あるものをフレコンバック等に入れながら1カ所の仮置場に置いて、そこで管理して安心をさせるというのが除染の考え方でありまして。したがって、今、議員お質しのように、やはり家のそば、生活するそばに置くというのは大変安心できないという部分あります。そういう意味では、例えば、実際にそういう放射性物質を浴びた廃棄物などもやはり仮置場という保管もあると思います。ただ、今のところ、そこまで進めるかどうかというものを今協議しておりますし、それから、いわゆる減容化の部分での仮設焼却炉の中で燃えるごみとしてそれを焼却できる方策という部分も今環境省のほうで検討していただいておりますので、やはり生活空間から離すという部分では進めていかなければというふうに思っておりますので、検討させていただければと思います。

以上であります。

2番（飯樋善二郎君） 次に、村民の要望に応えられる復興計画について、再度、質問させていただきます。

現在、わかっている住民の意向は、少なくとも、乗り越えなくてはならない多くの課題があることからして、それぞれの復興策を同時に進める必要があるのではないかと。先ほど、ハード、ソフト両面からそれぞれの支援策を考えているという答弁がありましたけれども、ハード、ソフト両面というのはどんなことを想定して言っているのか、再度、お伺いいたします。

副村長（門馬伸市君） まず、同時に進めるべきというのは多分理想だというふうに思いますけれども、きのうの準備委員会でも話題になりましたけれども、やはり、今、避難しているわけですから、避難先を、例えば復興住宅であれば、避難している人のための住宅をまず優先すべきじゃないのということだったもので、その後に、村内の復興住宅を、例えば大谷地とか桶地内、さっき答弁ありましたけれども、そういうところを改修なり、新しくしたり、あるいは、線量の低いところにそういう復興住宅をつくるというのはその後になると思います。同時にできれば一番いいのでしょうけれども、まずは避難している、毎日環境のなれないところでつらい思いをしているわけですから、そのためのそういう住宅を優先してつくるべきではないかなと、こんなふうに思っています。その後で、村のほうもということだと思えます。それから、ソフトはいろいろあります。ですから、まずはハードのほうをきちんと目に見えるようにしていかなないと、皆さん心配しているだけで、「その後、どうなるの、どうなるの」というのが毎日のように電話かかってくるわけですから、まずはハードのほうをきちんと目に見えるように、わかるようにして、ソフトのほうもあわせてやっていくと、こういうことだと思いますが、優先順位は私が言ったようなことで進めるべきではないのかなというふうに思っています。

2番（飯樋善二郎君） まず、同時に進めるというのは非常に大変なことは私もわかっています。しかしながら、今置かれている避難の状況、非常に大変な生活をしている住民も多くいると思います。こんな中で、仮設にしても借り上げにしても、当面は延長したりなんかである程度賄えることはわかっています。しかしながら、ただ、そういう生活をずっと続けて、長い間、これから何年になるかわかりませんが、この苦痛は想像を絶するものが私はあると思う。ですから、その人たちをどういう形で、目に見える形で、やはり伝えていくことが必要ではないのかなというふうに考えまして、私はこの質問をさせていただいているのですが、このことについてはどうお考えですか。

副村長（門馬伸市君） 私らも聞いています。高齢者の皆さんは、一日も早く戻りたいという方が非常に多いです。できればあしたにもというような極端な話をする人もいます。その方々にも、やはり、早く望みどおりにするには、まずは除染をしっかりと、中途半端な除染だと、またこれ不安になりますよね。ある程度、住環境をきちんと2年間でやっていただく、その上で、帰られる、戻られるような環境になった場合の話ですけども、戻っていただいたときに、議員のほうからも質問ありましたけれども、やっぱり農地なり、そういう生活空間だけでないようなところもある程度除染をしていかなないとなかなか戻れ

ないということもあるかもしれません。ただし、住環境だけでもいいから、とにかくやって戻りたいのだという人もかなりおります。ですから、そういう人のためには、まずは計画どおりの除染をしっかりとやっていただいて、すぐに戻れないというのであれば、同じ飯館村の中でもいいというのであれば、さっきのように、低線量のところに復興住宅をとりあえず、そこに住んでもらうという方法もありますし、自分のうちに住めるような環境になれば、これは自分のところに住んでいただけというふうに思いますけれども。避難先が優先で、あとはうんとおくれるということではありません。例えば復興住宅のことを言いましたけれども、まずは、優先としては避難先、あとは村内というふうな話をしましたけれども、同時にできるものもあると思います。除染をして施設がつけられるような場所ができれば、そこに先ほどのような答弁した施設を整備できるわけですから、それはそれで国の復興交付金を利用したり、あるいは民間のそういう活力をいただいたりしてつくっていくということではできると思いますけれども、事業費の問題も、財源の問題もいろいろあると思いますから、これから、第3版の事業計画がきのうスタートしましたので、できるだけ早く、短期につくり上げなければならないもの、あるいは中長期になる事業などについて、早く整理して、議会の皆さんにお示しできればと、こんなふうに思っております。

2番（飯樋善二郎君） 全くそのとおりだと思いますけれども、住民は、早い時期に目標を決めていただければある程度希望を持って頑張れるということにもなるのかなと私は思います。ですから、今は、除染は確かにしないと、これはどうにもならない状況です。それも、果たしてどうなるのかもはっきりしない。こういう状況ですから、今答弁あったように、まさにそのとおりだと思いますけれども、できるだけ早く、住民にはその方向性を示せば希望を持って先に進めるのではないかなというふうに思っています。

それから、復興住宅の当面の課題、これは今話されたように、復興住宅については、本当に、特に子育てを中心とした親御さんたち、すぐにはとても帰られる状況にはない。そして、ましてや、その人たちが子供たちの近くで、子供たちが通園、通学する環境が容易になりやすい、そうした環境のもとで暮らせればいいという思いも多く聞かれています。これを考えてみますと、確かに非常に大変なことは、今すぐにここで、じゃあ、そのことをすぐに解決できるかという、非常に問題、課題が多くありますから、そうそうはいかないと思うのですが、ただ、そういう人たちには、こういう計画を今立てていますから、もうしばらくお待ちくださいよというメッセージがあれば、多分、そのことで多少は、「ああ、そうなんだ。じゃあ、安心して待っていていいんだな」という、強い、子供たちを教育していく意味で、希望が持ててくるのかなというふうに思います。このことは、ぜひ、早い時期に、復興計画第3版、計画していますけれども、そういう方向性も打ち出していただければ幸いかなと思っています。

次に移らせていただきますけれども、新たな不動産賠償についてであります。確かに先ほどご答弁があったように、今まで、紛争審査会のほうに調停を申し込んだ件数をクリアして、ようやく同意をしたという件数は本当に少ない状況にあります。しかしながら、現在、国や東電が示している賠償基準、これは私もそれなりに試算をしてみました。いろいろなケースを試算してみましたけれども、到底、どの試算をしてみても、生活再建が容

易にできるような賠償金額にはならない。ましてや、帰還困難区域が100%ですから、100%の地域はある程度何とかなるのかなというふうに思います。飯館村の場合は、そうじゃなくて、居住制限区域、この地域が一番多くある。ここは基準でいいますと、ずっと私も精査してみましたが、3年と言っていますよね、国は。これだと、一番多い100%のところから、4年でさえ13%の差がある。それから、3年だとさらに18%、31%の差があるのです。こういう状況にあると、例えば500万だと言われたうちが、居住制限区域になりますと250万にしかならない。そういう実態がこのモデルケースで計算してみますと多くある。このことについて、このまま紛争審査会に申し立てるつもりはないという答弁でしたけれども、そうしたことで到底皆さんが生活再建基盤を構築するような額にはならないのではないかなというふうに私は心配しているのですが、このことについては、どうお考えでしょうか。再度お伺いいたします。

副村長（門馬伸市君） 弁護団の示した額というのは、おわかりのとおり、新たな土地、新たなところに土地を求めて、その土地代、それと建物の新築、その金額ですから、40坪程度の建物で土地を、敷地を買いますと、4,000万とか5,000万の話になってくるのですね。ですから、それはまさしく、ダムみたいに、全く沈んでしまって使えない。新たな土地を求めないと住めないというところの賠償だとわかるのですけれども、私らの場合は津波で家が流されたわけでも何でもないので、原発の放射能で汚染されたというのがあります。ですけれども、そういう場所と全く違うものですから、紛争審査会のほうではなくて、解決センターのほうでとまっているというのはそういうことなのですね。案件、事案が違う。ですから、今回の原発事故ではそこまでの賠償にはならないということで、申し立てをしている方々が前に進んでいないというのがその状況であります。村としては、この弁護団のほうは別にしましても、今の制度を全くそのとおりでなくということではなくて、先ほど村長が答弁しましたけれども、改善を要するところは改善を求めていくということです。なお、私も個人的には、建物の賠償の中に、門とか、塀とか、庭木とか、そういうものが含まれているのですね、15%ぐらい。それはおかしいのじゃないかと私も思います。建物は建物なのだから、門とか塀とか庭木が財物の中に15%入っているというのは、どう考えても私はおかしいと思うので、そういうものは別立てで取り扱ってもらえないのかどうか。あるいは、菅野議員のほうからもありましたけれども、古い建物に対する基準が非常に低いのです。というのは、固定資産の評価が低い。別なほうの新築、建築単価でやったほうの人もそんなに急に上がるわけではないので、若干は高くなりますけれども、いずれにしても古い建物に対する価値が余りにも低い。そういうところとか、今言った、建物の中に門とか、塀とか、そういうものが入っているのはおかしい。そういうところ、疑問な点は上げて、少しでも改善されれば、その部分で、本賠償、建物の部分がふやしてもらえればいいのだけれども、逆にそれは別だよと、でも、上は外しますよと言われると、これまた、全然前に進まないのですけれども。疑問点は結構あります、基準の中に。ですから、おかしいなというところは改善を求めていきます。

2番（飯樋善二郎君） まず、今、副村長が申されたように、非常に低い固定資産評価額、これが影響していることは間違いないですけれども、ただ、少なくとも、アンケートの結果

からしても、30何%の方が帰らない。それから、帰還困難区域の方々も多くは帰れない。そうした方々がいずれは再建をしなくてはならない。こういう現状が待っています。ですから、その人たちが、少なくとも、ほかの市町村でなり、ほかの土地なり建物を求める際に求められるような金額になっていかないと、今、皆さんが考えている、住民が考えているようなことにはなっていないのではないかとということで私は心配をしているのですが、確かに、紛争審査会のほうに弁護士を通して申し立てをした際、時間もかかります。なかなか思うようにも進んでいきません。ですから、非常に困った話なのですが、ただ、それでも、なおさらこのことをしなくてはどうにもならないという方が出てくるのではないかなというふうに思うのです。ですから私はこういう質問をさせていただいたのですが、被災者支援弁護士団が示している基準というのは、東電、国が示している基準の3ないし4倍と言っているのです。この基準の試算額は住宅金融支援機構が手がけている、今現在、この土地取得費とか建築費の参考をもとにして出した基準ということで、非常に国と東電の基準とは差があり過ぎる。これが全ていいとは私は思いませんけれども、少なくともそれに近づけるような試算、基準、これをやはり、村としても、今のままの基準を守るとするならば、要望はしていく必要があるのではないかと思いますけれども、どうお考えでしょうか。

村長（菅野典雄君） ある程度、先行していますので、村としてはかなり国と賠償についてやり合ってきたつもりであります。その中で、かなり改善もされたわけですが、その後、私たちの後、双葉地方もいろいろな話でいろいろな問題が今出てきていると、こういうことであります。そこで、これからどういうふうになるのか。ちょっと私たちも一部不透明なところはあるなど、こういうふうに思っていますので、そこをきちんとやっばりにらみながら国と向き合っていかなければならないなというふうに思っています。簡単に言えば、これから二転三転国はするのかな、それとも、この一度出した中で、流用なり、考え方の中で柔軟に対応するという事なのか。その辺はしっかりと見きわめていかなければならないというふうに思っています。当然、私たちは今までも、これからも、流用なり、あるいは柔軟な対応、あるいは私たちの避難民の大変さの心に寄り添ったところは、これからもあらゆる形で私たちはいきます。ただし、基本的にあちらが振れるということになれば、私たちは当然黙っておりませんので、しっかりと国にご破算で願いましてはでも何でもやっていくつもりであります。

ただ、今、飯樋議員がおっしゃられるように、外にいかれる方はすべてそこで新たな生活が、新たな住居が求められるという形ができるかどうか。それは多分、いわゆる区域の見直しの中で、残念ながら、居住制限区域あるいは準備区域というのは基本的に戻れると、こういう大局に立っての考え方なのだろうなというふうに思います。ですから、その中で、戻れないという方は、当然、個人の判断ですから、それはそれとして、我々も尊重し、我々も村としてのできる応援、あるいは国に対する応援の仕方をしっかりと行っていかなければなりません、基本的に、今のところがほかで成り立つようにという形ができるようには、なかなか、やっばり国のガードは固いのではないかと。そこが三つの区分けの仕方だろうと思いますから、その中で、たとえ準備区域で帰らない人もいるだろうというふう

に思いますから、その方は何らかの対応をある程度いろいろな工夫をしながらやっていく、我々はその応援する対策を国に求めていく、あるいは村としてできる範囲内でやっていく。こうせざるを得ないのではないというふうに思っているところでもあります。正直、ここ二、三日、国の様子をしっかりと今見ていると、こんなような状況であります。

以上であります。

2番（飯樋善二郎君） まず、ぜひそういう形で、住民に寄り添うという復興計画の原点に立ち返って、ぜひ、そういう希望する方にはそうしやすいような施策をお願いをしたい。一方では、ずうっと国に要望してきました土地収用価格を参考にした考え方、これを待っている方もかなり多いと思うのですけれども、このことについては全く考える余地はないでしょうか。再度、伺います。

村長（菅野典雄君） 土地収用というのは、前にも話しましたけれども、多分、いろいろな課題といたしますか、問題で、全員そこから、全員といたしますか、あなたはそこを出ていってくださいという言葉がいいかどうかわかりませんが、そういう状況の中での土地収用だというふうに思っています。そういう意味では、今回は、その法律でやってくれというような話でいろいろやっている方もいますけれども、多分それは私は難しい話ではないかと。それよりも、できるだけ、やっぱり、皆さん方に寄り添う、実をとるような方法で国と向き合うということが村民のためになるのではないかと、このように思っているところでもあります。（「終わります」の声あり）

議長（佐藤長平君） それでは、私が一般質問を行いますので、議長の職務を副議長と交代いたします。

副議長（志賀 毅君） 議長を交代いたしました。

それでは、発言を許します。12番 佐藤長平君。

12番（佐藤長平君） 9月の定例議会に当たりまして一般質問をするものでございます。

本定例会の最終日に、議員発議により意見書案が提出の予定でございます。内容は、国会の事故調、いわゆる事故調査委員会の報告にまとめられた原発事故についての人災の認定について国の責任を求める内容でございます。そこで、どのような事故調査委員会があったのかということ調べましたところ、我々が、議会が採用したのは国会事故調の報告でございます。ほかには民間事故調査委員会があったそうであります。それから、政府の事故調査委員会がございまして報告が出されたところでございます。それから、朝日新聞社等々マスメディアが編集したもの、あるいはジャーナリストが編集したもの等々ありました。それぞれの緻密な調査、微妙な判断の報告がされておりました、東京電力福島第一原発事故の関係機関の対応と結果責任がまとめられているところでございます。

一方、この中で、取材と聞き取り対象となった一人、総理官邸、当時のナンバースリーの前副長官、福山哲郎参議院議員、官邸からの証言として、事故後、官邸にどのような情報が集まっていたか。そしてまた、その集まった情報をどのように政策判断をしたのか。結構リアリティーにまとめられた文書を読む機会を私は得たものでございますから、この際、述べてみたいなというふうに思うものであります。

福山哲郎と言えば、1年半前、計画避難区域の説明のため、村に訪れた政府の要人でご

ざいまして、その後、数回、村を訪れた政治家でもあります。村の特別擁護老人ホームを特例で残すこと、あるいは防犯パトロールの見回り隊の予算のこと。彼がうれしかったニュースとして、特例措置を認めた菊池製作所のジャスダック上場の話がこれに載っております。一方、現地政府対策室と官邸の原子力被災者生活支援チームで、菊池製作所あるいは特老、防犯パトロールの問題で連日議論をされたそうです。特に9事業所の特例措置が決められたなどというものが載っているところでございます。

もう一方、国会の事故調が人災と決めた理由に、経済産業省の原発規制当局と東電の関係で、規制する立場の逆転、規制する側がとりこにされた事実から、監視監督機能の崩壊があったということでもあります。さらには、安全の規制については、官僚的な東電は矢面に立たず、規制する側に責任の転嫁を押しつけていた事実は、官邸でもかなりリアリティーに展開をされていたようでもあります。

これを見ますと、なんと東電というところはおごり高ぶった民間企業であったか、そういう企業を我々は抱いていたこと、これは検証する必要が我々にもありそうなのであります。我々は、今、原発事故の問題を除染と賠償にだけ、狭い範囲にとらえているのではないのでしょうか。事故の検証と東電という公益企業のあり方に対しては是正を図っていかなければ、これだけの忌まわしい全村避難の苦難を払拭できないと私は思った次第であります。

質問に入ります。

原発事故から1年と6カ月が過ぎました。我々に対するさまざまなありがたい支援がこの間たくさんありました。それは物資、物品、寄附金、ボランティアなどの奉仕作業など、ありとあらゆる恩恵を受けたなというふうに私は感じているところであります。9月号の広報いいたてにも、夏休み期間中のさまざまな支援を受けた事業が盛りだくさん載っているところでございます。しかしながら、一方で、確実に忘れ去られている現実もあります。これだけ我々が騒いでいる除染についても、賠償についても、避難についても、区域の見直しについても、今、新聞の全国紙には載らないようになりました。ましてや、海外レベルではほとんど皆無の状態であります。こういう状況の中で、先ほど述べた、ありがたかったこと、忘れ去られる風化というものについて、これに対して、敏感に反応して継続的な支援を訴える。これは団体、個人が私どもの周りにいっぱいあるので、私たちはこの方たち、団体と個人、この継続的な支援にどのように応えていけばいいのか、考えなくてはならないのではないかと思う次第であります。

特に、例を申し上げますと、議会が取り組んでまいりました去年から交流している長野県の中川村、この村は昭和38年に大水害に遭遇して全国から支援を受けたそうであります。その経験から、私どもに恩返しをしたいという交流の提案をしているのであります。そして今、また、私がかかわっているオーストラリアの友人も、東日本被災地全体ではなく、岩手県は陸前高田市、宮城県は南三陸町、そして、福島県は飯舘村に限定した継続的な支援を探ってもらっております。これ全て頭が下がる思いであります。支援を受ける我々がどのように対応していくのか、個人の対応とあわせて、自治体がどのような対応をしていくのか、原発被災地、風化させないための手法について、村長の所見をこの際求めるもの

であります。

2点目は、教育委員会に、教育の場で、さきに述べたありがたい支援について、子供たちに原発の被災や多くの被災支援について教え語り継ぐ事業化はできないものだろうか。例えば副読本の作成、これを活用した授業等々について、教育委員会の長に所見を求めるものであります。

◎休憩の宣告

副議長（志賀 毅君） 暫時休憩をいたします。

（午後3時00分）

◎再開の宣告

副議長（志賀 毅君） 休議前に引き続き、再開いたします。

（午後3時03分）

村長（菅野典雄君） 12番 佐藤長平議員のご質問にお答えをさせていただきます。

我々は原発の災害により家族が分断され、仲間や友だちとも離ればなれになり、私たちがたたくさんの大切なものを奪われてしまいました。生活が狂わされ、重い十字架を背負わされたわけであります。しかし、このような逆境の中、つながるといふ新しい出会いもまたこの被災によって生まれたこととございます。被災の風化を防ぐための手法について、今後どのように考えているのかということとあります。

まず一つは、村でこの災害を私たちがどのようなことで乗り切ってきたかという記録をしっかりと残し、次の世代に伝えていかなければならないというふうに思っております。したがって、記録を整理し、いずれメモリアルホール的なものが大切と考えておりますので、そういうものが復興計画の中に盛り込まなければというふうに思っております。

もう一つ、大切なことは、この災害があったことにより、被災後、本村に支援をいただいた自治体や海外の国、地域など、その数は数限りなくあるわけであります。本当にありがたいことで、このつながりを生かしていく、あるいは活用していくことが村の復興にとってとても大切な要素になるものと考えているところであります。つつい毎日の大変さにその思いが忘れがちなるわけでありまして、そこをどうつなぎ、これから生かしていくかということ、まず、6月22日にこの飯館村役場が飯野に移ったときに、それぞれ、今まで思いをかけていただいた方たちに、約1,800人に、村の今の状況と御礼の手紙を出させていただいたところとあります。その後、今お話がありました中川村、オーストラリアなどなどその他多くのことがございますので、そういうところの人たちとのつながりをしっかりと大切にしていくことが、我々がそういうものを次の世代に伝えていく後ろ姿ではないかと、このように思っておりますので、いろいろ、個人にしろ、あるいは団体、自治体、国にしろ、一つ一つ違うものというふうには思いますが、一つ一つを忘れることなく大切に、場合によっては相互に協定を結び、あるいは住民が互いに友好関係をつくるなど、今後もそれを継続していけるような、そういう計画をしっかりとつくっていかねばならないというふうに思っております。その辺が復興計画の第3版のソフトの分野ではないかとこのように思っておりますので、今のご質問をしっかりと心にとめて、復興計画の中に盛り込んでいきたい、このように思っているところであります。

以上であります。

教育長（廣瀬要人君） 私からは教育現場における原発事故の記録伝承事業に関するご質問についてお答えをいたします。

震災以来、転校を余儀なくされた子供たちや、間借り教室での学習、長距離のバス通学等、子供たちを取り巻く教育環境は激変し、教育をあずかる教育委員会としても、胸の痛む思いであります。幸い、村議会を初め多くの皆さんのご理解とご協力により、教育環境が少しずつ整えられつつあることに対しては感謝の気持ちでいっぱいであります。

今回のこの未曾有の事故は、村としてもきちんと記録し後世に伝えていく責任があります。具体的には、多くの資料や映像、雑誌やDVD等に残す方法や、先ほど村長からも答弁ありましたように、資料館のような施設をつくることも考えられるのではないかと考えております。教育的価値の高いものについては、ご提案ありましたように、副読本として教育に活用することも考えられると思います。原発事故による全村避難は、日本有史以来初めての事例で、この事故に真摯に向き合っている村民の姿を通して原発の危険性を広く国民に伝えていくことは、我々飯館村民の責任でもあると考えております。原発事故の風化対策事業は村として取り組むのが適切であると考えており、今後、具体的な記録の内容、方法等について、プロジェクトチームのようなものを立ち上げて取り組んでいく必要があるのではないかと考えております。（「終わります」の声あり）

副議長（志賀 毅君） これで本日の一般質問を終わります。

#### ◎散会の宣言

副議長（志賀 毅君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

ご苦労さまでございます。

（午後 3 時 1 0 分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年9月13日

飯 館 村 議 会 議 長

佐藤長平

〃 会議録署名議員

菅野義人

〃 会議録署名議員

大和田和夫

〃 会議録署名議員

大谷友孝

平成24年9月14日

平成24年第7回飯館村議会定例会会議録（第3号）

平成24年第7回飯館村議会定例会会議録(第3号)						
招集年月日	平成24年9月11日(金曜日)					
招集場所	飯館村役場飯野出張所					
開閉会の日 時及び宣告	開議	平成24年9月14日 午前10時01分				
	閉議	平成24年9月14日 午前11時57分				
応(不応)び 招議及 出席議並 びに欠席議 員  出席12名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不応招 △○公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	松下 義喜	○	2	飯樋 善二郎	○
	3	北原 経	○	4	伊東 利	○
	5	北山 文子	○	6	佐野 幸正	○
	7	菅野 義人	○	8	大和田 和夫	○
	9	大谷 友孝	○	10	佐藤 八郎	○
	11	志賀 毅	○	12	佐藤 長平	○
署名議員	10番 佐藤 八郎		11番 志賀 毅		1番 松下 義喜	
職務出席者	事務局長 但野 誠		書記 山田 郁子		書記 三瓶 真	
地方自治法の 第121条の 規定による 説明のため 出席した者 の氏名  ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野 典雄	○	副村長	門馬 伸市	○
	総務課長	中井田 榮	○	復興対策課長	中川 喜昭	○
	生活支援対策課長	佐藤 周一	○	住民課長	濱名 光男	○
	会計管理者	齊藤 修一	○	健康福祉課長	藤井 一彦	○
	教育委員長	佐藤 眞弘		教育長	廣瀬 要人	○
	教育課長	愛澤 伸一	○	代表監査委員	渡邊 守男	
	農業委員会 会長	菅野 宗夫		農業委員会 局長	齊藤 修一	○
選挙管理委員会 委員長	齊藤 次男		選挙管理委員会 書記長	中井田 榮	○	
議事日程	別紙のとおり					
事 件	別紙のとおり					
会議の経 過	別紙のとおり					

平成24年9月14日（金）・午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問（通告順 5～6番）

## 会 議 の 経 過

### ◎開議の宣告

議長（佐藤長平君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

### ◎諸般の報告

議長（佐藤長平君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

#### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤長平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、佐藤八郎君、11番 志賀 毅君、1番松下義喜君を指名します。

#### ◎日程第2、一般質問

議長（佐藤長平君） 日程第2、一般質問を行いません。

きのうに引き続き、通告順に発言を許します。3番 北原 経君。

3番（北原 経君） おはようございます。

第7回定例議会におきまして、一般質問をさせていただきます。

今回の原発事故以来、村執行側も大変ご苦労し、頑張っているところでございますが、スピーディーに事を進めなければならないという思いからか、議会に話がなくて事が進んでしまったり、十分議論ができないままに決定を余儀なくされることなど、前例のない出来事とはいえ、そういった風潮が見られるようなこともございました。今後、やはりそういったことが普通だということ、当たり前だということによって今後進むということが十分危惧されると、私は感じておる者の一人であります。

それでは、質問の1点目は、情報の提供とコミュニティ情報についてであります。タブレット端末が2,485台配布され、8月8日、本格稼働となりましたが、現在の状況と特に高齢者世帯の安否の確認、家族の伝言、長引く避難での村からの情報提供と今後の利用アップをどのようにするのか、またFMラジオによる新たな情報の共有の手段とはどのようなものか、お聞かせください。

質問の2点は、除染事業であります。平成24年度西側、25年度残りの半分を住居等を農用地を中心に国が責任を持って取り組む本格除染と、村が事業主体で行う須萱地区の除染工事での村の裁量権と国の変わらない除染ガイドラインを鑑みて、二つの除染事業の進め方を伺うものであります。

村長（菅野典雄君） 3番 北原 経議員のご質問にお答えをさせていただきます。

除染の事業のほうをお答えさせていただきます。

国の責任で行う国直轄の除染工事ではありますが、除染範囲は居住空間及びその周辺の農地及び森林を除染するという事になっております。除染方法は、国が明示するガイドラインにより実施をし、ガイドラインの主な除染方法ということですが、まず宅地建物の屋根は拭き取り、それから森林は隣縁部から20メートルの範囲の下草刈り、落ち葉、腐葉土除去、枝と枝打ち、農地は土の中の濃度が5,000ベクレル/キログラム未満は反転

耕、5,000ベクレル/キログラム以上は表土剥ぎ取りということになっております。

一方、村直轄の須萱地区除染工事の範囲ですが、居住空間及びその周辺の森林及び農地全てを除染することにします。除染方法は、国のガイドラインに準じた内容であります。8月の臨時議会で議論をいただいた農地の除染手法については須萱地区の土中濃度が5,000ベクレル/キログラム未満であっても表土剥ぎ取りになるよう、現在国と協議中ですので、須萱地区の方々が安心できる農地除染を進めてまいります。

村が直接発注します須萱地区除染工事と国直轄事業との基本的な違いはございません。ただ、国からの委託事業ということで須萱地区での工事範囲が居住空間とともに農地全てを除染するというところが違うところでございます。除染の考え方、方法などについては国のガイドラインに沿った除染工事を実施する計画でありますので、発注者が異なっても不公平になることがないように進めてまいりたいと考えているところであります。

なお、今回の国委託事業は、工事とソフト事業がセットされています。この工事での裁量権はございませんが、ソフト事業では、かねてから議論のあったモニタリングセンター運営事業を委託事業として実施できるほか、除染立ち会いの際の日当なども若干上乘せができるなどの独自性を持った事業になるものと考えているところでございます。

他の質問は担当課長のほうからお答えをさせていただきます。以上でございます。

総務課長（中井田榮君） 私からは1点目のタブレット端末の利用状況についてお答えをさせていただきます。

村民の声ネットワーク事業のタブレット端末につきましては、7月に相馬市大野台仮設住宅で試験運用を行い、8月8日からは本格運用を開始しております。配布の状況は、8月末現在で2,483台のうち2,261台を配布しており、91%の配布率となっております。

常時電源を入れて村の情報をごらんいただくようお願いしているわけではあります。利用状況につきましては、まだ配布したばかりということもあって、余り伸びていないようでございます。最新の機器でありますので、お年寄りなどにとってはなかなかのままでに時間がかかるわけですが、村では8名のICTタブの推進委員を雇用しており、飯野出張所や各仮設住宅の集会所に常駐して、随時説明会を開催するとともに、希望者に対しては訪問指導を行っております。現在、町内に推進組織を儲け情報の更新に努める一方、わかりやすい表示や内容の充実に勤めてまいりますので、今後、より利用いただけるよう広報活動並びに利用の説明に努めてまいりたいと考えております。

3番（北原 経君） 私も仮設住宅などを回ってみますと、テレビの脇にただ掛けっ放しで置いて全く使っていないという家庭も多く見られます。今、課長の説明がありますと、今後説明会を何度か開いて、特にお年寄りが使えるように、今、子供でも若い人たちでも興味津々で触っている方はすぐ覚えてしまいます。しかし、一番最初にちょっと見ただけで手を出さない方は絶対後触ることがないと私は感じておりますので、そういった件で、今後何回くらい説明会を持つのか、また最終的にどういった形で、みんなこれ使っていたらいいんだなとわかるようにする、その考え、考えというか最終的な、パーセントの何%くらい使っていますという、きちんとしたデータをとって進めるべきと思いますが、その辺を伺います。

総務課長（中井田榮君） 今、ご指摘があったように、タブレット端末、今回2,400台ほど配らせていただいたわけでありまして、その年代別を見ますと高齢者といわれる70歳以上が20%以上も占めているというような状態もありまして、村では当初から、今回のタブレットにつきましては、なかなか携帯もすぐさま使えるような状態でないということもあって、推進要員を8名を設けて、配布した後、随時また説明会をやりながら利用の状況に努めていきたいというふうに考えてきたわけですが、現在、タブレットのお知らせのボタンのところに、押しただくと見られるようになっているわけでありまして、現在、今ほどご説明しました8名の推進要員につきましては、それぞれの仮設に常時説明要員として張りつけております。今回、松川につきましては9月、4回ほど時間を区切って説明会をやるようにしています。そのときには、周りの県の借り上げ住宅の方々も来ていただいて説明も一緒に聞けるような形をとっているところでございます。

さらに、パーセントでございまして、実は2,400台でありますけれども、常時電気が入っているのが800台、調べていただければあるよようでございます。それがイコール利用率につながるというふうには考えてはございませんけれども、とにかく電源を入れて日中、あと夜間も常時800件はスイッチを切ったりして、常時800件は電源が入っているというような状況でありますので、大体、率にすると35%ぐらいは、配ったうちの電源が入っているような状況であります。その道の専門家にお聞きしますと、大体、タブレットを配布をして1カ月で大体35%ぐらいのスタートであればまずまずではないかというふうなご意見もいただいているところでありますけれども、なお、普通の利用率からいけば70とか80にいけばまずまずというようなことになるとお思いますので、今後とも一層要望に応じながら、説明会を開きながら、利用率を高めるような段取りをしていきたいというふうに考えております。

3番（北原 経君） 現在30%、30%と申しましても、高齢者の方が100%で若い人がゼロと言ったのではちょっと失礼ですけれども、少なくともそれほど問題ないんです。しかしながら、高齢者の方々に利用していただける手法、それをぜひとっていただきたいものだと思います。

あと、FMラジオによる新たな情報の共有手段の導入と、こうありますけれども、これはコミュニティ推進だか何だかのところにあったのだか、取り出しながらちょっと見たんですけれども、あともう一つ、タブレットというのは、私、持ち出し禁止というふうなご忠告を私受けたんですけれども、タブレットというのは、基本的にそれを持って地図を調べるとか、ちょっとしたものを調べるのに、例えば私が相馬の仮設から、きょう車で飯野に来た場合において、持ってきてちょっと調べたいものがあるために持ってきたという、タブレットというのはそういう利用価値もあってしかるべきと感ずるわけなんですけれども、持ち出し禁止というのはどういう意味なのか。

あと、台はありますけれども、早く言えばカバーというかケースというか、そういったものも皆さん持って、若い人たちは持って、それに入れて持ち歩いて、いろいろなものを調べているという、そんなのを見かけるんですけれども、その辺はどのようにしているかちょっとお聞かせください。

総務課長（中井田榮君） 実は、タブレット端末を配布するときに、こういった紙、チラシに何点か注意事項も入れながら配布をさせていただきました。

まず、今回のタブレットにつきましては村からの貸与品だということと、あと、電源を常に入れてタブレットを使っていただくようにということで、実は、コンセントを入れて充電が、ずっと常時使っていくと二、三時間しか使えないというようなこともあって、常時コンセントを入れて使っていただくようお願いをしております。

あともう一つは、一番は飯舘ワールドの今回タブレットでございます。携帯とは違って、タブレット同士の双方向の情報の交換をさせていただくというような部分がありますので、実は、タブレットの中には、携帯は自分の必要最小限の情報が入っているわけでありまますけれども、タブレットの場合は2,400の名前なり個人情報詰まっています。そういう意味合いもあって、とにかくつい立てに立ててコンセントを入れて充電を常に入れて、そしてご使用をお願いしたいというようなことで配布のときにはお願いした状況でございます。

あとFMラジオにつきましては、今回のタブレットのときにはやるというようなことで進めてはございませんけれども、ただ、何かの委員会でしたか、何かのときに、そういった利用もできないのかというふうな話は若干出た記憶はありますが、今回のタブレットの中には、FMラジオをあわせて利用するということは、今のところは考えていないところであります。

3番（北原 経君） わかりました。情報が入っているということで、持ち出しはしないようにというような指導をしてきたということですね。

このタブレットの動画ラインなんですけれども、まだ始まったばかりで、まだまだこれからということもありますけれども、村長の話が、いつ聞いても同じなんだという声が聞かれます。村長の話というのは情報が文章で読むより言葉で聞くのが一番わかりやすいため、新しい村の情報を、村長がしょっちゅう自分が出て、村民に顔を見せていろいろな村の出来事、変わってきたことをどんどん、ずっと同じ顔じゃなくて出て顔を見せて情報をくださいという意見がございますけれども、村長、その辺どうお考えですか。

村長（菅野典雄君） 今お話を聞きまして、なかなかそちらに出る余裕もなく毎日やっていたので、これからその辺、しょっちゅうというわけにもいきませんが、毎回同じでは飽きもするでしょうから、少し変えるようにしていきたいというふうに思っています。

3番（北原 経君） それで、質問を変えます。

村が須萱地区の除染を、村が主体で請け負い、村だけでは当然できる範囲でございせんので、大手にお願いをして除染をしていただくわけなんですけれども、この24年度、25年度のこの除染に関しまして、なかなか除染が進まない状況にあるような感じもいたしますけれども、その辺のことに関しまして、今後、村でやる事業と国が責任を持って行う事業との差のない方法、また、須萱除染が線量の低いところであるから、そういった国からの事業も来たということですが、長泥地区とか蕨平、比曾とか、そういったところのような高線量地区と同じ線量の減らす事業を、きちっとモデル事業を行ってから、それがスムーズに進むのか、その辺をお聞かせください。

復興対策課長（中川喜昭君） 今回の須萱の除染工事、村発注ということではありますが、8月の臨時議会の中でもお話ししておりますが、経過としましては、前々から昨年のモデル事業等を見る中で、やはり村民がかかわることがあったほうがいいのではないかと、あと雇用の部分、所得向上の部分として村が発注できるような枠をいただいているかどうかというご意見もいただいております。村としましては、そのような形で進めていければということで、ことしに入りましてから環境省等のほうに要望活動をしてきたところでございます。

今回、6月中でありましたが、金額提示があって、すぐ計画づくりをやってきたということでありますけれども、一応、国としましては村は直轄工事区域だということは基本的に変わりがないということであります。ただ、村からの要望の中で、委託事業ということで枠をいただいたということであります。その金額につきましては、須萱地区がちょうど除染工事をやる価格に合っているという部分で須萱地区を選定してきたところでございます。

高線量地区でのモデルという部分もございまして、やはり須萱地区の除染方法と高線量地区の除染方法とは違うという部分があります。やはり、昨日も菅野議員のほうからもお話しがありましたが、今、国でさえも除染方法が明示されていないという状況でございまして、今後、今回の須萱地区をやった後、国からの委託事業的な部分での工事が単独でできるようになるのかどうかという部分も、今後の協議になるわけでもありますが、とりあえず今回につきましては、須萱地区につきましては今までの村からの要望の中で国委託事業を受けたという形で進めていければというふうに思っております。

答弁のほうでもお話ししましたが、除染内容については国のガイドラインに準じなければという部分が今の国からの指導でございまして、そのような形で進めていければというふうに思っております。以上であります。

3番（北原 経君） 村がせっかく須萱地区の事業をとった、とったというか進めることになったということは、やはり裁量権もそこについてきたわけですので、国のガイドラインを打ち消すくらいのことやっていたら、最終的には長泥地区まで全部いい仕事があればいいなと思うような除染事業をしていただきたいわけなんですけれども、その辺、村長どうお考えですか。

村長（菅野典雄君） 今回の委託事業は、今課長のほうから説明したような状況で、国にお願いをして何とか飯館村につけてもらった事業でございまして。

その結果、須萱にということでございまして、これ、須萱が低いからここに指名をしたというか決めたということではございませんので、国が決めたのではなくて私たちが事業費に合った中で、このところぐらいが村としてできるところではないかというエリアの問題の中で決めさせていただいたということをご理解いただければというふうに思っています。

それから、さらに委託でありますから、我々の権限でということで今答弁させていただいたようなところで、今、国に向き合っていますし、もう一つ、国のガイドラインもいかなものかということで、今、必死に環境省と向き合っているところでございます。いわゆる我々の一番の命は田んぼ、畑でございますから、そこがやはり線量の違いによって除

染の仕方が違うという話が、我々の心情として認められるかどうかということになると、それは認めるという話もあるでしょうし、しかしやはり我々の思いとしてはしっかりと除染をしてもらうということが大切だというふうに思っています、それも今、間もなく二枚橋、須萱を筆頭に除染が始まるだろうと、こういうことで、始まるに当たって最後の詰めなどをさせていただいているところであります。結果的にどういう形になるかわかりませんが、何せ、皆さん方からいただいた意見などを背中に背負って国に向き合っていると、こういうところでもありますので、これからもいろいろご意見いただければ、一生懸命やっしていきたいと、このように思っているところであります。

3番（北原 経君） なかなか国は、ガイドラインどころか約束もほごにしているくらいのところですので、村としてもやはり、私たちは被害者であることをやはりきちんと考えておいて、まず毅然として進めなければならない。ただ、今後本格除染に関しての村の介入と申しますか、どの辺まで入っていく考えを持っているのか、ちょっとお聞かせください。

復興対策課長（中川喜昭君） お質しの本格的除染に対して、国に対して村がどの程度の介入と申しますか、という部分でございますが、あくまでも国が直轄ということでありまして、主体的には国の考え方が主になるのかなというふうに思っております。ただ、やはり今ご発言いただいたように、私ども村民は被害者でありますから、やはり被害者の立場に立った除染をしていただきたいということは、昨年から常々国に対して申している状況でございます。

そういう中から、除染の同意とり、除染説明会をしながら同意をとる際に住民の意向を聞いてほしいという部分を常々言ってきております。そういう中では、今回のいぐねの部分とか、あとは除染範囲の部分とか、村民からの声を十分に村としては受けとめながら、国に対して声を届けているという部分でありまして、あくまでも被害者主体の除染事業になるような部分で、国のほうに要請、要望をしている状況でございます。以上であります。

3番（北原 経君） あともう1点、飯舘村の振興公社の役割なんですけれども、今後、本格除染に入りましてから村の振興公社がどのラインでどういうふうに進めていくのか。早く言えば工事ですね、工事の中でどの辺まで入って進めるつもりなのか。私、余りにも責任を持った入り方をしてしまうと、なかなか後でトラブルのもとになるのではないかと感ずるわけなんですけれども、その辺のお考えをお聞かせください。

副村長（門馬伸市君） 今回の除染、村直轄だけではなくて振興公社が本格的に加わって除染に当たるべきだというお話があって、公社の内部で今まで詰めてきました。

これ、早速本格除染とは別に村直轄の部分で入札の段取りとかいろいろするようになりますけれども、当面は、公社は直接受ける条件には入っていないんですね。除染ができない、実績も何もないということなので、当然、大手のゼネコンとどういうふうな形で組めば村民のためになるのかということだと思います。

それで、なかなか難しい面もあるかもしれませんが、公社の役割としては除染の作業員のあっせんというのかな、公社で働きたいという、作業員として働きたいという方々のリストをつくって、作業を実際に当たる場合の手配というんですか、そういうこと。

あともう一つは、村に建設業者が入っています。公社の中にも商工会なり農協なり森林組合が参加団体に入っていますので、そちらの調整。というのは、一方的にある団体だけがその事業に参加するということになると、いろいろな問題が生じますので、それらの調整もしっかりとやらなくてはならない。

あと、今人員が、公社の職員専門おりません。ですので、今現在2名の職員を雇用する予定になっています。除染のために雇用することになっています。ですから、その職員の2名の皆さんには、今の除染の進め方、あるいはゼネコンとの交渉というんですか、そういうことなどなど、当面する課題がいっぱいありますので、その2名の職員だけでは足りないというふうに思います。ですから、当然、村は公社だからということで何も手を下さないということではなくて、今までどおりできるかどうかわかりませんが、できるだけ軌道に乗るまでは村が主導的な立場で公社をサポートしていく必要があるのかなと、こんなふうに思っています。

一番心配されるのは、働く人が将来にわたって健康の管理、これをきちんとやっていく。あるいは経済的な部分で、ある程度危険な作業に一部なりますので、そういう作業に見合った給与体系をきちんと守ってあげなければならない。それと、雇用の場合、低線量のところを中心という話もあります。高線量のところには村民を使わないでほしいという話もあります。ですから、その辺のところのバランスは非常に難しいと思いますけれども、今回の村直轄でやる須萱地区については低線量なので、できるだけ村民を多く使っていただくような、そういう手配も当然していかななくてはならないのかなと、こんなように思っています。

いずれにしても、これからのことなので、今、問題となるようなことについて詰めをしております。ですから、あとまた議会の皆さんとも公社とのかかわりについて、その都度報告をしながら、またアドバイスもいただきながら、問題のないように対応していきたいと、このように思っております。（「終わります」の声あり）

議長（佐藤長平君） 10番 佐藤八郎君の発言を許します。

10番（佐藤八郎君） 私たち村民が何も非がないのに、原子力発電所の水素爆発によって村内に多くの放射性物質が降ってから1年と6カ月が過ぎ去りました。

そんな中で、村民は「もとに戻せ」「徹底除染を早くしろ」「生活費含めきちんと補償をしろ」「安心・安全な家庭、地域を返せ」などなどと事故前の生活と現在の生活と、これからのこと等毎日不安の中で考え、悩み暮らしております。

一方、政府情勢を見ると、消費税の増税、社会保障と雇用の破壊、原発再稼働、TPP推進、オスプレイ配置など内政、外交ともに国民を無視するかのよう、どの問題においても国民の運動がそれによって全国津々浦々高まっているのが現状であります。

ここで、あの人災の原発事故を考えますと、毎日新聞の9月5日16、17面による、さらには福島民友9月6日の2面から3面の東京電力テレビ会議検証を読む中で、「高い放射線量で作業ができない」、「自衛隊に頼みパネルぶっ飛ばせ」、「バッテリーはある、ない」、「今手配している」、所長に次々に余分な仕事が、官邸も保安院もプレス情報をとめている。具体的には知事から話し、結論はうやむや、「いい案ないんですかね」、「ど

のみち吹っ飛ばせ」、「経営の説明行くな」など。さらには3月12日の10時59分から3月15日の午前0時6分の東電のテレビ会議の記録が報道されました。

「低線量被ばくに不安、県民健康管理調査」ということで福島民友が9月5日2面に、村内の健康講演の中心となった山下氏が登場し、甲状腺検査説明不足を反省、健康への影響解明は難しい。県医大、住民認識ずれとの報道であります。そのほかにも、村民をめぐるさらに悩みや不安を増強させる、先を見えなくする報道がある中でありますが、村民の立場に視線に立った5項目11点について、質問を、提案をし、村民に寄り添った村民の声、願いに具体的に応えられるよう強く要求いたしまして、質問に入ります。

初めに、村における人の健康と自然生態系への影響についてですが、村は人間にとっての村民の被害実態の把握、さらには東京電力及び政府への要求を被害者である村民の立場で行うべきであります。

2点目は生態系について、さきに農林水産省より被害状況の発表報道がありました。村内においても、その実態は多くあると考えるし、村は具体的に明らかにして村民にこのような人や自然や村全体が被害に遭ったんだということを周知すべきであります。

3点目は山林、農地の被害はどうなったのか。山菜、キノコなどの採取及び加工と農地を活用して生産と労働が不可能となった事実を、経済生活、健康などの観点からどのようにまとめて村は要求をしているのか。さらにその事実を村民に実態として、今、村がつかんでいるものをきちんと周知しているのかどうか伺うものであります。

次に、放射線量とベクレル値の考え方についてであります。

村民は、高濃度の村内に3ないし5カ月も放置されていた。国際基準という年間被ばく線量1ミリシーベルトの考え方と、執行のあり方で村民の健康は今までもこれからも守れるものなのか伺うものであります。

2点目は、食品は人間が生きるための栄養源であり、安心・安全な土壌から生産された食品であれば他市町村からも不安なく求められるが、原発爆発当時、村に避難していた村民は、政府の検査発表まで村民含め避難者は政府の検査発表まで放射性物質を含んだ自然の食品、生産物を口から吸収した事実があります。命の根源、人が生きるための栄養源となる食品の放射性物質含有量、生産地土壌の放射線含有量について、政府や一部専門家のかわるがわるの基準値に振り回されない、村としての基本理念をきちんと持つべきであると考えます。

次に、除染と線量を下げることではなく、放射性物質を村内から取り除き隔離することについてであります。

これまでの除染を実証事業とはいえ、どうも除染作業をしていると一言で言えるような内容であります。だから、3カ月、4カ月たってくると線量が戻ったり、線量でとった物質だけが積み重ねられている村の風景になってしまうのであります。これまでの除染に関する村の要求経過と内容、成果を伺うものであります。

2点目は、中期貯蔵の国の施策と村における仮設置場の考え方と計画、工程、仮仮置場の計画工程、またそれらの実施による安心・安全のあり方を明らかにし、周知すべきであります。

3点目は、水素爆発させ放射性物質を飛散させたのは東京電力という大民間企業であります。しかし、その企業は除染しようとも除染のことを考えることもしません。主体は政府としていて、非常に他のことの事件であつたら、こんなことが許されない、責任のあり方が問われるのが現実だと思います。

村民や自然は100%の被害者である。もとどおりに村を返すのが本来の責任のとり方あります。それに村民を巻き込むことなどをする事なく、完全に除染させるべきだというふうに考えます。幾ら安全、幾ら安心、幾ら放射線量計をつけているといつても、放射能を被ばくしていることには何ら変わらないのであります。

次に、人間らしいもとどおりの生活を実現させることについて、村民は一戸建てで自家菜園のものを、野菜など山林の恵みにあつて暮らしておりました。避難生活からもうすぐ1年半がたとうとしている。早くもとの生活に近い復興住宅、いわゆる村で住んでいたように1戸建てで土地がついていて、自分で食べるものは自分でつくれるような、じいちゃん、ばあちゃんが孫と暮らせるような、そういう一戸建てで避難生活をさせるべきだと。そういう意味での家族や集落が寄り添つて暮らせる住居環境を、生活を実現させるべきだと考えます。

次に、葛尾村と川俣町で実施したアンケート結果を、他町村のことでありますけれども、どのように見られて考えておられるか。村民においても、除染を困難とする方は村に帰れないと考えている。村民のアンケートの中でも、除染は困難とする方が多くあります。それと、村にいずれは帰りたいとする方との数字的なばらつきが生まれております。村長がいつも言うように、除染あつて帰村だということからすれば、帰れないという数値のほうが現状では多いのかと、そう思うのでありますけれども。

そして被害者としての生活は、いまだ何も見通しも決まっています。私たちは、好んで被害者になつたわけでないし、避難者になつたわけでもありません。今の現憲法やその他の法律、制度などによって人間らしい生活は保障されているはずであります。村民の暮らしの実態と支援、そして命を守る施策を伺うものであります。あくまでも、今の現憲法や制度に保障された、人間らしい生活をするを前提とした施策を伺うものであります。我慢する施策を伺うものではありません。村民が受けた損害賠償をさせることについて、原発事故から1年半が過ぎようとしているので、賠償請求について具体的な事例や実態も、村としても他市町村やいろいろな損害賠償を含めた流れの中で具体的な事例や実態をたくさん把握されていると思つております。そのことを納税相談会のようなことをやりながら、具体的にマニュアルづくりや参考資料をつくつて配布し、工夫をし、全村民に全被害者にきちんと相談会を開き、決定されることが、今必要であります。この人災事故によつて起きた被害の完全賠償させる具体的施策をいち早く進め、この事故による全ての被害に対して大民間企業である東京電力と政府に償いをきちんとさせるのが、村民の長である村長の役割だと強く思うものであります。

以上、質問、提案をし発言を終わります。

村長（菅野典雄君） 10番 佐藤八郎議員のご質問に答えさせていただきます。

多岐にわたっていますので、ある程度答えさせていただいて、また足りないところは担

当のほうからお答えをさせていただきます。

まず、生命や生態系への影響というご質問でございますが、3点目の山林、農地の被害という話がありました。農地の被害状況及び経済、生活、健康などの被害に関する村の要求事項並びにこれら村民への周知の現状についてというご質問でありますので、お答えさせていただきます。

ご承知のように、本村は東日本大震災後の福島第一原子力発電所のたび重なる事故と、その後の放射性物質の大量降下による多大なる被害をこうむったところであります。

ご質問の山林や農地の被害につきましては、山林については森林施業の見通しが立たない状況となり、森林組合を初めとする林業者が仕事ができない状況になっているということでもあります。また、農地につきましても、全く営農がされておらず、震災以前のきれいな農村風景は見るができなくなりました。村といたしましては、事故発生以来、そのときどきの状況に応じて国や県並びに東京電力に対し要望書を提出してきたところであります。

その内容としては、農林水産大臣に対して4月9日、あるいは5月6日に農業者に対する原子力損害賠償補償への早急かつ具体的な対策を求めるということで要望書を提出しました。それから、ことしの1月19日には文部科学大臣に対して幼稚園、小中学校の仮校舎の設備の充実や海外研修等の機会の提供及び予算の充実、さらには放射能関連の健康管理体制とリスクコミュニケーションへの支援ということを出したところであります。

また、2月13日には内閣総理大臣を初めとする各大臣宛てに除染及び復興に関する要望書ということで、除染の早期着工あるいは避難住民の十分な補償、賠償あるいはままでの村構想の整備についてということでもまとめてきました。

これらのほかにも要望書を提出しておりますが、これらについては村のホームページで公開をしているところであります。村のホームページは、現在配布中の村民の声ネットワークシステムのタブレット端末から逐次見ることが出来ますので、今後につきましても追加更新してまいります。なお、これらの情報についてはお知らせ板にて周知も図っているところでございます。

それから、放射線量とベクレル値の考え方についてということでございます。

村民は、高濃度の村内に3か月から5か月も放置されていたとのことでありますが、村は被災直後においては村内の高線量地区の村民をやすらぎへ一時避難を行ったり、希望者を栃木県鹿沼市への避難を行ったところであります。また、計画的避難区域に設定されてからは、避難の優先順位を決めて旅館やホテルなどへの一時避難、あるいは公営宿舎、仮設住宅などへの二次避難を寝食も忘れて行ってきた、対応してきたということでもあります。その結果、計画的避難に指定されてから3か月程度でほとんどの村民を村から避難させることができたと考えておりますので、3か月から5か月もというのは多分違うのではないかとこのように思っております。また、村民の中には牛の処分や仕事のことなど、直ちに避難できない事情があったこともご理解をいただきたいというふうに思っております。

次に、国際基準という年間被ばく線量1ミリシーベルトという考え方と村民の健康についてでございますが、年間被ばく線量1ミリシーベルトという考え方は、国際放射線防護

委員会が平時における自然放射線や医療放射線による被ばくを除いた被ばく量の線量限度として勧告している値であります。今回のような有事の場合は、年間20ミリシーベルトから100ミリシーベルトの間で状況により設定されることとなっており、今回は有事などへの影響も考慮して、この中で最も低い20ミリシーベルトの値を選択し、計画的避難の目安としたと聞いているところであります。

いずれせよ、村としては健康検査体制を充実させ、将来的にも村民の健康管理は万全を期していかなければならないというふうに思っていますし、最も低い20ミリシーベルトがそれでいいんだということでもございませんので、何とぞご理解をいただきたいというふうに思っているところであります。

除染のご質問の中で、村は国直轄の除染ということで国任せの受け身の除染にならないよう、昨年度の環境省のモデル事業や農林水産省の実証事業の成果などから数々の要求、問題提起をしてきたところでございます。主な内容としては、敷地内の除染エリアの考え方、空間線量を基準に関係のないいぐねの伐採範囲、補償、住居周辺の森林除染の範囲、空間線量低減の目標値、倒壊家屋の解体賠償、放射線物質を浴びた廃棄物の処理、村内農用地の剥ぎ取り、客土、仮置場の早期着工などです。これらを解決するため、常々村議会ともども要望、要請などを行いながら対応してきてまいりました。

成果であります。除染エリアとしては住居周辺を広く設定をし、いぐねでは空間線量基準に関係のない伐採の実施、範囲の拡大、補償方針の確約、村で設定した空間線量の目標値、年間5ミリシーベルトの明示、除染のための倒壊家屋の解体可能などが上げられます。ただ、まだまだ求めといいますか答をもらっていないところもありますので、これからもしっかりとやっていきたいというふうに思っています。そういう意味で、これから引き続き国と協議をしてまいりたいと考えているところであります。

それから、人間らしいもとおりの生活を実現させることについてというご質問が二つありますが、1点目のご質問でございます。

さきの飯樋議員のご質問にもお答えをさせていただきましたが、現在、までの復興計画第2版の実施のため設置しました新まidea村構想推進準備委員会において、帰村のための村内拠点と子育てのための村外拠点のほかに、それぞれ復興のための公営住宅を整備する計画で進めているところであります。多くの村民は、避難生活により狭い仮設住宅やアパートでの暮らしを余儀なくされていることなどから、村外の子育て拠点につきましては早急に整備をしなければならないと考えているところであります。ご質問では、家族や集落などそろって入居できるものとのことですが、アンケートの結果などからも、一戸建てを望む声とか2世代、3世代が同居できる住宅のニーズというものは高いものと考えているところであります。村といたしましても、こうした声に応じられるように村内及び村外に建設する復興公営住宅につきましては1戸建てや2世代、3世代が同居やあるいは近隣で入居できるなど、多様な形態で入居できるよう進めたいと考えています。村外の復興住宅につきましては、今のところ土地の制約や立地先であります福島市飯野町や川俣町との協議の上で建設となりますので、調整が必要になってくると考えておりますし、また、その辺を慎重を期しながら、当然、協力関係を結んでいかなければならないと、このよう

に思っていますので、最終的には実際に入居を希望される方の意向や健康、建設ニーズの把握、確認に努めながら、その辺の今話しましたようなところを勘案しながら整備をしてまいりたいというふうに考えているところであります。

最後の賠償についてでございます。

損害賠償の請求については、事故の原因者である東電が相談窓口を開いています。また、国の出資で設置された原子力損害賠償支援機構は、仮設住宅など村民の避難先に出向いて賠償について個別の相談会を開催をしているところでございます。損害賠償は、基本的に国と東京電力が対応することであり、村がそのためのマニュアルをつくる計画はありません。ただ、損害賠償の内容がわかりにくい、あるいは賠償の請求手続きができない人などもありますので、村としても、できるだけ村民に寄り添った丁寧な対応を努めていかなければならないと、このように思っています。なお、国と東電には加害者という意識を強く持っていただき、速やかに賠償を解決し、村民の生活を安定させるよう要望してまいらなければならないと、このように思っているところであります。

以上でございますが、その他多くの質問はそれぞれ担当のほうからお答えをさせていただきます。

健康福祉課長（藤井一彦君） 私からは、八郎議員のご質問のうち生命や生態系への影響についての1の1の人間にとっての村民の被害実態の把握などに関するご質問にお答えさせていただきます。

まず、村民の振興実態の把握につきましては、村民アンケートや村民の総合検診、村独自に行っている内部被ばく検査や甲状腺検査、県が実施している県民健康管理調査、保健師や訪問看護師による訪問活動などにより村民の健康実態を把握しているところであります。

さらに、専門家のご指導をいただきながら避難前と避難後の検査結果の分析等を行いまして、より具体的な対策に結びつけられるよう、現在準備を進めているところであります。これらの結果を踏まえて、健康審査や放射線検査を国の責任で全村民が同じく受けられるよう国県へ要望してまいりたいと考えております。また、東京電力及び政府への影響につきましては、お質しのとおり被害者である村民の立場に立って行っていくことが大切であると考えております。なお、原発災害に起因する検診や健康づくりに要した費用につきましては、必ずしも国県からの交付金や補助金で補填をされておりません。今後も、引き続き国の責任で負担するよう要請をしてまいりますが、補填されない場合については東京電力への賠償金として要求してまいりたいと考えております。以上であります。

復興対策課長（中川喜昭君） 私からは、佐藤八郎議員の3項目4点についてお答えいたします。

まず最初であります。1の命や生態系への影響についての2点目、生態系等の被害状況、村の実態と周知についてお答えさせていただきます。

今回、農水省が9月3日に発表しました野生鳥獣の肉における放射性セシウムの測定結果についてであります。福島県内で採取されたイノシシ、ツキノワグマ、あとキジについて新たな基準であります1キログラム当たり100ベクレルを超えたものが24個が検出さ

れたとのことであります。内訳としましては、イノシシが8市町村で12頭中11頭、ツキノワグマが9市町村で23頭中12頭、キジが1市で1羽中1羽でありました。村内の野生鳥獣の肉の測定は、国や県では実施しておりませんので、現段階では公表されていないのが現状であります。

ただ、昨年度村の食品放射能測定機器で検査した結果であります。イノシシ、山鳥がありまして、イノシシの肉からは4,190ベクレル、山鳥の肉からは1万9,300ベクレルと高い値が検出されております。また、ことし7月に村内で採取したイワナからは1,688ベクレルのセシウムが検出されております。また、村の検査において村内で採取された山菜類から高い値の放射性セシウムが検出されておりますし、また、採取された場所によってはばらつきがありますが、5月に採取されたワラビで7,980ベクレル、タラノメが3,195ベクレル、タケノコが2,153ベクレル、6月に採取されたフキでは1,470ベクレルが検出されました。これらのほかにも、シイタケ等のキノコ類に極端に高い数字が検出されているものがあります。村民の方々に無用な内部被ばくを避けるため、国・県・村で調査した結果を定期的にお知らせ板等を活用して今後とも村民の周知を図ってまいりたいと考えております。

続きまして2の放射線量とベクレルについての2点目についてお答えいたします。

食品及び土壌に関する放射性含有量についてでございますが、まず食品中の放射性物質の基準でございますが、食品衛生法の改正により、ことしの4月1日から施行された新しい基準は、飲料水が1キログラム当たり10ベクレル、牛乳が同じく1キログラム当たり50ベクレル、一般の食品が100ベクレル、乳幼児用の食品が50ベクレルとなっております。これらの食品中の放射性物質の基準は、世界的に見ても最も低い値となっていること、また県内の食品中の放射性物質の測定もこの基準を採用していることから、村においてもこの基準を食品の放射性物質含有量の基準としていきたいと考えております。

次に、生産地土壌の放射性含有量に関する作付制限の基準値については、基準が設けられていないのが現状であります。これは、栽培品目や土壌の成分などにより土壌から生産物への移行の差が大きいため基準を設けることが難しいためであると聞いております。したがって、農産物の生産流通に当たっては、生産物の放射性含有量を徹底してはかることが不可欠であり、福島県内においても検査体制の充実を図っているところであります。村の除染計画書では、農地の除染目標として土壌中の放射性セシウム濃度1キログラム当たり1,000ベクレル以下を目指すことにしておりますので、この目標を村の生産地土壌の放射線含有量の基準としてまいりたいと考えております。

続きまして、3の除染についての2点目の中間貯蔵施設と仮置場についてお答えさせていただきます。

中間貯蔵施設については、国は昨年10月29日に策定した放射性物質によって汚染された廃棄物の土壌の処理の工程表に基づいて進めております。工程表の内容は、24年度中に設置場所を決め、それ以降基本設計、実施設計を行い本体工事等を平成26年7月から実施し、平成27年1月ごろから完成した工区に順次搬入し、中間貯蔵開始後30年以内に福島県外の最終処分場に搬送するということになっております。また、工程表では、自治体での

仮置場の保管は中間貯蔵施設へ搬入ができるまでの3年程度と明記されておりますので、村としては仮置場での保管は3年程度と考えております。現在、国において中間貯蔵施設の候補地を双葉地方3町として協議をしておりますが、まだ現地調査に入れない状況でありますので、今後、工程どおりに進むか今後の動向を注視してまいりたいと考えております。なお、現在まで仮置場での保管は3年程度であると村民に説明しておりますので、国が示した工程表どおりに実施できるよう強く要請してまいります。また、仮置場についてであります。仮置場ができるまでの暫定措置として各行政区にお願いをしておりますが、昨日の飯樋議員の質問にもお答えしましたとおり、各行政区での保管期間を1年程度と考えております。

次に、仮置場、仮置場の設置による安心・安全についてであります。昨年度実施したモデル除染事業のクリアセンター内での廃棄土壌の保管を見ますと、空間線量が低い値で安定しているため、国の保管方法に基づけば安心・安全は確保されるものと考えております。次に、村民への周知であります。さきの行政区長会で仮置場の設置内容や遮蔽効果等について説明しておりますが、さらに村の広報等で安心・安全を村民の方にお知らせしてまいりたいと考えております。

次に、3の除染についての3点目についてお答えさせていただきます。

村としましては、被害者は原発事故により避難を余儀なくされている村民であり、加害者は原発を稼働させてきた東京電力、そして原子力行政を推進してきた国にあることは明白であります。このことから、国は飯館村を除染特別区域に指定し、除染を国の責任で実施するというものであります。除染に当たって村民を巻き込むことなくのお質しですが、村民の方々には本格除染に向けて家屋及びモニタリング調査での敷地立ち入りや同意取得のための説明会などに出席をお願いし、各戸の除染計画説明、建物や土地の一筆確認のために現地立ち会いをお願いしております。村民が納得できる除染、徹底した除染をするためには、村民の協力が不可欠と考えておりますのでご理解をお願いいたします。なお、国にはできる限り放射性物質を取り除き、村民が安心して帰村できるような徹底した除染を強く要請をしているところでございます。

以上であります。

総務課長（中井田榮君） 私から、大きな4点目のアンケート結果と暮らしの実態と、その施策についてお答えをさせていただきます。

葛尾村及び川俣町が実施しましたアンケートにつきましては、村としてお答えする立場にないことを、まずお断りをさせていただきます。

その上で、あえて述べさせていただきますと、葛尾村につきましては復興庁が行うアンケートとあわせて実施したようでございます。回答は9月3日までとしており、集計結果につきましては把握しておりません。一方川俣町のアンケートにつきましては、9月6日に結果が公表されており、帰還したいと答えた住民は65%、帰還しないと答えた住民は30%とのことであります。村が行いましたアンケート結果でも、戻りたい、いずれは戻りたいとの回答は約6割であり、同様の結果であると受けとめております。村としましては、まだいな復興計画第2版の中で、戻りたい人、戻りたくても戻れない人、戻らない人、村

民それぞれの立場に寄り添うべく具体的施策を打ち出しており、一部は既に実施しております。まず、暮らしの部分では各仮設住宅に自治会を設置し、日々の相談に対応しておりますし、健康教室や各種イベント、お茶会など、避難生活のストレス解消に努めているところでもあります。また、8月には避難前の全戸対象にタブレット端末を配布し、いち早く村の情報発信や住民の意向把握に努めております。

次に、産業の振興につきましては、避難区域の見直しに合わせ、これまで継続操業を認められていた7社に加え9社が事業再開をしておりますし、村外での営農再開を計画している農業者に対しましては、パイプハウスの貸付事業などを決定しております。

次に、避難中の村民の健康に関しましては、ホールボディーカウンターを村で購入し、あづま脳神経外科病院に検診を委託したり、甲状腺の検査や保健師が巡回して相談に当たるなどの対応をとっております。村の復興に当たりましては、除染がまず第一であり、除染が済んだところから時間軸に沿って段階的に復興を進めていくことになると考えております。今後も懇談会等で村民の意向把握に努める一方、議会とも協議をさせていただきながら復興への各種施策を進めさせていただきたいと考えております。

10番（佐藤八郎君） ただいま答弁ありました大きな1番から再質問を行います。

まず、答弁にありました村民の健康実態の把握でありますけれども、しておりますはいいですが、実態数と状況、課題というものはどんなことになっているのか。あと、現在準備を進めているという具体的な対策。これいつまで分析をし、いつから活用できるように準備を進めているのか伺うものであります。あとは、被害者である村民の立場に立って行っていくことが大切であるという部分があるんですけれども、重点としてはどんな要求をしたり、今後はどこまでやるのか。きのうも話題というか質問ありましたけれども、健康手帳のを含めてどうしているのか。

健康福祉課長（藤井一彦君） まず、健康実態の把握の状況でございますけれども、まず集団検診については去年1月から3月に行いました。それからことしの5月から6月にかけて仮設住宅、集会所などを会場に13回実施をしているところでございます。23年度は1,198人受診をされまして、今年度はまだ集団検診だけしかちょっと集計ができていないんですけれども、集団検診だけで1,928人受けております。ことしは16歳以上ということで、去年は19歳以上だったんですけれども、少し幅を広げて検診をさせていただいております。これらの、今健康実態というか、どのくらい要指導の方とか、そういう方がいらっしやったかということについて、現在集計中でございます。

それからあと、施設検診についてはことしの7月から8月にかけて、やはり16歳以上を中心に検査を受けていただいております。これも今、人数等については集計中でございます。それから県外に住んでいらっしゃる方の検診については、結核予防会に委託をいたしまして、8月から実施をしているところでございます。これもことし2月ぐらいまで継続して実施をして、県外の方についても健康の実態を把握をしていきたいというふうに考えております。

それから内部被ばく検査については、村民の放射線への不安を取り除くということを目的に、村独自に実施をさせていただいております。そのうちホールボディーカウンターに

よる内部被ばく検査については、8月1日からあづま脳神経外科のほうで始めまして、8月の実績としては384人受けております。このうち1ミリシーベルト未満という方が383人で1ミリシーベルトの方がお一人ということで、いずれにしても非常に低い値であったと考えております。

それから甲状腺検査については、ことしは19歳以下のお子さんを対象に、これもあづま脳神経外科のほうで実施をさせていただいております。これは毎週水曜日の午後やっているわけですが、8月1カ月の実績が105人ということで、A1判定が82、A2判定、これは小さな5ミリ以下の結節があった方が25人という結果でありまして、専門の先生によると、今のところ再検査の必要はないということでありまして。

そのほか、生活支援相談員の訪問であったり、それから訪問看護婦、栄養士による訪問、それから保健婦による訪問、それから包括支援センターによる訪問などを実施をさせていただいて、全体のそれぞれの方の健康実態の把握に努めているところでございます。何か異常があった場合には、それぞれ連携をとって相互に報告をし合いながら、緊急の場合はすぐ保健婦が訪問に行くといった形をとっております。

それからあと、避難前と避難後の検診の結果の分析についてのお話しでございますけれども、現在、災害医療センターを通じまして県立医科大学と調整をしております、県立医科大学が中心となって、これらの検診の結果の分析を行いまして、今後、どのような対策が有効なのかというようなことを分析をさせていただいて、そういった施策に結びつけていきたいと思っております。

それから検査の課題については、今、非常に広く皆さんばらばらに住んでいらっしゃるということで、なかなか検診の足が確保できない方がいらっしゃるということで、そういったところに今心割いているところでございます。あづまの検査については、やっている内部被ばく検査等については、今、バスを出しまして相馬方面のほうは送迎をさせていただいております。それからあと、その他の方は自分で来ていただいて、それぞれの検診を受けていただいているということなんですけれども、今まで村の中で集まりやすいところでやっていたというところがありますけれども、どうしても皆さん避難されているところが非常に広がっております。その辺がなかなか大変なのかなということで考えております。その辺が検診の課題かなということであります。

それから住民の立場に立った、どういった対策をやって補償というんでしょうか、やっていくかといったお話しでございますけれども、なかなかこれは難しい問題だというふうに考えております。まず、1つは、きのうもご質問がありましたけれども、低線量被ばくの人体への影響というのは明確ではないということでもありますので、県立医科大学中心となりまして健康県民仮調査を行っているということでもあります。そのデータを県の県民健康調査のデータ管理センターというところで整備をするということで、そこデータを共有しながら、健康づくりを進めていきたいと思っておりますし、村のほうとしましても、今、こういったいろいろな検査をしております。この検査のデータについて、今検診データ管理システムというのをうちのほうで持っております、そこに項目を追加いたしまして、皆さんの健康実態を全部うちのほうで把握するようなことができないかということで検

討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

10番（佐藤八郎君） 集約云々できてない部分、数値的な部分、後でいただきますので。

次に進みますけれども、甲状腺障害の嚢胞率、嚢胞の保有率が35%も福島県があるというのは、チェルノブイリ原発周辺でさえ0.5%だったということからすれば、かなり高い嚢胞の保有率だというふうに思うんでありますけれども、その点についてはどのように捉え対応を考えているのか。

健康福祉課長（藤井一彦君） これは、甲状腺のがんというのは、私の知っている限りでありますと大体放射能を浴びてから4年目、5年目ぐらいからあらわれるということでございます。この今回の嚢胞については、国民的な差というのがあると、人種によっても差があるといったことは聞いているところでございます。それで、今回福島県だけ検査を今やっておりますので、今までこういった精密な甲状腺のがんの検査をやってきたということは、日本ではなかったということですので、現在、県のほうではほかの原発災害を受けていない3県を選んで、それぞれ1,500人ぐらいずつ精密な検査をやって、そこと比較することで日本人においてはどのくらいそういったものがあるかということ調査をして、それで比較して評価をしたいというふうに聞いております。以上です。

10番（佐藤八郎君） 病気との関係では何ら答弁なかったので進みますけれども、1の3についての林業者が仕事ができない状況ということで、村もそういうふうに捉えていると。経済的な損失額というのは23年度においてどのくらいあったのか、実質金額であります。

復興対策課長（中川喜昭君） 林業者の23年度の損失額でございますが、ちょっと詳細について調査しておりませんので、調査してからお答えさせていただきたいと思っております。大変申しわけございません。

10番（佐藤八郎君） それでは、放射線量とベクレルの値のほうに移りますけれども、他市町村との対応、3～5カ月放置されていた、していたわけではないという話ですので、他市町村との対応、自主的に避難したのと国の指示の時期、他市町村ではどういうふうになって現実におられたのか、その点伺っておきます。

副村長（門馬伸市君） 正式に双葉地方の中でも全然知らされていない自治体もあったようでありますし、私たちは全くわからないでいたことも事実であります。ですので、他市町村との関係といわれても、双葉町村のある一部の自治体は原発のプラントのあるところですよ。そこは知らされた。あとは知らされていないが爆発によって自主的に避難をしたと。私たちは双葉地方を初め南相馬などの避難者を、全然私たちもわからなかったわけですから、避難者を村のほうで預かっていたと、こういうことであります。ですから、実際に危険だということがわかったのは爆発後ですよ。15日以後になります。19、20日ですか、鹿沼のほうに避難を、自主的に避難させましたけど、その前に正式ではないんです、正式ではないんですけれども、県のほうから飯舘村も自主的に避難をというような指導があったのは16か17だったと思っております。

ですから、ほかの市町村で今わかっているのはそういうことです。双葉地方のプラントのあるところはすぐに避難の指示が出された。その他のプラントのないところは自主的に

避難をした。村は今言ったとおりであります。

10番（佐藤八郎君） わからないときはわからないと教えてください。

あと、これ同じ地球上にいる人間として、例えばウクライナの実態はどういうふうに見えるかちょっと聞いてみたいんですけども。年間線量が5ミリシーベルト／年以上あれば移住義務区域。年間1ミリ以上で移住希望保障区域ということで国が定めておりますけれども、飯舘村はこの5ミリを目指して当面除染ということなので、こういうウクライナのような実態はどういうふうを考えておりますか。

副村長（門馬伸市君） 前にも話したかと思いますが、ウクライナのほうのそういう基準と日本の基準は違っているということをご理解いただけるのではないのかなというように思います。そちらがそうだから、日本はちょっと甘いんじゃないのという話をおっしゃっているのかなというように思いますけれども、国によってそれぞれ違いますので、それは私らはとやかく言う問題ではないのではないかと思います。

10番（佐藤八郎君） 国によって違うので、同じ放射線量は日本は5ミリ、ウクライナの基準は値しないということの答弁のようなので、次へ進みますけれども、3の2の仮置場ですけれども、学者やいろいろな人いろいろな言わせますと、仮置場についても中間についても原発付近に最終処分場を設置すべきという、大分声もあるんですけども、そういう要求は村としてはしていることはないんですか。

副村長（門馬伸市君） ちょっと私、理解していなかったんですが、仮置場をプラントの近くにというご質問ですか。国から示されたのは、仮置場は各自治体です。3年程度で中間貯蔵施設のほうに運ぶという話でありますので、飯舘村の仮置場がプラントのほうにという話にはならないというふうに思います。

10番（佐藤八郎君） 中間も含めて要求する気はないかということですが、答えないので次に進みますけれども、4の1における実際に入居を希望される方の意向や転出ニーズの把握、確認をしながら整備することなので、これはいつまで、どんな内容、方法でニーズをつかむつもりなのか伺うものであります。

村長（菅野典雄君） これから準備委員会でいろいろ検討していきまして、当然、その中でどの程度になるかというのが必要になってくるだろうと思いますから、どのような形でアンケートなり声を聞くかというのを、これからでございますので、そういつまでもというわけにもいきませんから、かなり近いうちではないかなというふうに思っています。以上でございます。

10番（佐藤八郎君） かなり近いというのはあしたかあさってですか。

村長（菅野典雄君） 年内ぐらいではないかというふうに考えております。

10番（佐藤八郎君） 原発災害で受けた損害に対する完全賠償ですけれども、村はどんなことをどんな方法、どれだけということで被害者村民のために、その被害額、損害額をまとめる検討した、協議をした、そしてどれだけの損害賠償は請求すべきだというものをつかんでいるのか、その方針を伺うものです。

副村長（門馬伸市君） そこまでは調査しておりません。

10番（佐藤八郎君） 村全体の損害、被害を調査しないで請求しないで、東電、国が言うこと

にだけ対応して、国県なり東電の言うことだけで進めるといのは、全くおかしい手法ではないかと思うんです。やはり、これからでもいいですけども、きちんと村全体ではどの程度の、個人的なものも、村の公的なものも含めてどれだけの損害、被害があったというのは、自分らの被害者の立場に立った上できちんとつかむ必要があると。これ、専門的に含めてもつかんだ上で請求すると。我々は何も非がないのに、現在憲法13条の財産権の侵害やら教育なり25条の生存権まで脅かされているわけですから、そのことに対する損害、被害はきちんとつかんだ上で加害者との向きあいをするのが当然かと思うんですけども。

○ 村長（菅野典雄君） おっしゃるとおり、何せ我々村民はこのような生活を狂わされたわけがありますから、それに対する徹底的な賠償を求めていくというのは当然であります。今、村民の個々のところは満足いくという話でもないかもしれませんが、いろいろな形で今出てきておりますので、あるいはこれまでも一部内金みたいな形かもしれませんが、支払われてきていますので、個人がどうこうという話は、今のところ残念ながら村のほうとしては、そこの村全体として、いわゆる個々の賠償がいいのかどうか足りないのかどうか、あるいはもっと考えてもらいたいという話はしてきましたけれども、個々の把握はしていませんし、またこれからもなかなか難しいのではないかなという気がします。村のほうは、当然いっぱいありますので、いつでも整理はできるようになっています。今回、初めて県内の自治体が牧草の立てかえということで賠償になったようでありますから、飯館村も当然ありますので、やはりしっかりとその辺はしていかなきゃならないなど、このようにこう思っているところであります。以上であります。

○ 10番（佐藤八郎君） ちょっと基本的な部分で確認したいんですけども、営業損害や就労損害算定根拠は、今、国でやってらっしゃるか補償関係で使っているものは公共用地取得の考え方なんですけれども、今度の土地財物家屋云々なってくると、今度固定資産税というふうになるんですけれども、これは村長もそういうやり方で算定根拠はいいんだと思っておりますか、そうではないだろうというふうに思っておりますか、それを伺います。

○ 村長（菅野典雄君） 賠償については、やっと出てきたばかりでありますし、もちろん出る前にも我々かなり不満をずっと言い続けてきているところであります。まだまだ出た段階でいろいろな課題といいますか、我々としてはそう簡単に「そうですか」という話にはならないところもありますので、それはこれからどの程度改善されるかわかりませんが、しっかりとやはり国のほうに言っていきたい、あるいは東電のほうに話をしていきたいと、要望していきたいと、このように思っています。

10番（佐藤八郎君） 村長は、加害者の説明いろいろお手伝いをしていますけれども、決して加害者の立場ではないというのは私もそう思っていますけれども、被害者であれば、やはりアンケートの結果いろいろあるでしょうけれども、そういう方が安心して土地を買ったり家を建てたり、移住する人はですよ、移住しない人はしないで自分の家の除染、解体はどうなるか、まだはっきりしていませんから、解体して更地になった場合の建てて入るための費用というものについては、やはり基本的には被害者としてそれ相応の、現在の建設基準の中間的な、平均的なもので建てられるようなものにしていくためには、今の固定資

産税評価額の算定では到底及ばない。まして家が古ければ古いほどそれに近づけないのが現状だというのは村長もわかっていると思うので、その辺はきちんと住居を確保すると。この原子力発電所の施設爆発事故がなければ、古くたって十分に管理をしながら補修しながら、1軒の家で暮らしてきたわけですから、それが避難したことによって家の中が壊れ、リフォームなんかしようがない家いっぱいあります。そういうことを踏まえれば、もっとそれ相応のきちんとした賠償をすべきだという被害者村民の立場で強く要求すべきだと私は思うんです。

村長（菅野典雄君） おっしゃられるように、それ相当の賠償はしっかりと求めていかなければならないと、このように思っていますし、今のでいいというふうには思っていません。ただ、少なくとも今のお話、ご質問ですと、ほかの方のところに行って、そこでまた全く新しい生活をということができるようということでもありますけれども、そうでない方もいますので、そう考えますと、一概にそれだけの基準で国と交渉という話にはならないというふうに思っております。

10番（佐藤八郎君） その人のためと私言っているんじゃないで、そういう方もいるんだし、飯館へ戻ってもそうせざるを得ない人もいるわけ、新たに家を建てなくちゃならない人もいますから、そういうことを踏まえれば固定資産税相当額ぐらいいったんでは、とても今の日本中の建築基準の平均単価の部分を出てこないのではないかと、補償の部分で。だからそこはきちっと、立派なのを求めるのではなくて平均的な住居、環境は必要じゃないかということでは求めるべきだと。だから、この固定資産評価にこだわりなく、きちんと求めたらいかがですか。

村長（菅野典雄君） 賠償の単価が出る前に、私らはその話はしております。しっかりとやがてを履かせた上で評価をしていただかないと、我々のこの避難生活は何らしなくていい話だったわけでありましてからという話をしているんですが、なかなか聞いてもらえないということでもあります。ですから、結果的には、今結構いろいろな不満が出ているということだろうと思います。まだまだどこまで改めてくれるかわかりませんが、決して諦めているわけではございません。以上でございます。

10番（佐藤八郎君） そのげたというのがどのぐらいを言っているんですか。

村長（菅野典雄君） げたという言葉を使ったのが、もし誤解を招くとすれば、つまり最低限、今佐藤議員がおっしゃったように、我々は原発が起きなければそのまま住んでいられたわけでありましてから、それを固定資産税なりその他なりのところで「はい、これこれですよ」という話では、なかなか、例えそれは戻るにしても戻らないにしても、あるいはどちらにしても我々のこの大変な避難生活に値するものではないので、やはりきちんと最低限のところをやっていただいた上で、なおいろいろそれぞれ財物であったり家財であったり、あるいは生活保障であったりということをお願いしたいと、こういうつもりで言ったところでございます。（「終わります」の声あり）

議長（佐藤長平君） これで一般質問を終わります。

#### ◎散会の宣言

議長（佐藤長平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年9月14日

飯館村議会議長

佐藤長平

〃 会議録署名議員 佐藤八郎

〃 会議録署名議員 志賀毅

〃 会議録署名議員 松下義喜

( )

平成23年9月24日

平成24年第7回飯舘村議会定例会会議録（第4号）



平成24年第7回飯館村議会定例会会議録（第4号）						
招集年月日	平成24年9月11日（火曜日）					
招集場所	飯館村役場飯野出張所					
開閉会の日 時及び宣告	開議	平成24年9月24日 午前10時16分				
	閉会	平成24年9月24日 午後 1時34分				
応（不応）び 招議及並 出席員席議 びに欠席議 員 出席12名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不応招 △○公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	松下 義喜	○	2	飯樋 善二郎	○
	3	北原 経	○	4	伊東 利	○
	5	北山 文子	○	6	佐野 幸正	○
	7	菅野 義人	○	8	大和田 和夫	○
	9	大谷 友孝	○	10	佐藤 八郎	○
	11	志賀 毅	○	12	佐藤 長平	○
署名議員	2番 飯樋 善二郎		3番 北原 経		4番 伊東 利	
職務出席者	事務局長 但野 誠		書記 山田 郁子		書記 三瓶 真	
地方自治法の 第121条の 規定による 説明のため 出席した の氏名 ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野 典雄	○	副村長	門馬 伸市	○
	総務課長	中井田 榮	○	復興対策課長	中川 喜昭	○
	生活支援対策課長	佐藤 周一	○	住民課長	濱名 光男	○
	会計管理者	齊藤 修一	○	健康福祉課長	藤井 一彦	○
	教育委員長	佐藤 眞弘		教育長	廣瀬 要人	○
	教育課長	愛澤 伸一	○	代表監査委員	渡邊 守男	○
	農業委員会 会長	菅野 宗夫	○	農業委員会 会長	齊藤 修一	○
選挙管理委員会 委員長	齊藤 次男		選挙管理委員会 書記	中井田 榮	○	
議事日程	別紙のとおり					
事 件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成24年9月24日(月)・午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 村長の追加提案理由の説明
- 日程第 3 発議第 7号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書(案)
- 日程第 4 発議第 8号 東京電力福島第一原子力発電所事故を「人災」と認め責任ある対応を求める意見書(案)
- 日程第 5 議案第 53号 平成23年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第 54号 平成23年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第 55号 平成23年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について ( )
- 日程第 8 議案第 56号 平成23年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 57号 平成23年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 議案第 58号 平成23年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 議案第 49号 平成24年度飯舘村一般会計補正予算(第6号)
- 日程第 12 議案第 50号 平成24年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 13 議案第 51号 平成24年度飯舘村介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 14 議案第 52号 平成24年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 15 議案第 59号 飯舘村東日本大震災復興交付金基金条例
- 日程第 16 議案第 60号 復興産業集積区域における村税の特例に関する条例
- 日程第 17 議案第 61号 飯舘村税特別措置条例の一部を改正する条例
- 日程第 18 議案第 62号 飯舘村介護保険給付費準備基金設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 19 議案第 63号 飯舘村災害対策本部条例の一部を改正する条例
- 日程第 20 議案第 64号 飯舘村防災会議条例の一部を改正する条例
- 日程第 21 議案第 65号 飯舘村過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 22 議案第 66号 平成24年度飯舘村一般会計補正予算(第7号)
- 日程第 23 閉会中の継続審査の件
- 日程第 24 閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 25 議員派遣の件

## 会 議 の 経 過

### ◎開議の宣告

議長（佐藤長平君） ただいまの出席議員12名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時16分）

### ◎諸般の報告

議長（佐藤長平君） 本日の議事日程及び追加議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（但野 誠君） 報告します。

村長より、予算補正案件1件の追加議案が送付されております。

次に、会期中の常任委員会の活動状況であります。9月11日、総務文教常任委員会並びに産業厚生常任委員会が、所管事務調査事項協議のため開かれております。

次に、発議第7号「地球温暖化対策に関する『地球財源を確保・充実する仕組み』の構築を求める意見書（案）」が、提出者大和田和夫議員から、発議第8号「東京電力福島第一原子力発電所事故を『人災』と認め責任ある対応を求める意見書（案）」が、提出者佐藤八郎議員から、それぞれ提出されております。

次に、総務文教常任委員会並びに産業厚生常任委員会から所管事務調査報告書が、お手元に配付のとおり提出されております。

次に、会期中の議長公務及び議員派遣状況であります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤長平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、2番 飯樋善二郎君、3番 北原 経君、4番 伊東 利君を指名します。

### ◎日程第2、村長の追加提案理由の説明

議長（佐藤長平君） 日程第2、追加提出議案の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日追加いたしました議案につきまして、ご説明をいたします。

去る9月6日には、仮設飯館中学校の開校式が行われ、2学期から自前の仮設中学校で授業が始まったところでございます。この仮設校舎整備工事に当たりましては、村議会のご理解をいただきながら進めてきたところでありますが、さらに、仮設校舎周辺環境整備など緊急を要する案件が生じたので、補正予算の追加をお願いするものでございます。

議案第66号は、平成24年度飯館村一般会計補正予算（第7号）であります。

既定予算の総額に543万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を73億4,681万7,000円といたしました。

歳出の主な内訳は、議会費として議会費が49万5,000円、総務費として総務管理費47万

4,000円。それから、教育費として中学校費が446万6,000円を計上したところでございます。

なお、この補正額を賄う財源といたしましては、繰越金を充当しているところでございます。

以上が、提出いたしました追加議案の概要であります。よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から、追加提出議案について説明を求めます。

（午前10時20分）

（休憩中、総務課長の議案説明）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時25分）

◎日程第3、発議第7号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書（案）

議長（佐藤長平君） 日程第3、発議第7号「地球温暖化対策に関する『地方財源を確保・充実する仕組み』の構築を求める意見書」の件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

8番（大和田和夫君） ただいま議題となりました発議第7号「地球温暖化対策に関する『地方財源を確保・充実する仕組み』の構築を求める意見書（案）」を、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林の持つ地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は京都議定書において、第1約束期間である平成20年から平成24年までの間に、温室効果ガスを6%削減することが国際的に義務づけられているが、そのうち3.8%を森林吸収量により確保するとしている。

このような中、「地球温暖化対策のための税」が平成24年10月に導入される一方、「森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保」については、「平成24年度税制改正大綱」において、「平成25年度実施に向けた成案を得るべくさらに検討を進める」とされている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい状況にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を、森林面積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組みを早急に構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月24日

福島県相馬郡飯館村議会議長 佐藤 長平

内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
国家戦略担当大臣  
農林水産大臣  
環境大臣  
経済産業大臣  
衆議院議長  
参議院議長 あて  
以上であります。

議長（佐藤長平君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提案者は自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから発議第7号「地球温暖化対策に関する『地方財源を確保・充実する仕組み』の構築を求める意見書」の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、発議第7号「地球温暖化対策に関する『地方財源を確保・充実する仕組み』の構築を求める意見書」の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第4、発議第8号 東京電力福島第一原子力発電所事故を「人災」と認め責任ある対応を求める意見書（案）

議長（佐藤長平君） 日程第4、発議第8号「東京電力福島第一原子力発電所事故を『人災』と認め責任ある対応を求める意見書」の件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

10番（佐藤八郎君） ただいま議題になりました発議第8号「東京電力福島第一原子力発電所事故を『人災』と認め責任ある対応を求める意見書（案）」について、朗読をもって提案とさせていただきます。

東京電力福島第一原子力発電所事故を「人災」と認め責任ある対応を求める意見書（案）  
去る7月5日、衆参両院議長に対し国会事故調査委員会から東京電力福島原子力発電所事故に関する報告書が提出され、この中では今回の事故を「人災」と断定しています。

これは、これまでの世界的な原発事故等を踏まえ、各国がその対応をしてきているにもかかわらず、その事実を知らず知らずのうちにその対応を先送りしてきたことを指して「人災」としています。

このことは、これまで国策として原子力行政を推進してきた国の責任が極めて重大であります。

よって、下記の事項について早急な対応を求めるものである。

記

1. 国は、速やかに今回の事故を「人災」と認め、被災者に対する責任ある対応をとること。
2. 被災者の一刻も早い帰還に向け、国が主体的に取り組むこと。
3. 東京電力福島第一原子力発電所プラント事故の早急な収束に向けて取り組みを進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月24日

福島県相馬郡飯館村議会議長 佐藤 長平

内閣総理大臣

経済産業大臣

復興大臣

環境大臣

文部科学大臣 あて

以上であります。

議長（佐藤長平君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提案者は自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから発議第8号「東京電力福島第一原子力発電所事故を『人災』と認め責任ある対応を求める意見書」の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、発議第8号「東京電力福島第一原子力発電所事故を『人災』と認め責任ある対応を求める意見書」の件は原案のとおり可決されました。

- ◎日程第 5、議案第53号 平成23年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6、議案第54号 平成23年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7、議案第55号 平成23年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8、議案第56号 平成23年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9、議案第57号 平成23年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10、議案第58号 平成23年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議長(佐藤長平君) 次に、決算審査特別委員会に付託しておきました日程第5、議案第53号「平成23年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について」、日程第6、議案第54号「平成23年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第7、議案第55号「平成23年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第8、議案第56号「平成23年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第9、議案第57号「平成23年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第10、議案第58号「平成23年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、以上6議案について一括議題とします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長(大和田和夫君) ただいま議題となりました議案第53号「平成23年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について」その他特別会計5議案を審査するため、9月18日から20日の3日間にわたり、10人で構成する決算審査特別委員会を開き、委員長に私、副委員長に北原 経君を選出し、慎重に審議をいたしました。その審査の経過と結果についてご報告します。

本特別委員会の審査の経過であります。9月18日は、各課長等から担当する事務事業に係る経費の決算状況について詳細に説明を受けました。その後、9月19日及び20日は、決算書並びに決算に係る主要な施策の成果報告書、基金の運用状況調書、決算説明資料、さらには監査委員の決算審査意見書をもとに、村長等に対する活発な総括質疑を行いました。

質疑においては、各会計における執行の基本姿勢と成果について、事業の効果及び数値などの確認をし、また、今後の方針を質しました。特に質疑の多かったものは、原発事故対策に係る特別交付税が多く交付されたことへの使い道の方法、また、放射能被ばくに対する村民の健康についてほか、見守り隊の隊員の管理状況並びに村税等の滞納整理における姿勢などの質疑が多く出されたところであります。

以上のほかにも、多くの事業に係る意見、要望、指摘がなされましたが、しかしながら、このたびの原発事故による避難生活が続く中では、23年度の事業実績を24年度に生かせる事業はごく限られた事業となっております。実際の主なものとしては、平成22年度からの繰越事業や原発事故による全村民の避難中の安全・安心と健康を守るための事業としてミニデイ事業、そして、心のケアや健康の総合健診事業に力を入れながら、早期帰村に向けた復旧・復興に向けた事業の取り組みがなされておりました。引き続き、村民の安全・安心と健康、そして心のケア事業などに力を注いでいきたいものと思います。

以上、多くの質疑を踏まえた結果、議案第53号「平成23年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について」、議案第54号「平成23年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第55号「平成23年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第56号「平成23年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第57号「平成23年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第58号「平成23年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の6議案については、原発事故によって全村民避難の中で、村民の安心・安全と健康管理など多くの事業に力を注ぐ姿勢を評価し、各種事業において、おおむね目的に沿って執行されており、適切であると認められ、各会計とも賛成多数により原案どおり認定すべきものと決定されたので、ここにご報告します。

以上で、決算審査特別委員会の審査報告を終わります。

議長（佐藤長平君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。委員長、自席に戻ってください。

これから、議案第53号から議案第58号までの各議案に対する討論を行います。

10番（佐藤八郎君） 議案第53号「平成23年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について」、村民の立場として、私は反対の立場で発言をするものであります。

本当にこの1年、大変な事故の中にあつての執行者、職員、関係者の多くの方々、本当にご苦労さまです。心より敬意と感謝を申し上げるものであります。

さて、去る9月18日に決算説明を受け、昨年1年間の行政執行と村民にとっての成果など、9月19、20日の2日間の中で質疑いたしました。多くの議員より発言があり、私も25項目について確認をいたしました。1つは健康状況、2つ目に放射性物質について、3つ目に避難のこと、4つ目は損害賠償などについてを重点に確認をしましたが、健康状況については、検査結果として、体に変化を来し、要治療や要精検、さらには精神的なものがあると。幸いに放射性物質による影響はないとのことであります。

放射性物質の講演会なり知識の普及に当たっては、国、県、民報社からの講師派遣、村として費用としては、本年の1月24日の15万円の支出のみであったと。内容については、20ミリシーベルトが体にどういう問題があり、4月22日に、住んでいて危険なので全村避難と国から指示されるまで、安全で直ちに体に影響はないでございました。そのことにより村民に大きな誤解や不安を与えるものとなりました。避難においてもコミュニティを得られなかったし、賠償も相手があるが、被害者の立場に立ってもっともっと避難のあり方や損

害の完全賠償について、村民に寄り添った行政執行が必要でありましたこと、この決算を踏まえて今後に生かすことを求めまして発言といたします。

議長（佐藤長平君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） これで討論を終わります。

これから、議案第53号「平成23年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」という声あり）

議長（佐藤長平君） この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤長平君） 起立10人。起立多数です。よって、議案第53号「平成23年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

これから、議案第54号「平成23年度飯館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第54号「平成23年度飯館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

これから、議案第55号「平成23年度飯館村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第55号「平成23年度飯館村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

これから、議案第56号「平成23年度飯館村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号「平成23年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

これから、議案第57号「平成23年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、議案第57号「平成23年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

これから、議案第58号「平成23年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、議案第58号「平成23年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

◎日程第11、議案第49号 平成24年度飯舘村一般会計補正予算(第6号)

議長(佐藤長平君) 日程第11、議案第49号「平成24年度飯舘村一般会計補正予算(第6号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

10番(佐藤八郎君) 何点か質問をし、予算の成果を求めるものであります。

まず、19ページにおける生活環境整備業務、この内容と必要性和委託先について伺うものであります。

23ページにおける一番上の備品購入費、吉倉の遊具とありますけど、これはどんなものがどの場所に設置されるのか伺うものであります。

27ページにおける被災地域農業施設整備工事並びにその下に備品購入費とありますけれども、この37棟分のパイプハウスは何人の方の分なのか。あと67台の機械の種類と、それは何人の方のものになるのか、そのことについての貸借関係はどういうふうになっているのか伺うものであります。

あとは27ページの一番下に土地購入費がありますけれども、この購入した後の考え方はどういうものが考えられるのか。

29ページにおける土木費の道路維持費、生活環境整備業務。この予算の内容を伺っておきます。

あと31ページにおける給食センター費。この全体予算の財源はどのようになるのか、給食センターの運営体制についても伺っておくものであります。

総務課長(中井田 榮君) まず、19ページの上から4段目の委託料の生活環境整備業務1,748

万6,000円の補正の内容でございますけれども、2つありまして、1つは役場本庁にかかわるものでありますけれども、1つは石畳でありますけれども、平成5年に建設をして19年たっているわけでありまして、ご承知のとおり、ところどころ石がめくれ上がっているというようなことで、下地は砂でありまして、経年劣化のために雨水等によってすき間ができて、そして、石畳がめくれているというようなことがあって、それを今回10分の10の国から補助が出るというようなことで、今回それを直していきたいというようなことで石畳の目地詰めで1,077万3,000円。あとさらには周りのアスファルト舗装でございますけれども、草がところどころに生えているというのも見られるわけでありまして、その修繕と、あと周りの草刈り、あと植栽がありますので、その植栽の剪定で671万3,000円の補正を今回計上させていただいたところであります。

あともう一点の27ページの土地の購入費でございますけれども、これもご承知のとおり、今、森林組合が入っているところの前の法定外道路でありますけれども、137メートルほどあるというようなことで、平米にして274.12平米あるわけでありまして、今回、給食センター等、あと現在森林組合等も入っている関係もあって、敷地内の法定外道路を購入して整備を進めていきたいといった内容でございます。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 23ページの備品購入費でございますが、これは吉倉の公務員住宅宿舎のところに緑地がございます、その緑地、幅3メートル、長さが15メートルぐらいですけれども、その中に幼児向けのいわゆるパンダ遊具、スプリングつきのものですね。こういったものを3台程度配置をして、入居している幼児たちの遊び場として使用したいという考えでございます。

復興対策課長（中川喜昭君） お質しの27ページの被災地域での農業支援ということで、工事と備品購入の関係であります、まずは整備工事、パイプハウスでございますが、37棟ということで10人の方々が活用されるということであります。あと備品につきましては、お質しで60何台かという話でありましたが、今のところ国のほうに上げている数字は26台でございます、9人の方々が活用するというところであります。

貸借関係につきましては、今回の補正のほうを決議いただきまして、工事の起工、あと備品の発注等を行いました後、完成、あとは購入した時点で貸借をしていきたい。この事業は、村が事業主体になりますので、農家の方々が利用者という形で村と農家の方々の貸借関係を結ぶという考えでございます。

機械の種類であります、花卉農家等々がありますが、まずは花卉等の防除機、選別機、移植機とか、あとはトラクター、あとは管理機等の附属であります。畜産農家の方々につきましてはロールベラとかモアとかも購入の予定になっております。

29ページであります、生活環境整備事業ということでございまして、この事業につきましては、国の復興庁のほうの補助事業ということでありまして、今回の区域見直しの中で避難指示解除準備区域において村道等の点検、草刈り等が実施できるということで、100%の補助を活用して行うというものであります。この補正の中には、1点が村道の草刈り、側溝の土砂撤去、支障木の伐採ということで、一応今回の解除準備区域の4行政区を一まとめにしての発注ということで、路線的には31路線を上げております。

あともう一つが、やはり同じ区域であります村道舗装、アスファルト舗装でありますけれども、クラック等ができている部分の補修作業を行うということでございます。

委託でございますが、村内の4業者を当てていきたいというふうに思っております。

教育課長（愛澤伸一君） 31ページの給食センター費についての財源と運営体制についてでございますが、給食センター本体につきましては、2年間の賃借料ということでございまして、債務負担行為も含めまして本体工事費およそ2億6,000万円ほどを想定してございますが、財源につきましては、うち3分の2が国の文教施設災害復旧事業費、残り3分の1を復興対策交付金のほうを想定してございます。

運営体制でございますが、村にいたときと同様に直営での運営を想定してございまして、職員については6名ないし7名程度を配置する予定でございます。

10番（佐藤八郎君） 役場本庁舎の石の目地詰め云々ということでありますけれども、あの石は多分自衛隊で除染やったときに全部剥がしたという情報を聞いているのですけれど、その際に下の部分が平らでなかったものを戻してそういうふうになったのか。そもそも15年たっているのですということなのか。そういう部分でこの必要性の部分では、どういうふうに理解すればいいのか。あと委託先についてはどのようになってくるのか。

総務課長（中井田 榮君） ご承知のとおり、ここの庁舎の目地につきましては、モデル事業で目地を全部取って除染をしたというようなものもありまして、目地詰めをやらざるを得ないというのがこの補正の内容でございます。さらに、あそこ全体で4,200平米ほどあるわけであります。後ろのビレッジハウスから役場の前、あと脇まで含めて石畳になってなるわけでありますけれども、その全体が4,200平米あって、そのモデル事業で目地も取った、さらには15年もたつて、19年もたつてところどころ石がゆがんでいる部分もありまして、その部分を砂の交換をするわけでありますけれども、ただ単に砂をまた敷いてゆがんだところを直したのでは、またゆがんでしまうというのもあって、その部分についてはモルタルをきちっと敷いて、さらに目地もモルタルを詰めて、そして全体を今回整備をしたいというようなことで予算を今回計上しております。ただ単に目地を詰めるというのではなくて、目地詰めの前に目地を取ったところからもう草が生えていまして、その除草も含め、さらには石にコケがくっついていっているということもあって、その清掃も含め全体で1,077万3,000円を今回予算計上させていただいたところであります。

副村長（門間伸市君） 工事はどこでやるんだということですが、きょう予算を通していただきましたならば、できるだけ早い機会に指名委員会を開きまして、業者の選定をしたいというふうに思っております。

10番（佐藤八郎君） そうしますと、今これをやらなければならないという必要性はどういう根拠になりますか。あとは、4,200平米ですと、どこまで入るんですか。ほんの森、ビレッジ、まていな家とか、あの周辺全体なのでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） まず、1点目の必要性でありますけれども、もう既にモデル事業で目地は取っておりますので、あそこを埋めない全体ががたがたになるというようなこともあって、今回ぜひとも10分の10の補助が来ますので、事業をやらせていただきたいというのが1点目です。

あと、もう一点のどこの範囲かということなんですけれども、ちょっと小さいかと思うのですけれども、役場の本庁がここにありまして、ビレッジハウスがここです。この黄色の部分の部分が現在石畳になっているところです。これ全体が4,200平米でございます。これの全体の目地が除染の作業のときに全部剥がしてありますので、モルタルを目地に詰めて、さらにゆがんでいるところは下にモルタルを敷いて、そして押さえるというふうな工事を今回やらせていただきたいと思いますという内容でございます。

10番（佐藤八郎君） 吉倉の遊具ですけど、パンダ遊具3台、緑地にした部分を何か草の上で遊べるようなことにするのか、単に3台を設置するだけなのか、その辺はどのように。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 入居している自治会のほうから、小さな子供も多いので、例えばおばあちゃんたちが子供をあやすときに、腰かけてちょっと遊べるというか、子供と一緒に過ごせるような空間が欲しいということございまして、スプリングつきのそういったものであればいいのかなということ考えております。

10番（佐藤八郎君） 農業施設37棟を10人ということですか。一番多い方、少ない方、一人の方、10人のそれぞれの棟数。あとは、前の説明だと67台農機という話ではなかったのかなと思っていたのですが、私の聞き間違いだったのかな。それは9人の方はそれぞれ、一人でも何台かというのはいないということですか。20何台で9人だからあるんですよね、当然。その内訳を。

復興対策課長（中川喜昭君） パイプハウスの棟数であります。10人の方々の内訳を申し上げますと、まず1人の方は花卉農家で3棟、あと2人目の方は花卉と野菜で5棟、あと3人目の方が花卉野菜で4棟、4番目の方は野菜で1棟、あと1人の方は酒米をつくるということで2棟、あと1人の方は野菜で4棟、あと1人の方は畜産水稲で1棟、あと1人の方は花卉で6棟、あと畜産の方は2棟、あと花卉農家の方で9棟ということで10人の37棟になります。

あと、機械関係でございますが、9人の方々の内訳でございますが、先ほど言いましたように花卉農家の方々ですとやはり花卉の防除機とか、選別機とか、移植機を購入することで、必要な部分での機械購入ということで、1台購入される方々から最大では4台まで使用したいという形で申請を受けているところでございます。

10番（佐藤八郎君） 後でその資料はいただくとして、村民はほとんど利用者になる関係で貸借関係を結ぶということで、そうすると購入してからこれは何年という期間というふうになりますか。

復興対策課長（中川喜昭君） 前に4人の方々が議会のほうの承認をいただきまして、工事発注して、今工事中でございます。あと、機械等も発注の予定をしておりますが、できた時点でというふうに思っております。今回の方々につきましても同じように工事の発注等、備品の発注等をしてからという計画でありますが、契約年数でありますけれども、今、まずは貸借関係、あとは途中でやめた場合とか、途中で飯館に移動する際の費用負担とか、いろいろな部分があるかなということで、今弁護士の方とその部分は詰めております。契約年数であります。耐用年数等の基準もあつたりという部分もありますので、今後その辺については建物の耐用年数、あと機械の耐用年数等々もありますので、そ

の辺についてはこれから詰めていきたいというふうに考えております。

10番(佐藤八郎君) そうしますと、期間なしの状態これから決めた中身で貸与というふうに、利用者自身もそう思っているんですか。

復興対策課長(中川喜昭君) いわゆる耐用年数ですと、パイプハウスの耐用年数が8年とか、機械ですと15年とかといろいろあるかと思えます。ただ、それが全部ばらばらがいいのか、一括がいいのかという部分を今相談をしております、その辺については利用者の方々には説明をしながら進めているところでございます。

10番(佐藤八郎君) その弁護士等云々の話は、いつにまとまって貸借契約というか、利用者との関係では終了となるのでしょうか。

復興対策課長(中川喜昭君) 今、さきの4名の方々につきましては、パイプハウスの工期を12月いっぱい、12月25日だったと思えますけれども、になっておる状況でありますので、いろいろあと問題が出ると困ると、お互いにやはりその辺は承諾し合いながら進めていきたいという部分でありますので、建物等の竣工になる時期前までにはきちんと進めていきたいと思っております。

10番(佐藤八郎君) 今答弁したことを後で詳細に文書でお願いしたい。

あと、土地購入費です。考え方として、あの敷地に入る道路分かなにかをもっとよくするというふうに考えたらいいか、どういうことなんでしょうか。

総務課長(中井田 榮君) 全協でも若干説明をさせていただきましたけれども、今森林組合のある前、石もずっと入っていますけれども、あそこに倣って、ずっと法定外道路、昔の赤線というものが入っているんです。137からぐっと。それで、今回、学校給食センターを建設するに当たって、それを購入して整備に備えたいというふうなことで、今回福島市さんから購入したいといった内容でございます。

10番(佐藤八郎君) 生活環境整備の部分は、避難解除準備区域の4行政区対象で31路線ということでありますけれど、これは、全部財源は10分の10になるのでしょうか。

復興対策課長(中川喜昭君) ここに上がっております29ページの生活環境整備業務ということでありまして、今お質しありましたように31路線については100%の補助という形になります。

今回ここに上げている部分は、実は村内で今村道等の維持管理を4業者のほうにお願いしております、それは村単独でやっていると。今回この100%の補助が出るということで、それらを充てるということで4行政区分だけ今回追加をします。あと、その結局村単のところが上がっている部分については、8月の臨時議会のほうで承認をいただいているという内容になっております。

10番(佐藤八郎君) 4行政区4業者で、1行政区ずつになるのか、業者名は。

復興対策課長(中川喜昭君) 4業者使うということでありますが、村のほうの指名委員会のほうの決定に従ってまいりたいと思っております。

10番(佐藤八郎君) 給食センターですけれども、要するに予算的には10分の10なんです。出すところわかればしますけれども。それで直営でやるということで1日500食、2年間ということですが、6名から7名というこの部分は、どういうふうなことで6名か

ら7名なんですか。

教育課長（愛澤伸一君） 村での給食センター調理員5名と事務員1名の6名体制。それに栄養士も現場に入ったりもしております。大体その程度でおさまればいいなというふうに考えているところでございますけれども、村のセンターができてから14年ほどたっておりまして、この間、国の衛生管理基準も大分厳しくなっておりまして、調理人の行動範囲であるとか服装等々についても非常に厳しくなっておりまして、その分、いわゆる下処理をする汚染区域と実際に調理を行う非汚染区域という区域分けが建物の中でできているわけでありまして、その区域間の人の出入りが非常に厳しくなっております関係で、円滑に調理を進めていくために、今の体制で十分かどうかということについて今検討中でございますので、ひょっとすると村の体制では人が足りなくて、1名程度増員する必要があるかなというふうに今考えているところでございます。

10番（佐藤八郎君） この6名には運転手の分も入ることになるのかなと思うのですが、それで1日500食の部分は十分安心・安全なものでやっていけるといえることになりませんか。

教育課長（愛澤伸一君） 給食の運搬車の運転手につきましても、村にいたときも午前中は中で、運転手ですので専門的なことはできませんけれども、野菜のカットであるとか配膳であるとか、そういったことをやっておりましたので、運搬車の運転手につきましても作業員の中にカウントしてございます。500食について、この範囲で賄えるかなと考えているところでございます。

復興対策課長（中川喜昭君） 先ほど佐藤八郎議員へのお答えの中で、若干勘違いといいますが、答弁の中で明瞭でない部分がありましたので、再度確認の答弁をさせていただきます。

今回の被災地域農業施設のパイプハウス等の工事です。今回の補正のほうでご承認をいただければこれから発注をするということでありまして、その発注後に工期が決まるという部分であります。先ほどの工期で12月という話をしたのは、前の補正で承認していただいた4件分の工期が12月ということになりますので、今回ご審議いただいている部分については、工期は今後ということになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ございませんか。

3番（北原 経君） 今、八郎さんも質問したのですが、19ページの委託料、13番の委託料で生活環境整備業務に関して、本庁の石畳の件なんですけど、これは除染を行いましたけど、実際のところ石というものに対しても放射線がこびりつくということからすると、どれくらいの今放射線がついているのか、その辺わかりましたらちょっとお聞かせください。

復興対策課長（中川喜昭君） 空間線量のほうは調べているといひますか、計測器がありますのであれなのですが、石畳自体の、例えば1センチ近いところの線量とかについては、調べていない状況でございます。

3番（北原 経君） 早いころに除染したわけですから、落ちたのかとは思ひますけれど、いかんせん御影石というものはやはり、完全にぼこぼこというものに対してはついていて私は思っているわけです。

あと、今まであの石畳、何回ほど補修したのか、ちょっとお聞かせください。

総務課長（中井田 榮君） 平成5年に建設をして、大がかりにやったのは五、六回だと思ひ

のですけれども、最近ここ五、六年のうちに動いているのかなというふうに思うのですけれども、少しずつ修繕はやらせていただいているところであります。

3番（北原 経君） かなり私、あそこを通るたびにがたがたとなっていて、剥がれていて、大変走りづらいし、しょっちゅう水が入ることによって凍っちゃって、石が上がって、がたがたになっている。これ復元するために10分の10なんですか。その辺ちょっと聞かせてください。

総務課長（中井田 榮君） 先ほどお答えしていますように、モデル事業で目地を全部除染するためにドライバー等で取っていますので、それをまず目地を詰めるというのが主な作業でございます。

あともう一つは、今ほどご質問あったように、部分部分石がずれているというようなところもあって、その部分の下地は砂でありますので、その砂を取ってモルタルを詰めて、それで固定をしていきたいというような工事の考えをしております。

3番（北原 経君） 正直申し上げまして、私あの施工は失敗作とっております。それで、1,077万3,000円ですか。それをかけるようですけど、除染にもなりますので、この際ですからあんな石畳全部剥がしちゃって、アスファルト舗装にでもしたほうが全くいいのではないかと思うわけなんですけど、その辺の考え方。

村長（菅野典雄君） 確かにそのとおりですが、やっぱり飯館村にとっては、やはりあの石の産地でありますし、先人がやはりそこをということでありますから、ただ、つくり方としては、やっぱりつくるときにもうちょっと考えればよかったのではないかなというところがあります。

実は私、ヨーロッパに行ったときに、もうあそこは石畳のところであります。どういう工法をやっているのかなと思って工事のところをわざわざとまって見ました。そうすると、1つは、間違いなくかなり深く砂を置いている。そして、石の大きさがもう少し飯館村よりは小さい。それでしかも石は10センチとか15センチぐらいの深さを持っている。そうするともうほとんど動かない。ところが、残念ながらかなり大きくて薄いということですから、動くのがたがたする。こういうことなんだろうと思います。

確かに毎年若干の修理を1年に一、二回やってきたということですけども、私たちにってはがたがたという感じなんですけど、ほかから来た人にとっては、なかなか味のある役場庁舎だなど、こういうことありますので、何ぼでもこの機会に補助事業をうまく使わせていただいて、私はもう役場だけではなくてもっともっと公共施設をこの生活環境で使うべきだというふうに思うぐらいの、この機会ですから100%をうまく使うことではないかということで、学校もその他も全部いろいろなことを考えてやったらというぐらい思っているところでありますので、今お話をいただきましたところに幾らかでも注意をして、意を用いてやっていきたいと思っておりますので、ぜひご理解をいただければというふうに思っております。

3番（北原 経君） 百歩下がって石を使うとしましても、今後はやはりあの修繕にかからないような施工。私あれそのままただ目地詰めてやったんでは、すぐにまた水が入って凍って浮き上がるということが目に見えています。その辺はやっぱりきちっと考えてやってい

ただくように。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ございませんか。

7番（菅野義人君） それでは、確認をしながら議論させていただきます。

歳入の部なんですけど、13ページの県支出金、県補助金の中の1番総務管理費補助金、消費者行政活性化事業費。説明では1台20万ほどということで、具体的にいきますと本庁の測定器の消耗費ということで補助が出るということで80万を計上したということですが、これは具体的にいうとどういうものが消耗費ということでこういう経費が発生するのか、お知らせをお願いします。

それから、27ページの一番上です。農林水産業費1項農業費の中の農地総務費ということで職員手当200万の超過勤務手当分として計上したと。これは、農業総務費ということで、何の業務に対する超過勤務なのかお知らせをお願いします。

それから、29ページ。先ほども議論ありました8款土木費2項道路橋梁費の中の13番委託料です。生活環境整備業務ということで、4行政区の整備ということでありました。仕事の内容は村道草刈り、側溝泥上げ、支障木伐採等ということで話がありました。これは、地震等で路肩とか路面等なども壊れている場所もあると思うのですが、そういうことはできないのか、やるのか、お伺いをします。

それから、その次のページです。31ページ。学校給食センターです。教育費の14番使用料及び賃借料。独自に給食センターを持つということで、その必要性なりその意義というものについては、全協の中でもお話ありました。特にこのように避難地域の中で給食センターを持って、独自に建設をして運用していく。もちろん安全・安心のため、温かい食事を提供するためということもあるのですが、私はやっぱりそれだけではない意義がこの給食センターには込められる必要があるのではないかというふうに思いますので、教育委員会の見解を伺います。

復興対策課長（中川喜昭君） お質しの13ページの消費者行政活性化事業費でありますけど、実はこれは県の消費者センター、食品等の放射能測定器、これを県から貸与を受けているのが4台あるということでありまして、今回のこの80万につきましては、それらの例えば検査資材とか、そういうものに対して1台当たり20万ほど補助が来るということで、4台ありますので80万を今回補助のほうに入れているということでありまして、歳出につきましては、当初の予算の中でそういう消耗品関係で148万5,000円ほど予算を計上しているということで、歳出のほうは当初でとっている。またその後から補助金が入るということで今回の計上になっているというところでございます。

29ページの生活環境整備事業、道路の維持管理の部分ということでありますが、先ほどお話ししましたように、今まで村内の道路維持にかかっている部分についての業務を、解除準備区域という部分では国のほうの復興交付金をいただくと、復興庁からの補助金をいただくとということでありますので、業務内容は今までの道路維持管理の部分のものというふうになっております。

なお、震災等の復旧の部分については、また別途で考えていくという形で今進めているところでございます。

総務課長（中井田 榮君） 27ページの一番上の職員の手当200万の増額補正でございますけれども、これは職員の超過勤務手当、時間外の超過勤務手当のものでございます。農業総務費というようなことで、主に今除染関係、土日問わず職員頑張って仕事をしておりますので、その時間外勤務手当を補正をさせていただくといった内容でございます。

教育長（廣瀬要人君） 給食センター設置の意義については、全員協議会でも直接的な意義についてはご説明をさせていただきましたが、それ以外にも考えられることは、給食センターをこの避難先に設置するという点については、幼稚園、小学校、中学校と今までも整備してきたわけですが、県内外に避難している保護者、子供たちに対して、飯舘村はこの教育の環境整備に村を挙げて取り組んでいるんだという大きなメッセージになるのではないかなというふうに思っているところでございます。

7番（菅野義人君） 最初に答弁いただきました13ページの消費者行政活性化事業費。当初予算で148万の検査資材費としてとっていた。さらに追加で80万。私ちょっと具体的にどうい消耗費というのが発生するのかわからないので、具体的にどういう消耗費なのかということをお尋ねしたかったということと、それから、村で持っている放射線の測定業務のあり方についても、私やっぱりもう一回役割等について確認をする必要があるのではないかなというふうに思ったものですから、その辺もあわせて再度確認をいたします。

復興対策課長（中川喜昭君） 支出の内容でございますが、いわゆる検査に当たりましては、ナイロン袋を使ったり、手袋を使ったり、あとタッパーを新規に購入したりとか、そういうもろもろの部分がございまして、今5台ほど動かしているものですから、それなりに量が出てくるという部分でやっております。

あと、今後のあり方ではありますが、現在、飲用水等については、今回10ベクレル下がったということで、それを調べられる機械が1台、2台入っております、時間が3時間ほどかけないとできないということでありまして、依頼を受けた部分をまた消化するのに、また別な機械を使いながらやっているということで、今現在は3台、4台、フル稼働しているという状況になります。ただ今後、帰村とかそういう部分については、再度どういう体制がいいのかという部分でありますけれども、現在については今の状況のような形で使用していきながら、今後の部分については検討しなければならないのかなというふうに思っているところでございます。

7番（菅野義人君） 恐らく現場では、かなり忙しい思いをしながら測定をされているんだろうなというふうに思いますし、あと、これはもちろん福島原発と前のチェルノブイリとは大きく違いますが、要するに後からの食べ物からの放射能摂取によっての内部被ばくについて、非常にチェルノブイリでは問題になったと。それは絶対に防ぐべきだというふうなまず考え方が今あります。そういう点では、我々は避難をしておりますから、直接飯舘の産品を食べるということはないのですが、むしろ帰村なり帰還なりをし始めたときに、ここでの測定の機能が私は大きな鍵を握るんだろうと。そのために、やはりきちっと体制を整備しておく。それから、はかったものをやはり広報としてきちっと知らせていく。この機能がやっぱり今足りないのではないかなというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） お質しのとおりでありまして、今のところは村のほうで調べているものについては、地元で今まで食べていたものが放射能を浴びて、どれだけのセシウムの状況になっているかという部分で、村民の方々が心配されているという部分での検査品目が多いのかなというふうに考えております。結果的には、水は放射性物質入っていない状況になっておりますが、あとの農作物なり山の山菜等については、かなり量が入っているということで、本人のほうにはかなり入っていますから食べられませんね程度の今の話しかできていない状況でありますけれども、やはりそういう部分を、村内でとれたものがこういう状況だということも、今まで2回か3回程度はお知らせ版程度でお知らせしてきたような形ではありますが、今後、それをもっと毎月とか、そういう部分でお知らせできるような体制にしていきたいというふうに考えております。

7番（菅野義人君） 給食センターの件についてお伺いをします。

教育長の答弁では、飯館村の教育の環境整備に非常に本気だと、熱心だということを外に知らせるといふ。そのことについては、恐らく今までの仮設の校舎を見てもそうだし、今回給食センターということ、やはりそういうことなんだろうと。ただ、従来、飯館村の給食センターでは、かなり地産地消にこだわってやっておりました。独自のメニュー等もかなり開発しておりました。私は、今回は地産地消については当然対応ができませんが、やっぱりそれにかわる独自の給食センターのあり方というのでしょうか、方針をやっぴりつくる必要があるんだろうと。いわゆる広域でやっている給食センターとは異なった給食センターの運営の仕方あるいはねらい、教育的な価値、それらも含めて追求すべきではないかというふうに私は思うのですが、いかがでしょうか。

教育長（廣瀬要人君） 村外に避難している人たちの声を聞いてみますと、村に戻る条件として、線量の軽減と医療と教育だと、こういうような話をしている人がおりますけれども、そういう意味では今まで村が取り組んできたこの教育の充実については、非常に私はいいいメッセージであるなというふうに思っております。なお、避難先における給食センターのこれからの役割。これは、今後教育委員会としても考えていかなければいけない提案だなというふうに思っておりますので、今後の一つの教育委員会の課題にさせていただきたいというふうに思っております。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ございませんか。

9番（大谷友孝君） 何点かお尋ねをします。

29ページ、生活環境整備業務、準備区域4行政区ということでもございました。これは、居住制限区域まで該当させられなかったのか。今後どのように考えているのか。

あと、中学校費で工事請負費、時計等の修繕工事がございますが、その内容等についてお尋ねをいたします。

それと31ページ、給食センター費の工事請負費。外構工事、アスファルト舗装だということでもございますが、この対象となる敷地内、手前は森林組合、商工会等々については砂利道でございますから、あの敷地内も含んでの工事になるのかどうか、お尋ねをしたい。

復興対策課長（中川喜昭君） 29ページの生活環境整備業務の部分でございますが、お質して解除区域以外に居住制限区域という話がございましたが、一応、復興庁からの部分での補

助金と、福島の復興再生特措法に基づいている部分であります。一応その対象となる区域が旧緊急時避難準備区域、あとは本年3月以降に避難指示解除準備区域に指定された区域というふうになっておりまして、今回のこの道路の維持管理については、4行政区の指示解除準備区域という形で設定をさせていただきました。

先ほど総務課長のほうから答弁ありました役場施設についてもこの事業でやっております。これらについては居住制限の部分であります。線量が低くなって除染もしているということで、そこは特枠で見ていただいたという部分もあります。

教育課長（愛澤伸一君） 29ページ、飯館中学校の時計等修繕の内容ということでございますが、破損いたしましたのが4月3日から4日にかけての村内に吹きました強風で、外壁のサイディングが剥がれたというものでございます。現在仮補修を行っているところでございますが、今回サイディング、実は部分補修を考えておりましたけれども、同じものを今つくっていないということで、4面とも74平米ほどサイディングの補修をしたいと。それから、時計が1基壊れているということで、時計を1基新しいものにかえたいというのが主な工事の内容でございます。

それから、給食センターの外構工事でございますけれども、舗装工事3,800平米ほどを想定しておりまして、敷地の全域を今のところ想定しているところでございます。

9番（大谷友孝君） 草刈りですが、やっぱり飯館は、準備区域の居住制限も一緒にインフラ整備やりましょうという方向でいるわけですから、次年度になるのかわかりませんが、この前、村単で追加を出しているわけでありまして。ですから、やっぱり今後この居住制限も含めた交渉が必要なのではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今回につきましては、道路の維持補修については避難解除準備区域ということでの設定をさせていただきました。また、今後その辺について、今のところ、継続になるかどうかという部分はまだ決定していないようでありましてけれども、今後それについては幅を持たせるような形で、お願いできるかどうかという部分もありますが、検討させていただきたいと思っております。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ございませんか。

8番（大和田和夫君） 石畳の件であります。

課長の答弁だと、目地から出ている草を取って、石についているコケを除去して、その中にと目地をモルタルで詰めるということなんでありますが、このような作業だけでこの1,070万という予算計上は、私はちょっと疑問であります。それで、この積算はどのようにされたのか、その積算をまず伺っておきたいと思っております。

あと、吉倉の遊具ですか。これ幼児向けの3台の遊具ということなんですが、設置場所は緑地地帯という答弁がございましたが、この緑地地帯というのはどこを示しているのか。その辺をお聞きしたいと思います。

総務課長（中井田 榮君） 目地詰め1,077万3,000円の積算根拠でございますけれども、3つほど先ほどお答えしておりますけれども、まず1つ、目地詰め前の除草でございますけれども、全体で面積が4,200平米あって、その中の除草作業が大体1,400平米ほどございます。その除草作業で712万9,000円。あと目地詰め前の掃除、コケがついている、その辺の掃除

をしてというようなことですが、これが57万8,000円。あと目地詰めが4,200平米ほどあるというお答えをしていますけれども、これが積算で306万6,000円。合わせて1,077万3,000円の積算をさせていただいたところでございます。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 吉倉でございますが、1号棟の裏手、建物の裏手に駐輪場の建屋がございますが、その隣接でありまして、かつては芝生でアスファルトのブロックみたいな、10センチから15センチぐらいの高さのところは土盛りしたものがございまして、そこに芝生があったわけですが、現況は入居者の皆さんが野菜などの栽培といいますか、そんなものを並べておたわけですが、そこが遊具を置くにはふさわしいというか、財務事務所のほうでも協議をしまして、そこをお借りできるというようなことで設置をしたいと思っております。

8番（大和田和夫君） そうしますと、この坪単価というのはどのくらいになるのか、まず聞いておきます。

○ 総務課長（中井田 榮君） 坪単価については、今計算をした後でお答えしたいと思います。10分の10の補助とはいっても、多くの方々の税金でありますので、とにかく実施に当たっては精査をして、なるべくかからないような形で進めていきたいというように考えております。

8番（大和田和夫君） 先ほど北原議員からもあって、重なるかと思いますが、この石畳、平成5年に施工されて、当時は飯館の産品として、飯館の御影石ということで使われたんだと思います。しかしながら、現在は、この石畳は余り評価がよくないようであります。それで私が思うには、この際でありますから、自動車が主に通行する範囲ぐらいは、この際思い切って舗装にすべきではないかこのように考えているのですが、いかがでしょうか。

○ 村長（菅野典雄君） 足の弱い方あるいは車いすということで、一部は舗装に直しているところあります。今回、その可能性ができるのかどうかも含めて、ちょっと検討させていただきたいと思っております。そうすると、自動車が通るところということになりますと、かなりの広範囲でやっていますから、先ほど北原議員もおっしゃったように全部したほうが良いと、こういうことになるのかもしれないから、何せ皆さん方のご意見はそういうことと、ということありますので、どうなるかはちょっとですが、意を用いる検討はしてみたいとこのように思っています。

8番（大和田和夫君） 吉倉の遊具なのですが、現在の吉倉の自治会の皆さんが花壇として使われているところではないんでしょう。

生活支援対策課長（佐藤周一君） まさにそこでございます。

8番（大和田和夫君） そこだとすれば、私3日に一遍ぐらい吉倉に行くのですが、この春から花などを植えてきれいな花壇にしている、花を楽しんでいる人がいるのです。それは自治会でやっているんだか、個人的にその花を植えて楽しんでいるんだかわからないけど、そういう楽しみを取り上げるというか、そういうことになってしまうのではないですか。そこに設置をするとすると、だから、もしそこだとすれば、場所をかえてでもという考えはあるのかないのか。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 村のほうでもそういったことも心配しましたので、自治会

の皆さんでお話し合いをしていただきました。結果、そこでもよろしいということでございますので、自治会の中で話し合いは、合意といたしますか、されているものだと思います。総務課長（中井田 榮君） 先ほどの目地詰め1,077万3,000円の坪当たりの単価でありますけれども、8,461円でございます。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから、議案第49号「平成24年度飯館村一般会計補正予算（第6号）」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号「平成24年度飯館村一般会計補正予算（第6号）」は、原案のとおり可決されました。

#### ◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 喫飯のため暫時休憩いたします。再開は13時10分といたします。

（午前11時55分）

#### ◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時10分）

#### ◎日程第12、議案第50号 平成24年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤長平君） 日程第12、議案第50号「平成24年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから、議案第50号「平成24年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第50号「平成24年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13、議案第51号 平成24年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第2号）

議長（佐藤長平君） 日程第13、議案第51号「平成24年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから、議案第51号「平成24年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第2号）」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第51号「平成24年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14、議案第52号 平成24年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤長平君） 日程第14、議案第52号「平成24年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから、議案第52号「平成24年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号「平成24年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15、議案第59号 飯館村東日本大震災復興交付金基金条例

議長（佐藤長平君） 日程第15、議案第59号「飯館村東日本大震災復興交付金基金条例」を議

題とします。

これから質疑を行います。

7番(菅野義人君) この東日本大震災復興基金交付金基金条例。国のほうのこの基金に関しまして、いわゆるその効力期間が設定されております。説明資料によりますと、この条例は平成28年3月31日限りと、あと正味3年6カ月ですね。そうしますと、このいわゆる原発災害で避難している飯舘村にとりまして、この残された期間という中の設定では、十分な復興に対する取り組みができない、あるいはもうできるものもありますが、まだ残るものもある、そのように考えられますが、その見解についてまずお伺いをします。

総務課長(中井田 榮君) ご質問のとおり、今後復興計画に基づいて村の復興を進めるわけでありまして、物によってはこれから期間がかかるものも出てくるかと思っておりますので、今後それを進めるに当たっては、この期間でやれるものについてはこの計画のもとに進めるものとしても、村としては、今後復興計画に基づいて国なり県に要望を重ねながら、この国の事業で復興ができるように進める必要があるというように考えています。

7番(菅野義人君) 恐らく、国も多少この弾力性を持って対応したいというふうな意向は持っておりますが、基本的に国のほうは、この交付金のかかる事業については、集中復興期間というのを設定して、いわゆる27年度いっぱいまでの対応を進めていくと。早く復興を進めたい。そして28年度以降については、その予算的なものについてどうも検討課題だというふうな表現をされております。これは復興庁のQ&Aのページを見てみますと、そういうことが書いてあります。

そうしますと、私はこの飯舘村における復興基金を使った復興というのは、どうしても公共事業中心の整備復興になってしまうのではないかと。そうしますと、いわゆる避難地区の今の設定から考えますと、村民一人一人に向き合ったような復興という施策がとりづらくなるのではないかと、そのように懸念するのですが、いかがでしょうか。

総務課長(中井田 榮君) ご承知のとおり、この復興特別区域法につきましては、40事業の中の事業でありまして、その中には、これからやります、計画しております復興住宅とか、あとはバイオマスとかが含まれているわけでありまして、ご指摘のとおり大きな事業を、国は40事業の中で組んでいますから、そういったものを村としては特別区域法の中で進める。さらには、前にも準備委員会でもお答えしていますけれども、いろいろな形で工夫をして、復興をしていかななくてはいけないわけでありまして、民間の力もかりながら、さらには国、県の補助事業も入れながら、今後復興に向けて事業を推進してまいりたいというふうにご考えております。

7番(菅野義人君) そうしますと、この集中復興期間とされている年度内でこの復興交付金を活用していくということになりますと、逆算しますと、この交付金を活用するための計画の策定をかなり早い段階からしないと期間が残されないというふうに私考えるのですが、その点からしましてその計画の立案というのは、いわゆるタイムリミットというのでしょうか、それはいつごろと考えていますか。

総務課長(中井田 榮君) まだ時期についてはわからないわけでありまして、ただ、今、この前国の説明がありまして、ランドデザインです。再生計画なんですけれども、

今後、再生に向けての復興については、国のほうで再生計画を立てるといようなことで説明がありました。村から質問させてもらったのは、とにかく村では第1版、第2版の復興計画を立てているわけでありますから、できれば村としては、その復興計画に基づくブランドデザインなり、その財政措置をしていただくように国、県のほうには要望してまいりわけでありますけれども、その辺を具体的に国のほうに再生計画の中に盛り込んでいただくように要望しているところであります。近く国のほうで、職員が来て、細部にわたって聞き取りをするということでありますので、今まで議会ともども議論を重ねております村外拠点、村内拠点につきましては、国のほうに今後とも要望してまいりたいと考えております。

7番（菅野義人君） 恐らく短期間の中でその計画をつくらなければいけないというときに、要するに国の方針の中では、同一年度の中に交付金事業の計画は、変更の可能性はあるというふうに言われているわけです。そうしますと、1回立てた計画がもう完全に固定化されているという方法も、もちろんこれは必要なことなんでしょうが、場合によってはこの短期間でつくるものですから、一部変更もあり得ると。そういうニュアンスを持って対応していくのがよろしいのではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） ご指摘のとおり、短時間の中で村民の声を含め、議会とも議論を重ねて第2版の計画も立てているわけでありますから、今後とも第3版の復興計画を具体的に立てるに当たって、さらに国、県とも要望を重ねながら、第1回の計画の提示で決めるのではなく、村民なり議会の声も十分に聞きながら、さらに国、県に要望していきたいというふうに思います。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから、議案第59号「飯館村東日本大震災復興交付金基金条例」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第59号「飯館村東日本大震災復興交付金基金条例」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16、議案第60号 復興産業集積区域における村税の特例に関する条例

議長（佐藤長平君） 日程第16、議案第60号「復興産業集積区域における村税の特例に関する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから、議案第60号「復興産業集積区域における村税の特例に関する条例」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第60号「復興産業集積区域における村税の特例に関する条例」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17、議案第61号 飯舘村税特別措置条例の一部を改正する条例

議長（佐藤長平君） 日程第17、議案第61号「飯舘村税特別措置条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから、議案第61号「飯舘村税特別措置条例の一部を改正する条例」を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第61号「飯舘村税特別措置条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18、議案第62号 飯舘村介護保険給付費準備基金設置条例の一部を改正する条例

議長（佐藤長平君） 日程第18、議案第62号「飯舘村介護保険給付費準備基金設置条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから、議案第62号「飯舘村介護保険給付費準備基金設置条例の一部を改正する条例」

を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、議案第62号「飯館村介護保険給付費準備基金設置条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19、議案第63号 飯館村災害対策本部条例の一部を改正する条例

議長(佐藤長平君) 日程第19、議案第63号「飯館村災害対策本部条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 討論なしと認めます。

これから、議案第63号「飯館村災害対策本部条例の一部を改正する条例」を採決します。  
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、議案第63号「飯館村災害対策本部条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20、議案第64号 飯館村防災会議条例の一部を改正する条例

議長(佐藤長平君) 日程第20、議案第64号「飯館村防災会議条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 討論なしと認めます。

これから、議案第64号「飯館村防災会議条例の一部を改正する条例」を採決します。  
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、議案第64号「飯館村防災会議条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可

決されました。

◎日程第21、議案第65号 飯舘村過疎地域自立促進計画の変更について

議長（佐藤長平君） 日程第21、議案第65号「飯舘村過疎地域自立促進計画の変更について」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから、議案第65号「飯舘村過疎地域自立促進計画の変更について」を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第65号「飯舘村過疎地域自立促進計画の変更について」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22、議案第66号 平成24年度飯舘村一般会計補正予算（第7号）

議長（佐藤長平君） 日程第22、議案第66号「平成24年度飯舘村一般会計補正予算（第7号）」についてを議題とします。

これから質疑を行います。

8番（大和田和夫君） 教育費なのですが、川高のクリーニング代、それから道路補修140メートルですか、それぞれ予算を計上されているようですが、今現在、体育館の工事が進行中でありましてね。その工事車両は、この北側、南側ですか、この道路は今利用といたしますか、通行されていないのか、お尋ねいたします。

教育課長（愛澤伸一君） 体育館の工事車両については、今子供たちが通っております通常の入り口から入っております。通学時間帯と重ならないような時間でやっておりますので、子供たちの安全は確保されているかなと思っております。

8番（大和田和夫君） そういうことではなくて、この予算が通れば、この工事に入るわけなんだろうから、工事車両がこの道路を使っている場合は工事は無理なのかなと思ったもので、今お尋ねしたところです。

教育課長（愛澤伸一君） 今回工事費で上げさせていただいておるのは、敷地の南側の通路でございまして、現在こちらのほうの道路は、工事には使っていないと思っております。

8番（大和田和夫君） 今、体育館のほうの話になっていったものですから、体育館の竣工はいつごろと考えておられるのか。

教育課長（愛澤伸一君） 現在12月の上旬というふうに予定しております。

8番（大和田和夫君） 先日、飯舘中学校の生徒と話をする機会がありまして、赤蜻祭のことなんですけど、去年は川俣町にお世話になって、公民館で赤蜻祭を行ったということだった

のですが、ことしはぜひ自分の学校の中で、ぜひ赤蜻祭をやりたいという声がございました。この赤蜻祭に合わせて体育館の竣工と私は思っているのですが、いかがでしょうか。

教育長（廣瀬要人君） 中学校の赤蜻祭ですけれども、当初、体育館の竣工時期が明確でなかった時点では、昨年と同じように川俣の中央公民館をお借りして実施したいという計画を持っていたようですが、中学校の体育館の竣工の見通しがついたということで、現時点では新しい体育館を使ってやる方向で今調整をしているようでありましてけれども、まだ流動的なところがございますので、もう少し詰めていきたいと思っております。今の時点では、新しい体育館でやりたいというような意向を持っているようであります。

8番（大和田和夫君） やりたいじゃなくて、ぜひこの生徒たちの声に応えていただきたいとこのように思いますが、もう一度。

教育長（廣瀬要人君） 最終的には校長が決定する案件でありますけれども、そのような方向で指導していきたいというふうに思っています。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑はありませんか。  
（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。  
これから、議案第66号「平成24年度飯舘村一般会計補正予算（第7号）」についてを採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。  
よって、議案第66号「平成24年度飯舘村一般会計補正予算（第7号）」については、原案のとおり可決されました。

◎日程第23、閉会中の継続審査の件

議長（佐藤長平君） 日程第23、閉会中の継続審査の件を議題とします。  
議会運営委員会から、地方自治法第109条の2第4項に規定する事項について、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。  
お諮りします。  
議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。  
（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。  
よって、議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第24、閉会中の所管事務調査の件

議長（佐藤長平君） 日程第24、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教常任委員会から、新たに取得する土地の現状調査及び学校給食センター用地の確認調査について、産業厚生常任委員会から、避難地における酪農、花卉、野菜栽培農家などの現状調査について、それぞれ所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員会から申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会から申し出のとおり、許可することに決定しました。

◎日程第25、議員派遣の件について

議長（佐藤長平君） 日程第25、議員派遣の件についてお諮りします。

お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、派遣することに決定しました。

◎閉会の宣言

議長（佐藤長平君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成24年第7回飯館村議会定例会を閉会いたします。

長い間、ご苦労さまでした。

（午後1時34分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年9月24日

飯 館 村 議 会 議 長

佐藤長平

” 会議録署名議員

飯 樋 善 一郎

” 会議録署名議員

北 原 経

” 会議録署名議員

伊 東 利